

## 2. 施設の現状と課題

### 2-1. 公共施設の概要

この項目では、個別利用実施計画の策定にあたり、現状を把握し、分析するために令和元(2019)年度に策定した実態把握調査報告書の各調査項目の中から、公共施設の再配置にあたって、公共施設全体の将来ニーズ等を検討する上で必要な、本市の人口推計や施設の配置などの基本的な情報について整理しました。

#### 2-1-1. 人口・世帯数の推移と将来人口

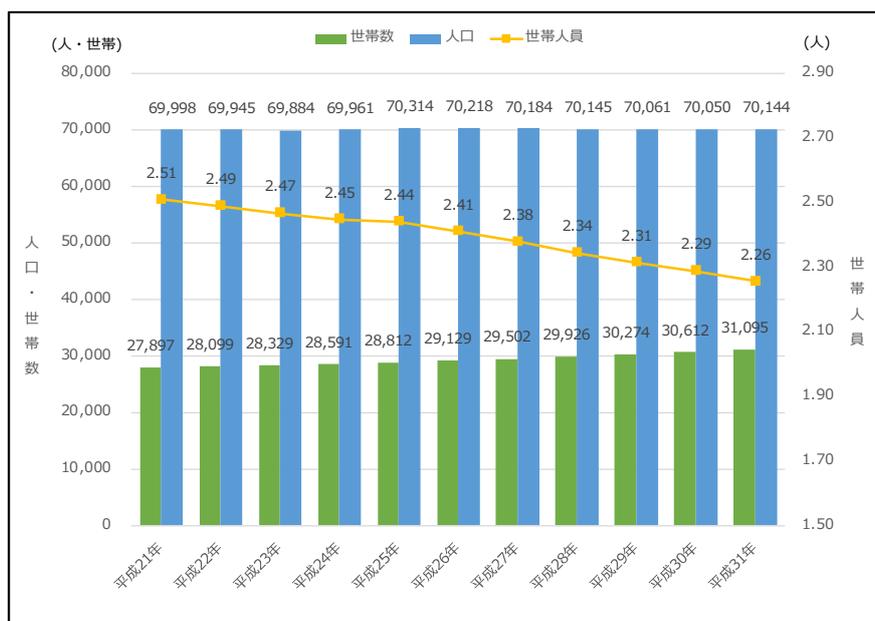
##### (1) 総人口・世帯数・世帯人員

本市の人口は、昭和41(1996)年の町制施行以降、急速に増加しました。昭和50(1975)年代から昭和60(1985)年代にかけては、1年間で4,000人以上増加した年もあり、特に昭和55(1980)年度から昭和60(1985)年度にかけての人口増加率(国勢調査における人口)は37.8%で、県内1位、全国でも有数の人口増加都市でした。

その後、平成3(1991)年度の1,358人の増加を境に1,000人以上の人口増加はなくなりましたが、緩やかな人口増加は続き、近年は横ばいから減少傾向に転じています。

昭和後期の急激な人口増加は、その多くが転入者によるものでした。当時の若い世代が一気に増加したことで、特定の年齢層が多い偏った人口構成となり、そのことが全国と比較しても急速な少子高齢化が進行している一因となっています。

なお、平成31(2019)年1月1日現在、本市の人口は70,144人となっており、近年ではほぼ横ばいの状況が続いています。また、世帯数は平成21(2009)年以降、毎年200世帯以上増加していますが、一世帯当たりの人員(世帯人員)は一貫して減少していることから、核家族や単身世帯の増加が進んでいるものと推測されます。(図2-1)



(出典：埼玉県町(丁)字別人口調査)

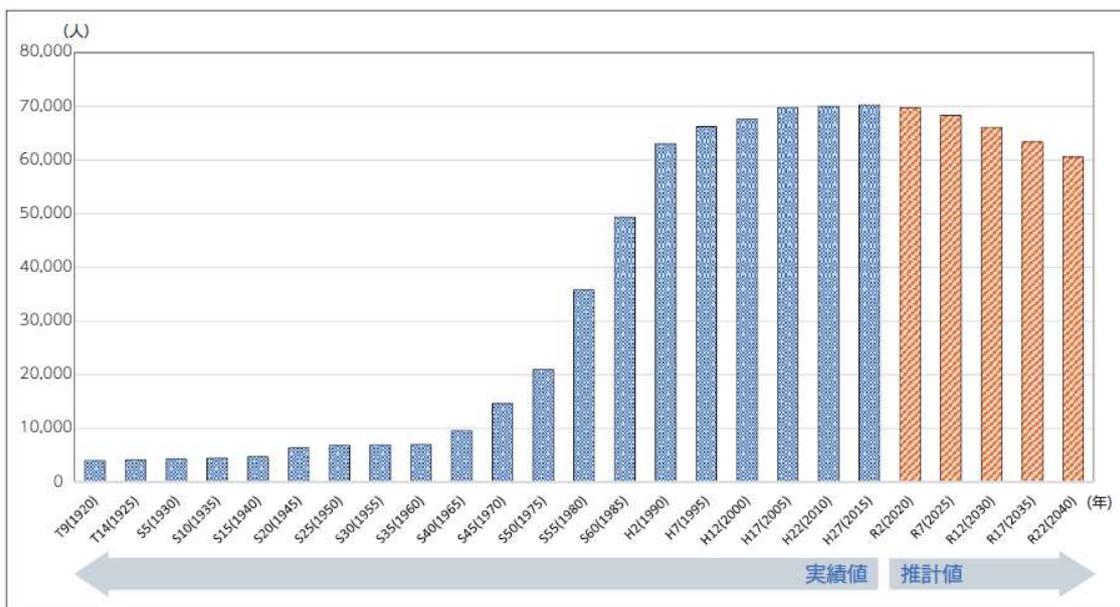
図2-1 人口・世帯数の推移

## (2) 将来人口の見通し

第6次鶴ヶ島市総合計画「前期基本計画」によると、今後、本市の人口は、一貫して減少するものと予想されています。(図2-2)

また、老年人口(65歳以上の人口)の割合は増加し続ける一方、生産年齢人口(15~64歳の人口)と年少人口(0~14歳の人口)の割合は減少し続ける見込みです。

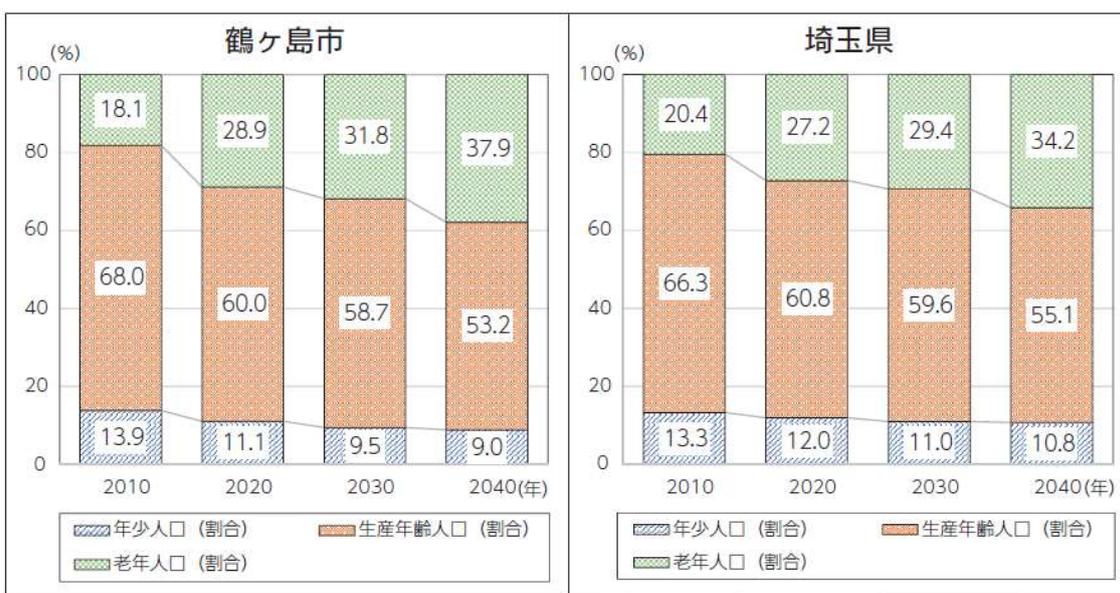
特に、令和2(2020)年から令和12(2030)年までの年少人口割合の減少速度が、県内の市のうち第2位と、急速な少子化の進行が予想されています。(図2-3)



(出典：第6次鶴ヶ島市総合計画「前期基本計画」)

図2-2 鶴ヶ島市の人口の推移

※平成27(2015)年までは「国勢調査」のデータに基づく実績値、令和2(2020)年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ(平成30(2018)年3月公表)に基づく推計値



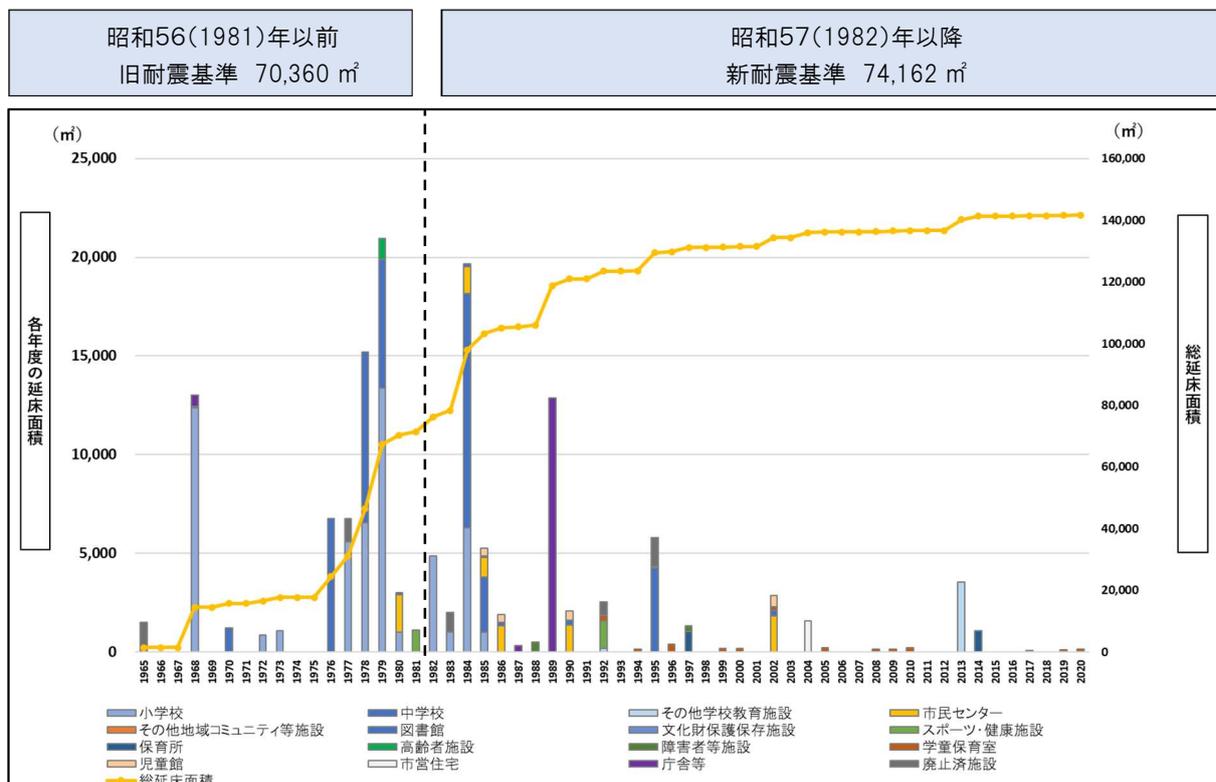
(出典：第6次鶴ヶ島市総合計画「前期基本計画」)

図2-3 年齢3区分別人口割合の推移(鶴ヶ島市と埼玉県の比較)

## 2-1-2. 施設整備量の推移

### (1) 公共施設の延床面積と各年の整備面積

本市では昭和 52 (1977) 年頃からの人口増加に合わせ、昭和 51 (1976) 年から小・中学校をはじめとして多くの公共施設を建設してきました。中でも昭和 53 (1978) 年、昭和 54 (1979) 年及び昭和 59 (1984) 年には、年間 15,000 m<sup>2</sup> を超える施設を整備しましたが、近年では大規模かつ新たな公共施設の建設は減少しています。(図 2-4)



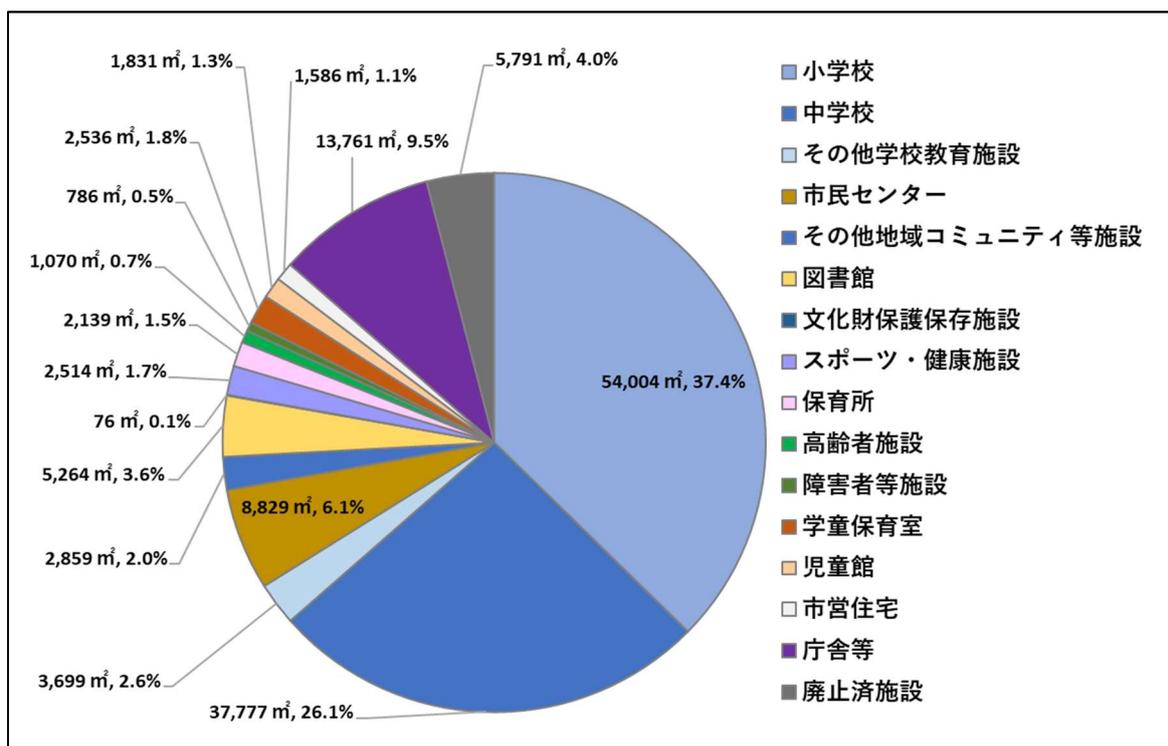
(対象施設一覧表より作成)

図 2-4 施設整備量の推移

### (2) 延床面積

個別利用実施計画における対象施設の総延床面積は 144,522 m<sup>2</sup>あり、施設分類別の割合を見ると、小学校が 37.4% (54,004 m<sup>2</sup>) と最も多く、続いて中学校が 26.1% (37,777 m<sup>2</sup>) となっています。

学校教育施設全体で見ると、66.1% (95,480 m<sup>2</sup>) を占めています。その他、延床面積が比較的大きい施設を見ると、庁舎等が 9.5% (13,761 m<sup>2</sup>)、市民センターが 6.1% (8,829 m<sup>2</sup>) となっています。(図 2-5)



(対象施設一覧表より作成)

図 2-5 施設分類別の延床面積

### (3) 類似団体との比較

本市の公共施設における対象施設の市民一人当たりの施設総延床面積は 1.98 m² となり、類似自治体※の平均値と比較すると、本市が上回っています。(表 2-1)

表 2-1 類似自治体の施設状況

令和 2 (2020) 年 4 月 1 日現在

市名	鶴ヶ島市	桶川市	北本市	蓮田市	八潮市	吉川市	和光市	類似自治体平均	
人口(人) R2年4月1日現在	70,095	74,269	65,432	61,387	93,101	71,869	84,023	75,013.50	
面積(km²) R2年1月1日現在	17.65	25.35	19.82	27.28	18.02	31.66	11.04	22.20	
人口密度(人/km²)	3,971.39	2,929.74	3,301.31	2,250.26	5,166.54	2,270.03	7,610.78	3,379.75	
R元歳入額(千円)	22,989,596	25,032,099	21,267,398	20,355,556	32,088,095	26,396,450	29,823,590	25,827,198.00	
R元歳出額(千円)	21,935,470	24,504,060	20,240,185	19,357,464	30,729,559	25,797,344	27,769,763	24,733,062.50	
施設総延床面積(m²)	138,731.24	120,746.96	145,434.80	113,146.98	156,243.00	119,196.27	172,656.63	135,498.71	
m²/人	1.98	1.63	2.22	1.84	1.68	1.66	2.05	1.81	
延床面積内訳(m²) R2年3月31日現在	学校教育施設	95,479.89	78,806.90	86,672.08	74,849.28	91,033.00	82,933.00	81,549.69	82,640.66
	地域コミュニティ等施設・学習施設	17,028.17	21,287.23	23,426.65	12,750.51	18,310.00	10,606.26	21,628.94	18,001.60
	健康保健施設	2,514.08	2,684.68	9,672.21	8,002.79	12,070.00	10,686.17	17,832.31	10,158.03
	福祉施設	8,362.02	8,349.15	14,305.20	8,892.03	12,680.00	6,695.12	23,221.23	12,357.12
	市営住宅	1,586.10	0.00	1,555.59	0.00	12,902.00	0.00	0.00	2,409.60
庁舎等	13,760.98	9,619.00	9,803.07	8,652.37	9,248.00	8,275.72	13,992.05	9,931.70	

※類似自治体とは、埼玉県内の人口と産業構造(産業別就業人口の構成比)が類似した自治体です。

※類似自治体平均は鶴ヶ島市を除いたものです。

※鶴ヶ島市の延床面積に廃止済施設(5,791.17m²)は含んでいません。

### 2-1-3. 公共施設の配置状況

本市の公共施設は、配置状況やサービスの特性から、「市全体からの利用が想定される広域を対象とする施設」と「市内を一定の範囲で分割する通学区域を対象とする施設」、さらに「生活圏域を対象とする施設」に分けられます。用途別配置状況は、この利用圏域別に示します。

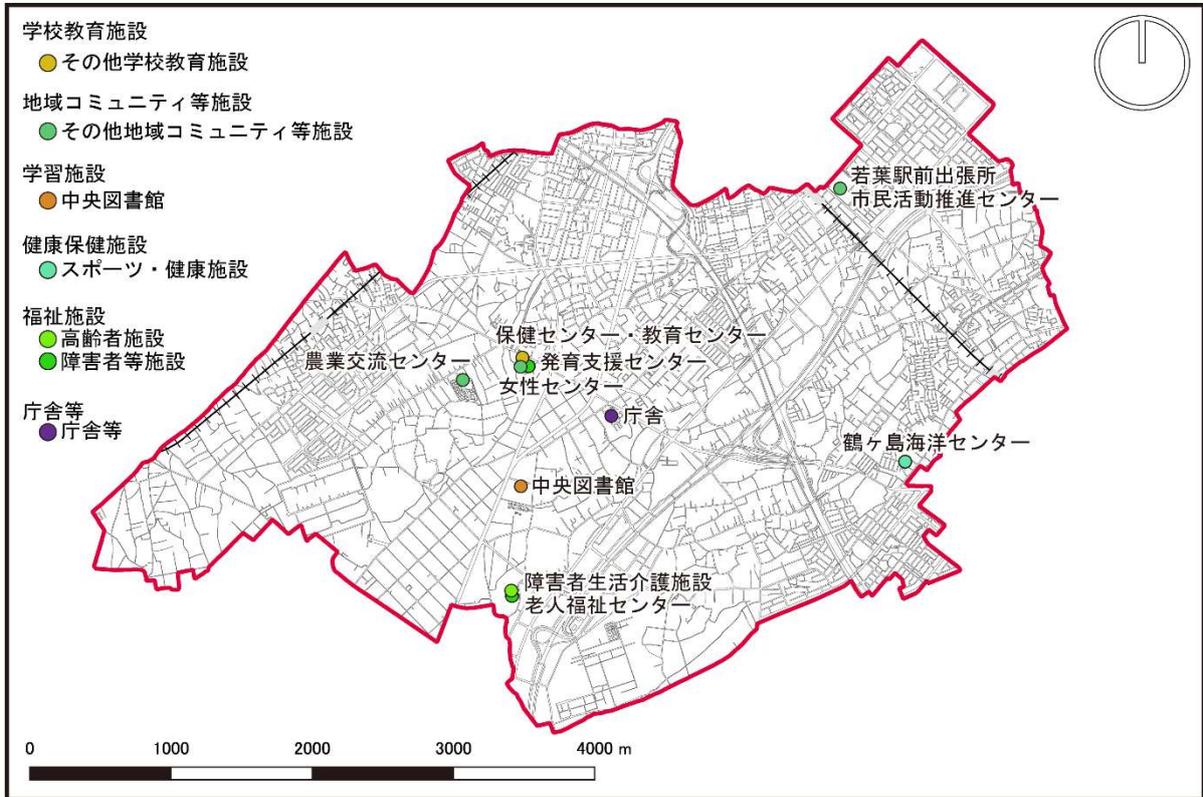
また、日常的な公共サービスの圏域ではないものの、災害時等には避難場所としての側面がある施設もあることから、「災害時避難圏域」も合わせて整理します。(表2-2)

表2-2 利用圏域の考え方

利用圏域	考え方	想定される利用者	施設
広域	市全体または市の大部分をカバーする比較的大規模な施設。市に一つ、または、複数あり、市全域、または、市外の方も含め利用する。	市民全般、利用者団体、他市周辺住民	教育センター 女性センター 農業交流センター 市民活動推進センター 中央図書館 鶴ヶ島海洋センター 保健センター 老人福祉センター 障害者生活介護施設 発育支援センター 庁舎 若葉駅前出張所
通学区域	小学校区、中学校区の一定の範囲をカバーする施設。	児童・生徒	小学校、中学校 (付随的に放課後児童クラブ)
生活圏域	市民の日常生活圏をカバーする施設。主に地域の市民の利用を想定するが、施設によっては地域外からの利用もある。	地域住民	市民センター 図書館分室(中央図書館含む) 保育所 児童館
災害時避難圏域	避難所に指定される公共施設の避難圏域。災害時の一次避難場所となる屋外避難場所から2km(日中)、1km(夜間)の範囲とする。	地域住民	小・中学校屋外運動場 埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校屋外運動場 鶴ヶ島海洋センターグラウンド・広場 各公園
その他	利用者が特定される施設、または、市民利用に開放されていない施設。	職員、居住者、その他	学校給食センター 龍蛇ふる里会館 新町住宅 文化財整理室

### (1) 広域を対象とする施設

広域を対象とする施設は、主に多くの施設が市の中心部に位置しています。一部、鶴ヶ島海洋センターは市の東部に、老人福祉センターと障害者生活介護施設は市の南部に位置しています。(図2-6)



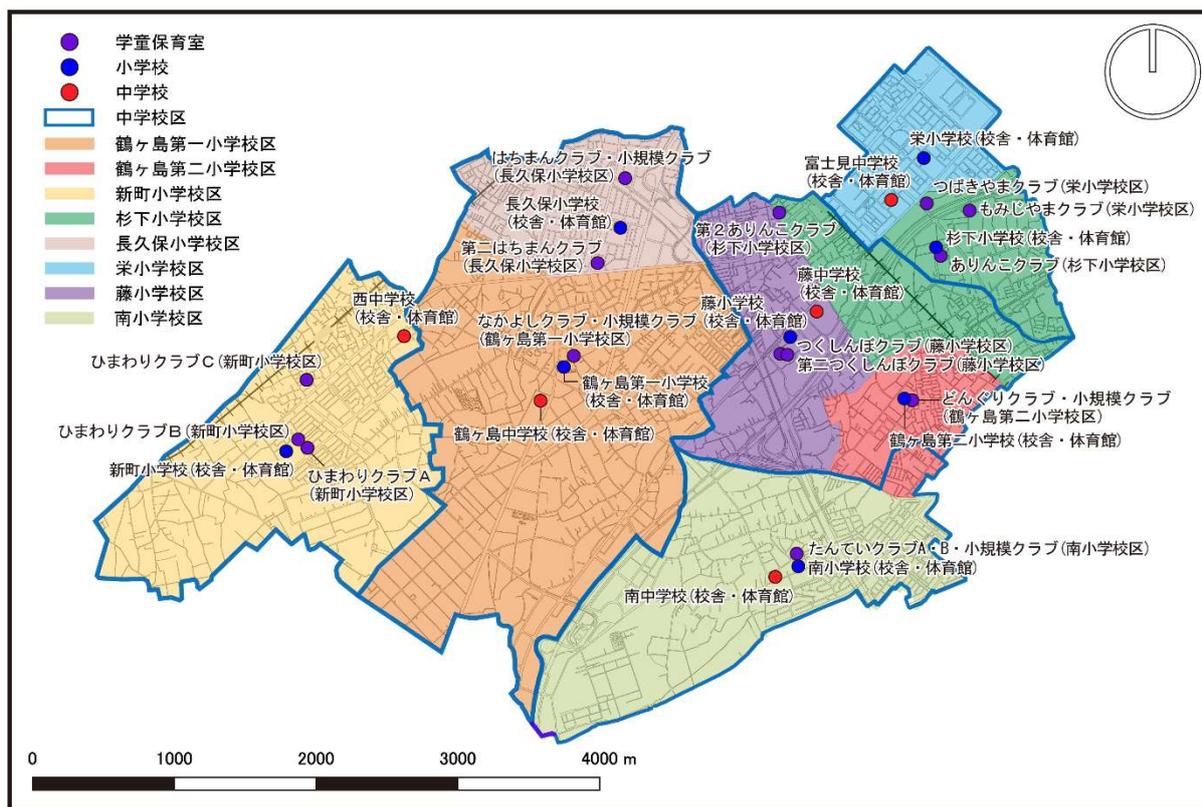
(国土数値情報、基盤地図情報より作成)

図2-6 広域を対象とする施設の配置状況

## (2) 通学区域を対象とする施設

小・中学校の配置状況及び通学区域は、平成 24（2012）年度に行われた「鶴ヶ島市立小・中学校学区審議会」では、小・中学校の通学区域に関する基本的な考え方として「1つの小学校の卒業生が全員同じ中学校に通学する通学区域（中学校一校に小学校一校、または、小学校二校）」を基本とすることが示されています。

しかし、現状では鶴ヶ島第二小学校区が藤中学校区と南中学校区に、杉下小学校区が藤中学校区と富士見中学校区にまたがっています。（図 2－7）



（国土数値情報、基盤地図情報より作成）

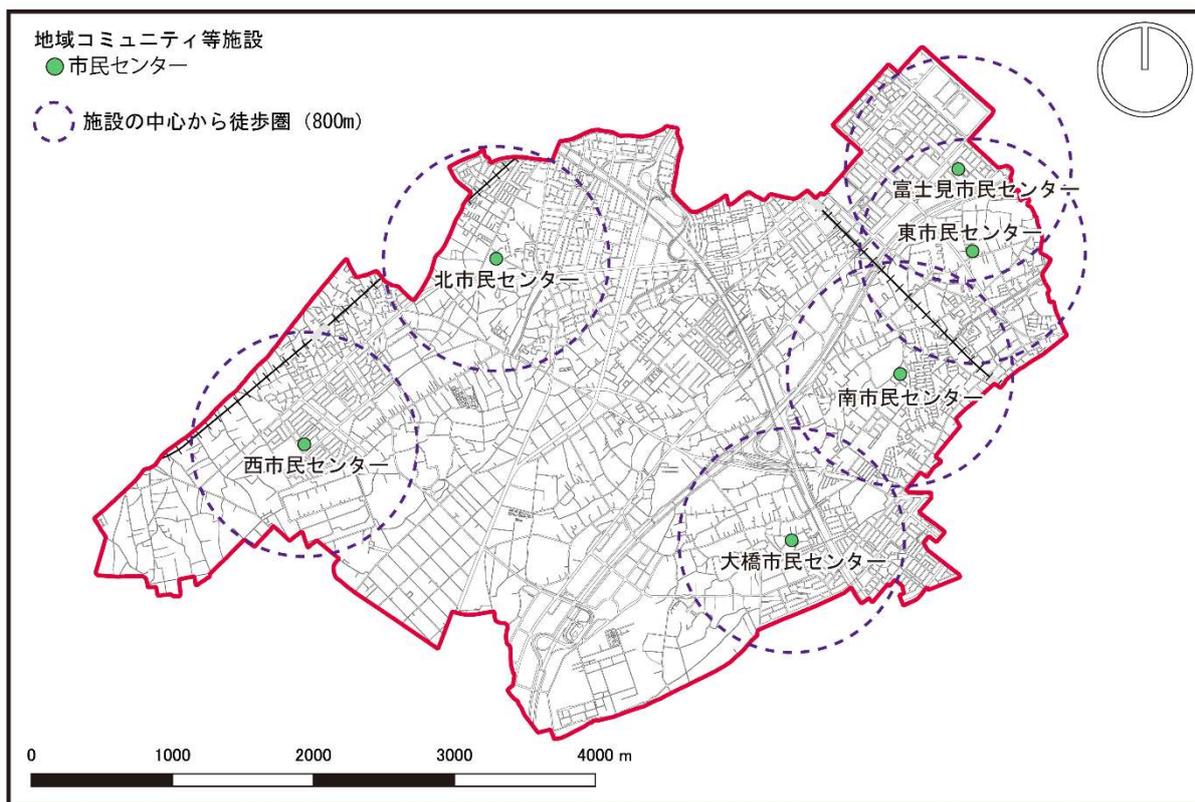
図 2－7 通学区域を対象とする施設の配置状況

### (3) 生活圏域を対象とする施設

#### 1) 市民センター等

図2-8に示す市民センター等の施設の配置状況は、次のとおりです。

- ・生活圏域を対象とする市民センター等は市内各所に配置されています。市民センターの多くが市の外縁部に位置しており、中心部は施設がない状況です。
- ・徒歩圏（施設より800m圏）を見ると、東市民センター、南市民センター、富士見市民センターが比較的近接しています。



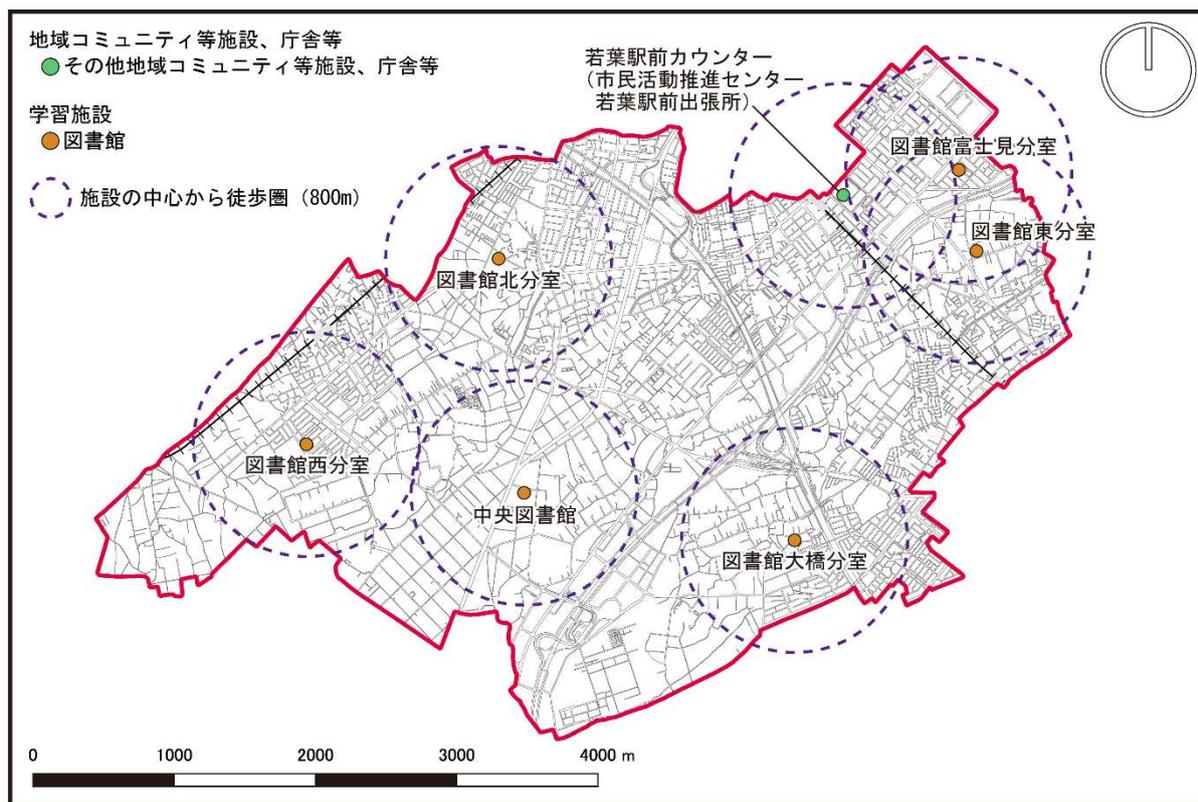
(国土数値情報、基盤地図情報より作成)

図2-8 生活圏域を対象とする市民センター等の施設の配置状況

## 2) 図書館等

図2-9に示す図書館等の施設の配置状況は、次のとおりです。

- ・ 図書館施設は、中央図書館が1館、図書館分室が6室あります。
- ・ 図書館分室は市の外縁部に位置しており、中心部から北側など一部地域では施設がない状況です。
- ・ 徒歩圏（施設より800m圏）を見ると、図書館東分室、図書館富士見分室、若葉駅前カウンター（市民活動推進センター・若葉駅前出張所内）で施設が比較的近接しています。



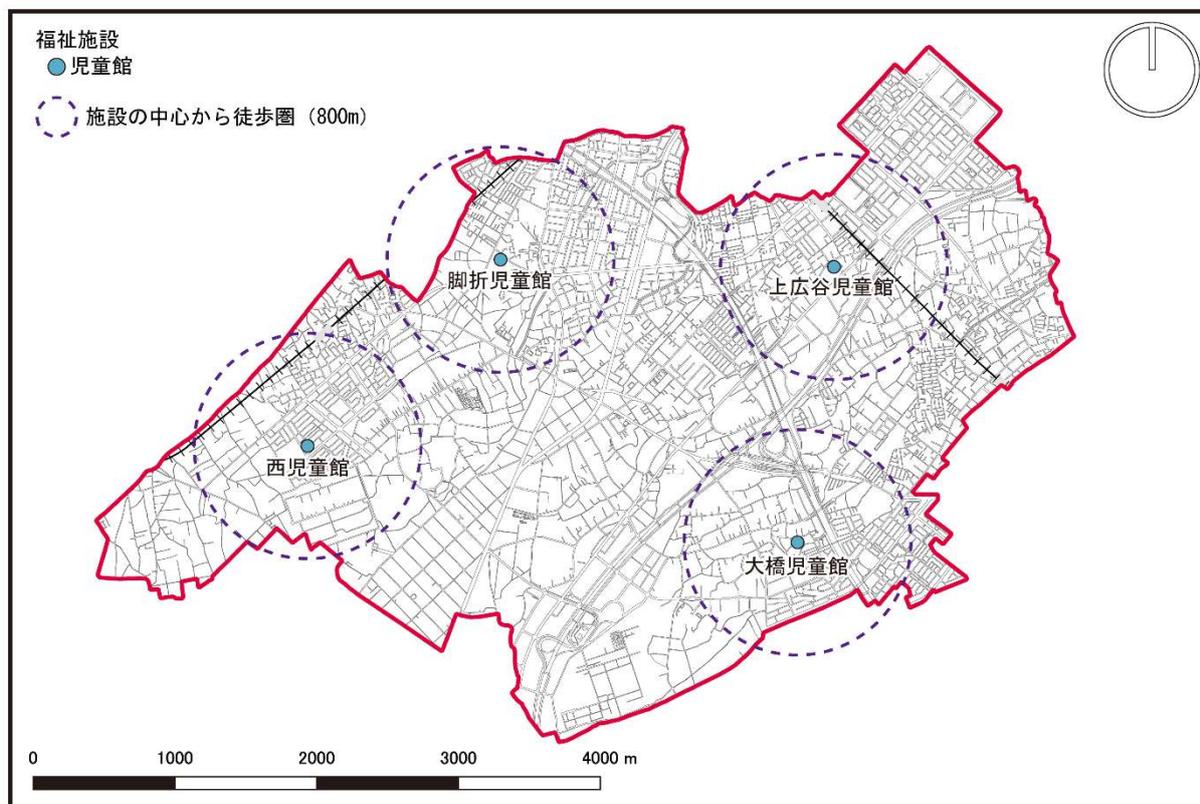
(国土数値情報、基盤地図情報より作成)

図2-9 生活圏域を対象とする図書館等の施設の配置状況

### 3) 児童館

図2-10に示す児童館の施設の配置状況は、次のとおりです。

- ・児童館は比較的分散して立地しています。児童館のうち多くが市民センターと複合している施設ですが、上広谷児童館は単独の施設として駅近くに位置しています。



(国土数値情報、基盤地図情報より作成)

図2-10 生活圏域を対象とする児童館の施設の配置状況

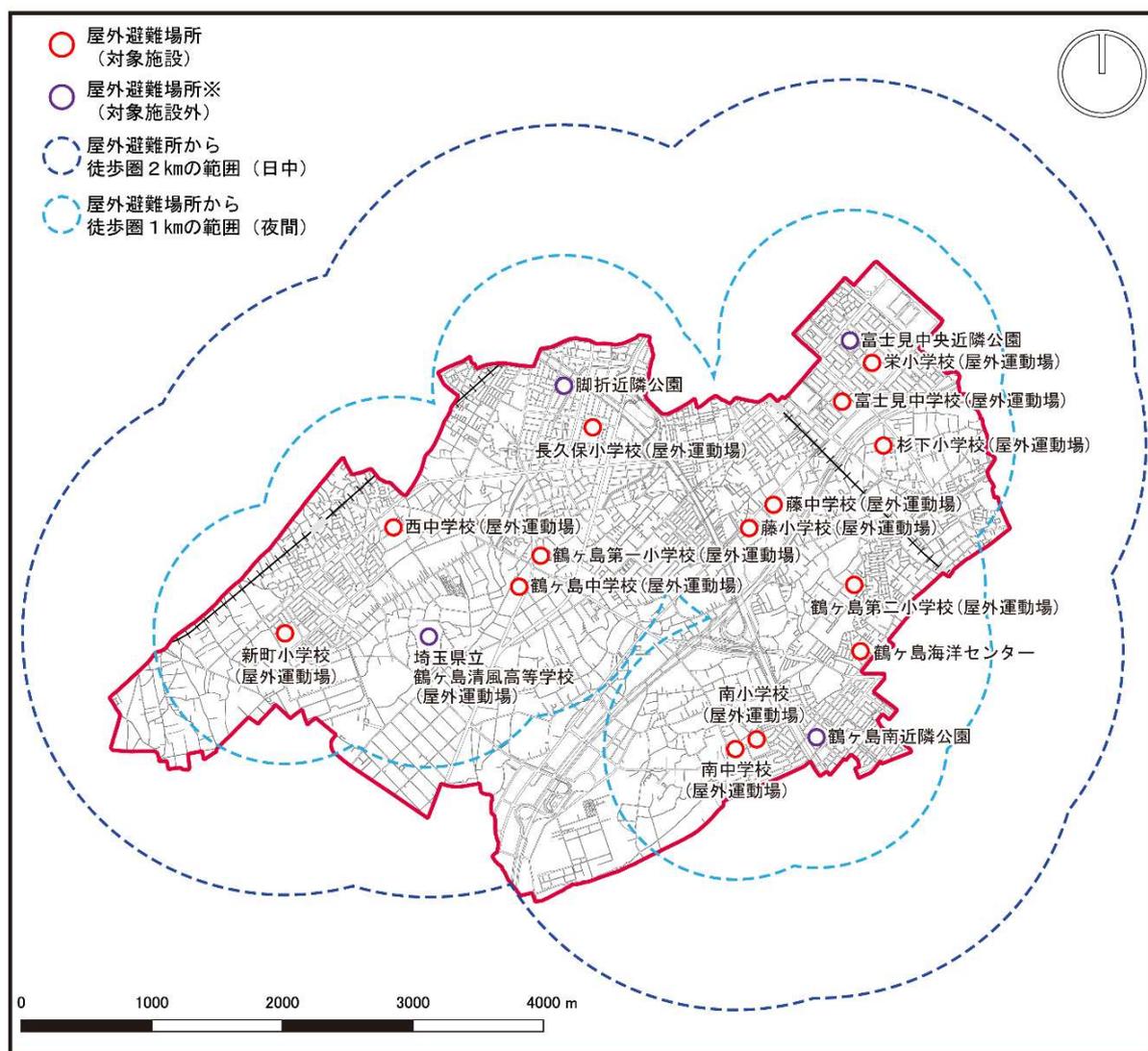
#### (4) 屋外・屋内避難場所と災害時避難圏域

大規模な災害が発生した場合には、まず、建物の倒壊や落下物、火災等の二次被害に遭わないよう、屋外避難場所へ避難します。その後、安全の確認が取れた屋内避難所へ移動します。

文献では、避難時間は1時間程度であり、避難速度は2 km/時（暗闇では速度が1 km/時）とされていることから、日中は2 km、夜間は1 kmとして災害時避難圏域を設定します。（表2-3）

個別利用実施計画における対象施設の内、屋外避難場所は小・中学校の校庭、鶴ヶ島海洋センターがあり、個別利用実施計画対象施設以外の施設や場所は、埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校、鶴ヶ島南近隣公園、脚折近隣公園、富士見中央近隣公園があります。

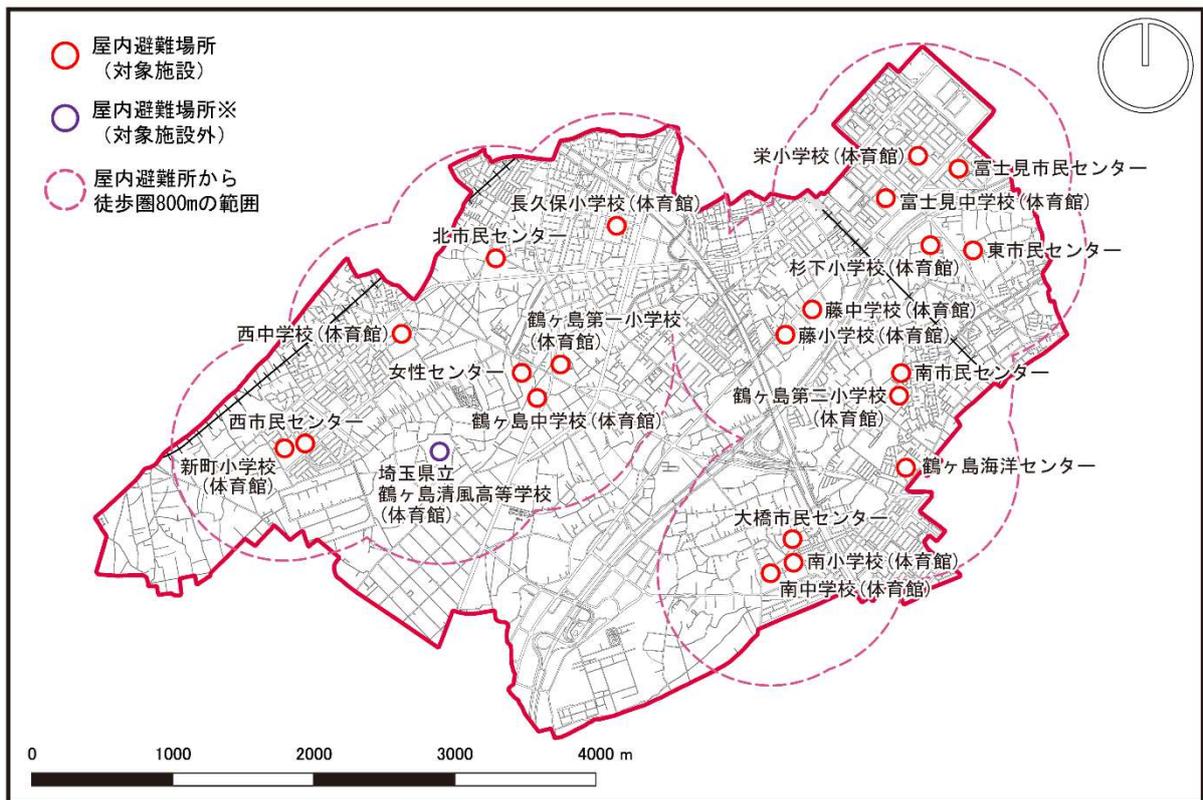
また、屋外避難場所の避難距離の範囲を見ると、概ね市域をカバーしていますが、夜間の避難距離（1 km）は南部の圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺などが徒歩圏外となり、屋内避難所までの避難距離も同様の範囲が徒歩圏外となります。（図2-11・図2-12）



（国土数値情報、基盤地図情報より作成）

図2-11 屋外避難場所までの避難距離（2 km、1 km）

※屋外避難場所（凡例：紫丸○）は、個別利用実施計画対象施設以外の場所ですが、鶴ヶ島市防災計画に、対象となっているため、地図上に表示しています。



(国土数値情報、基盤地図情報より作成)

図2-12 屋内避難所までの避難距離(800m)

※屋外避難場所(凡例：紫丸○)は、個別利用実施計画対象施設以外の場所ですが、鶴ヶ島市防災計画で、対象となっているため、地図上に表示しています。

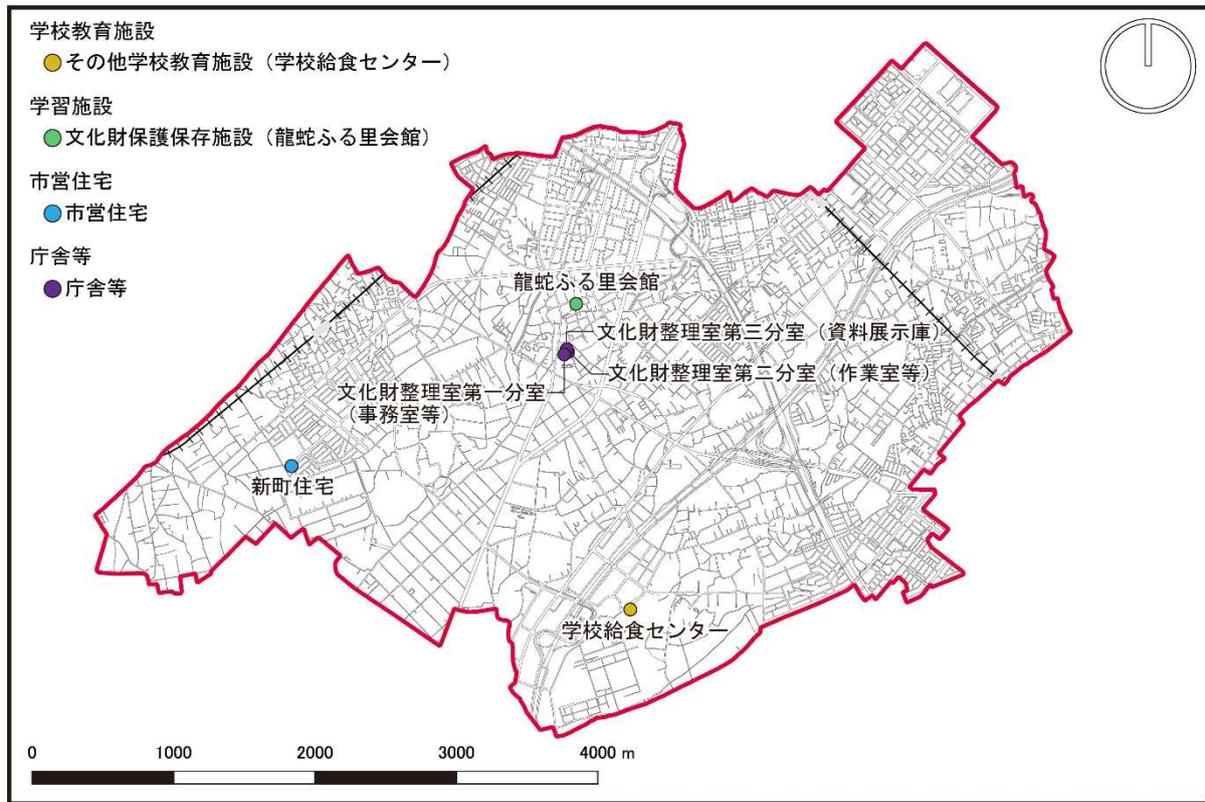
表2-3 広域防災の拠点整備に関する調査(国土交通省)における避難時間・避難距離・速度

避難時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>関東大震災における要因別死者発生状況をみると、火災による焼死は地震発生3時間後に急増しています。発生後1時間は、負傷者の搬出、初期消火、状況把握等で過ぎることから、避難に使える時間は2時間となりますが、1時間の余裕を見込むと、実質的な避難時間は1時間程度となります。</li> </ul>
避難距離、速度	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般の歩行速度は概ね4km/時ですが、高齢者や子供等、さらに非常時であることを勘案すると、速度は半分の2km/時程度(暗闇や水に浸かっている歩行では、速度が概ね1km/時程度に減じます。)と考えられます。したがって、避難時間1時間での避難距離は2km程度となります。また、東京消防庁の調査によると、歩行限界は高齢者、子供で約2kmとされています。</li> </ul>

(出典：「広域防災の拠点整備に関する調査」国土交通省)

### (5) その他施設

利用者が特定される施設、または、市民利用に開放されていない施設は、市の中心部から西部にかけて配置しています。(図2-13)

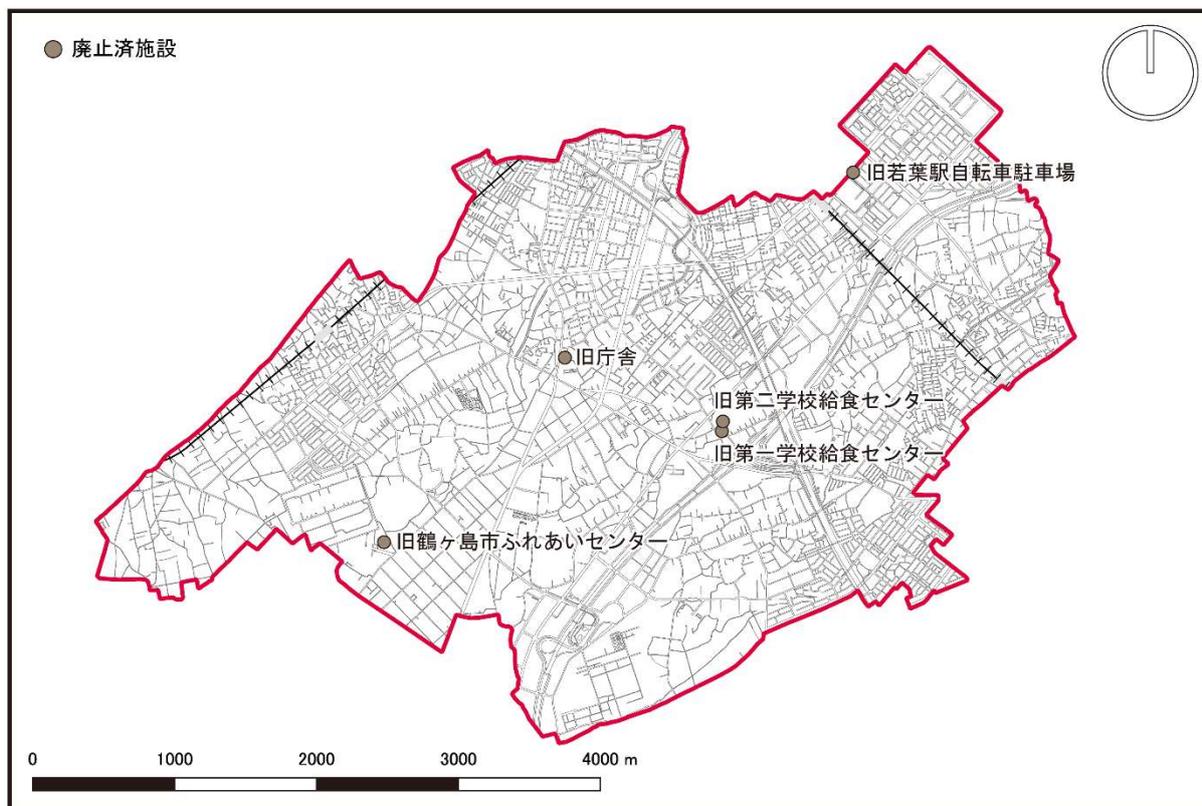


(国土数値情報、基盤地図情報より作成)

図2-13 その他施設の配置状況

## (6) 廃止済施設

既に廃止済の施設で普通財産となっている施設のうち、旧庁舎や旧給食センターは市の中心部に位置しています。(図2-14)



(国土数値情報、基盤地図情報より作成)

図2-14 廃止済施設の配置状況

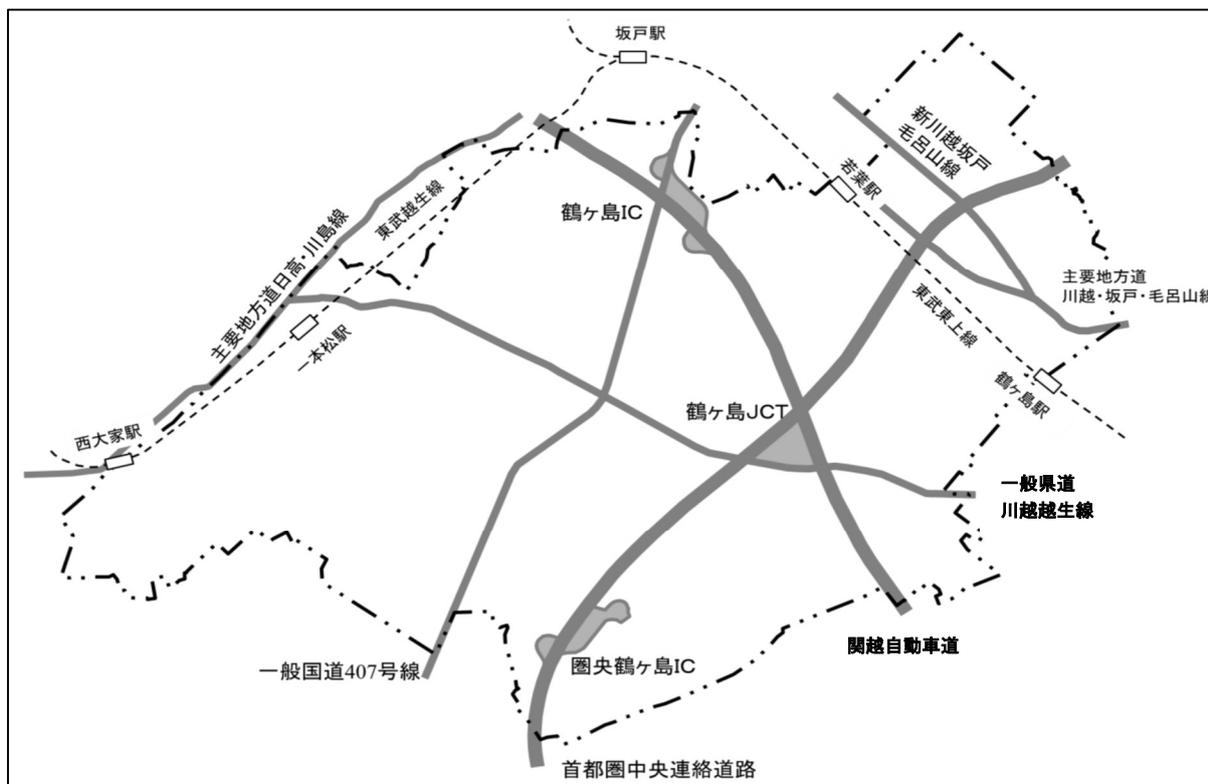
## 2-1-4. 公共交通網の状況

### (1) 鉄道及び広域幹線道路

鉄道は、池袋駅を起点とする東武東上線（東京地下鉄有楽町線・同副都心線が相互乗り入れ）や東武越生線が市北側、西側の外縁部を通り、鶴ヶ島駅、若葉駅、一本松駅の3駅が設置されています。

広域幹線道路は、関越自動車道、首都圏中央連絡道路（圏央道）が南北、東西方向に通り、これらは鶴ヶ島ジャンクションで交差・連絡しています。また、市内には関越自動車道の鶴ヶ島インターチェンジと首都圏中央連絡道路の圏央鶴ヶ島インターチェンジがあります。

一般道は、市を南北に縦断する国道407号線、主要地方道川越・坂戸・毛呂山線、日高・川島線及び県道川越越生線が広域幹線道路の役割を果たしています。（図2-15）

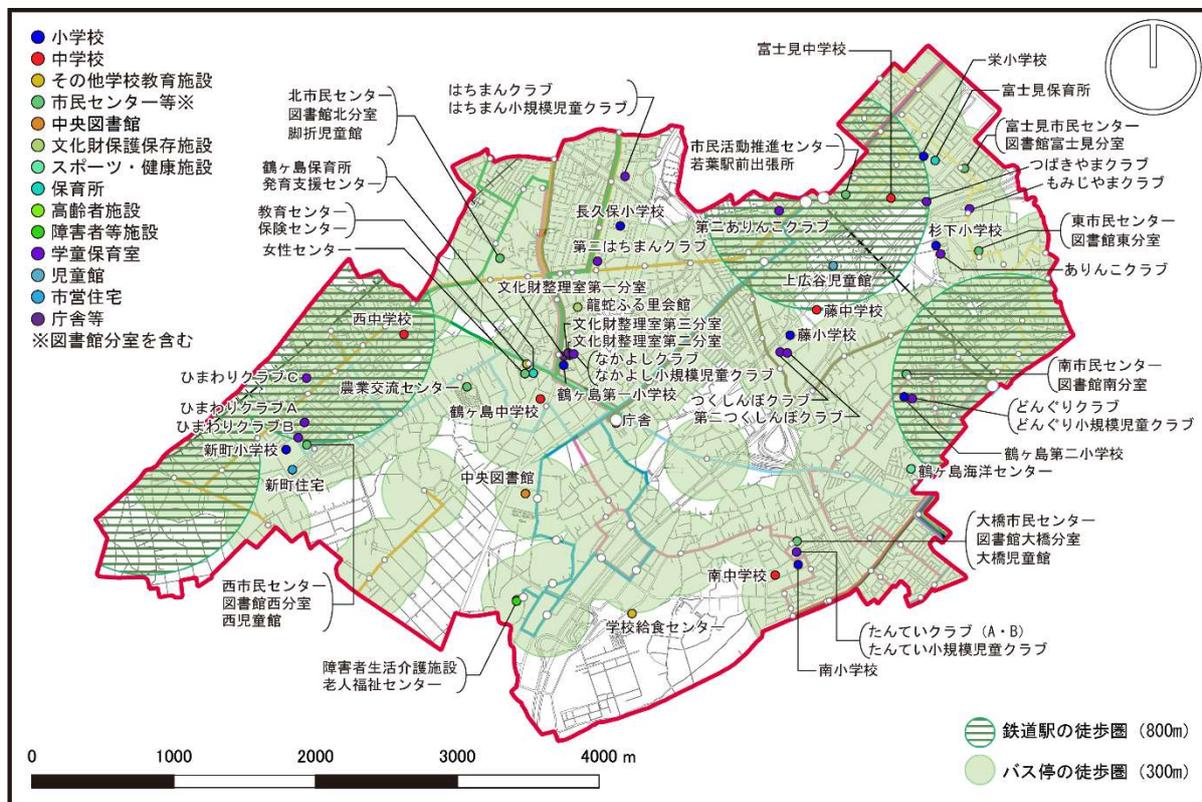


（出典：「都市計画マスタープラン」）

図2-15 市内鉄道及び広域幹線道路網図

## (2) 公共交通によるアクセス条件

本市では、鉄道駅（東武東上線、東武越生線）や市内公共交通（路線バス、つるバス・つるワゴン）のバス停により、ほぼ全ての施設が駅、または、バス停からの徒歩圏内に位置しています。（図2-16）



（基盤地図情報及び国土数値情報、バス路線図より作成）

図2-16 鉄道駅及びバス停からの徒歩圏域

※立地適正化計画に基づき、公共交通の利便性が高い範囲として、鉄道駅の徒歩圏を、徒歩10分程度の800m、バス停の徒歩圏を、より地域に密着した交通機関として300mに設定しています。

## 2-2. 公共施設の現状と課題

この項目では、個別利用実施計画を策定するために必要な基礎資料として令和元（2019）年度にとりまとめた実態把握調査報告書の内容を踏まえ、様々な観点から本市の公共施設に関する現状と課題を示します。

### 2-2-1. 将来の更新・改修費用の推計

これまで、市の公共施設の再配置の方針が未定であったため、再配置計画策定までの期間に過剰な投資が発生しないよう、事後保全により最低限の修繕を中心として、施設維持を行ってきました。

今後30年間に、既存の全ての施設を築30年で大規模改修（未実施分は5年間で実施すると想定）し、築60年で建替えした場合、約649億円（年平均では約21.6億円）かかると見込まれます。（図2-17）

当面、未実施分の大規模改修が発生していることから、令和18（2036）年度以降から更新費が集中する見込みです。

これらの費用の集中は主に大規模な面積を有する学校教育施設であり、学校教育施設の更新・改修費用は全体費用のうち約70%を占めています。（図2-18）

—公共施設の再配置の検討にあたっての課題1—  
**公共施設を現状のまま維持すると、今後30年間で約649億円  
 年間約21.6億円かかると見込まれます**

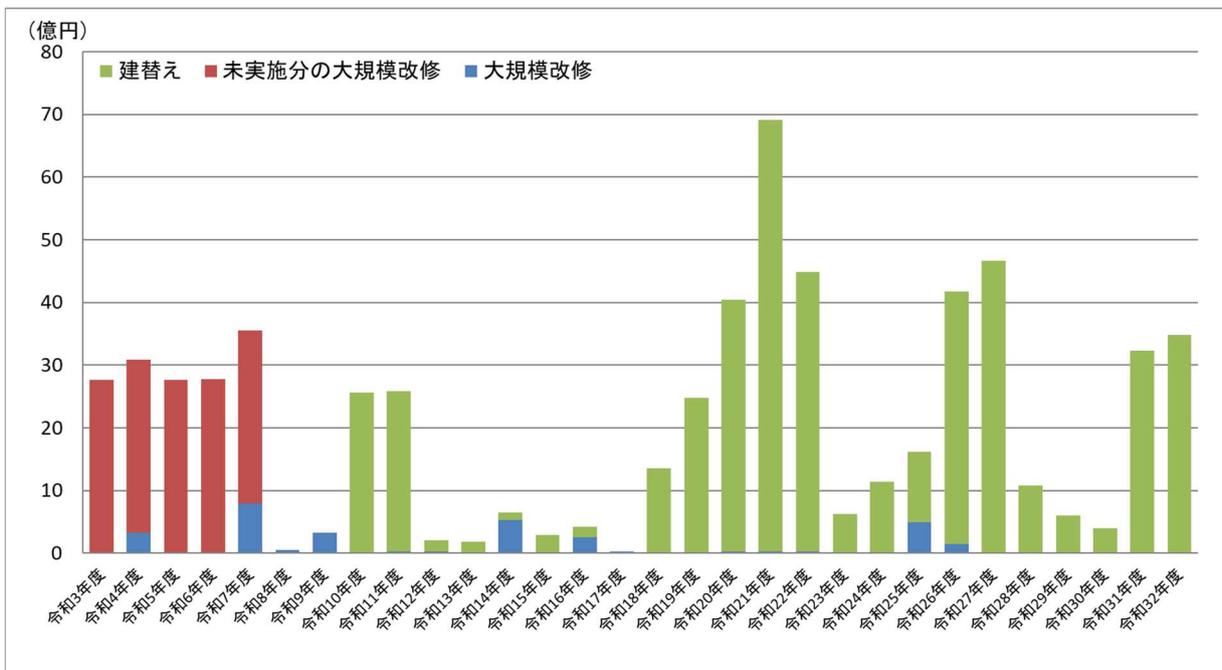


図2-17 将来の改築・改修費用の推計

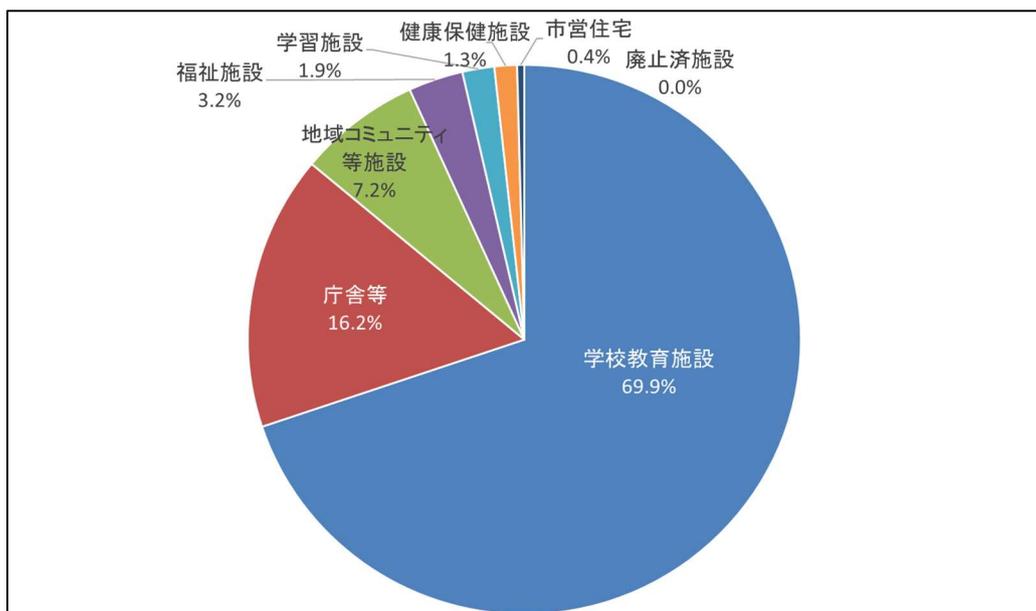


図 2-18 施設分類別の更新・改修費用の割合

### 2-2-2. 将来の児童・生徒数の推計

各学校の学級数と学校規模の適正化を踏まえた上で、市内の小・中学校の再編の必要性について検討するため、計画期間における各学校区の児童・生徒数の推計を行います。

教育委員会では、平成 29（2017）年 1 月策定の「鶴ヶ島市学校再編に関する基本方針」で、小・中学校の適正規模を次のとおり設定しています。

小学校・・・各学年 2 学級～3 学級（全学年合計 12 学級～18 学級）  
 中学校・・・各学年 4 学級～6 学級（全学年合計 12 学級～18 学級）

#### （1）将来の児童・生徒数の推計

本市の小・中学校の児童・生徒数の推移は、昭和 60（1985）年の児童数 6,460 人、生徒数 3,035 人をピークに年々減少し、令和 2（2020）年では児童数が 3,232 人、生徒数は 1,773 人となっており、ピーク時の昭和 60（1985）年から児童数は 50.0%減、生徒数は 58.4%減となっています。将来においても、さらなる児童・生徒数の減少が見込まれます。（図 2-19）

学校別においても、全ての小・中学校で減少傾向にあり、小学校では鶴ヶ島第二小学校、中学校では富士見中学校、西中学校、南中学校が他の学校と比べて児童・生徒数が少なくなる見込みです。（図 2-20・図 2-21）

—公共施設の再配置の検討にあたっての課題 2—  
 昭和 60（1985）年以降、小・中学校の児童数・生徒数が大きく減少し、  
 今後も更なる減少が見込まれます

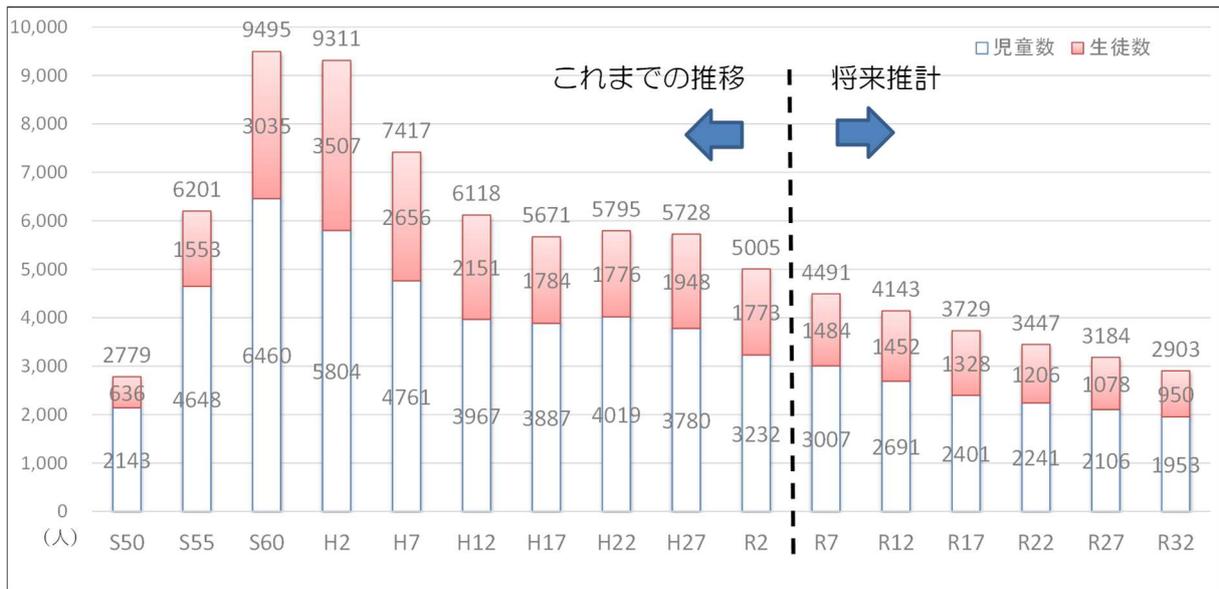


図 2-19 児童・生徒数の推計

表 2-4 児童・生徒数推計の方法

学校再編は令和元（2019）年度作成の推計を基に検討しました。

令和元（2019）年度の推計方法は以下のとおりです。

【①実数を基にした推計】

・既に生まれている子どもの数を基に、転入転出等は考慮せず、そのまま進学するものとして将来推計を行います。児童数は令和12（2030）年度、生徒数は令和15（2033）年度までとなります。

【②コーホート要因法による推計】

・これから生まれてくる子どもは、平成27（2015）年4月1日の市住民基本台帳を基準にコーホート要因法を基にした将来推計を行います。平成30（2018）年の国立社会保障・人口問題研究所の設定する生残率、移動率、将来の子ども女性比、出生児の男女性比を使用し、コーホート要因法に基づく数値を用いています。ただし、生徒数の将来推計にあたっては、私立中学校と特別支援学校への進学見込者数は除いています。

【①+②の併用による推計】

・現在生まれている子どもの数を用いて算出可能な学年がある年度までは①の推計方法で算出し、それ以降は②の推計方法を用いています。このため、児童数は令和8（2026）年度から令和12（2030）年度、生徒数は令和14（2032）年度から令和15（2033）年度が①と②の方法を併用しています。

※児童・生徒数、学級数の推計について、令和28（2046）年～令和32（2050）年の5年間の数値は、令和23（2041）年～令和27（2045）年までの5年間の推移の近似値を基に、算出しています。

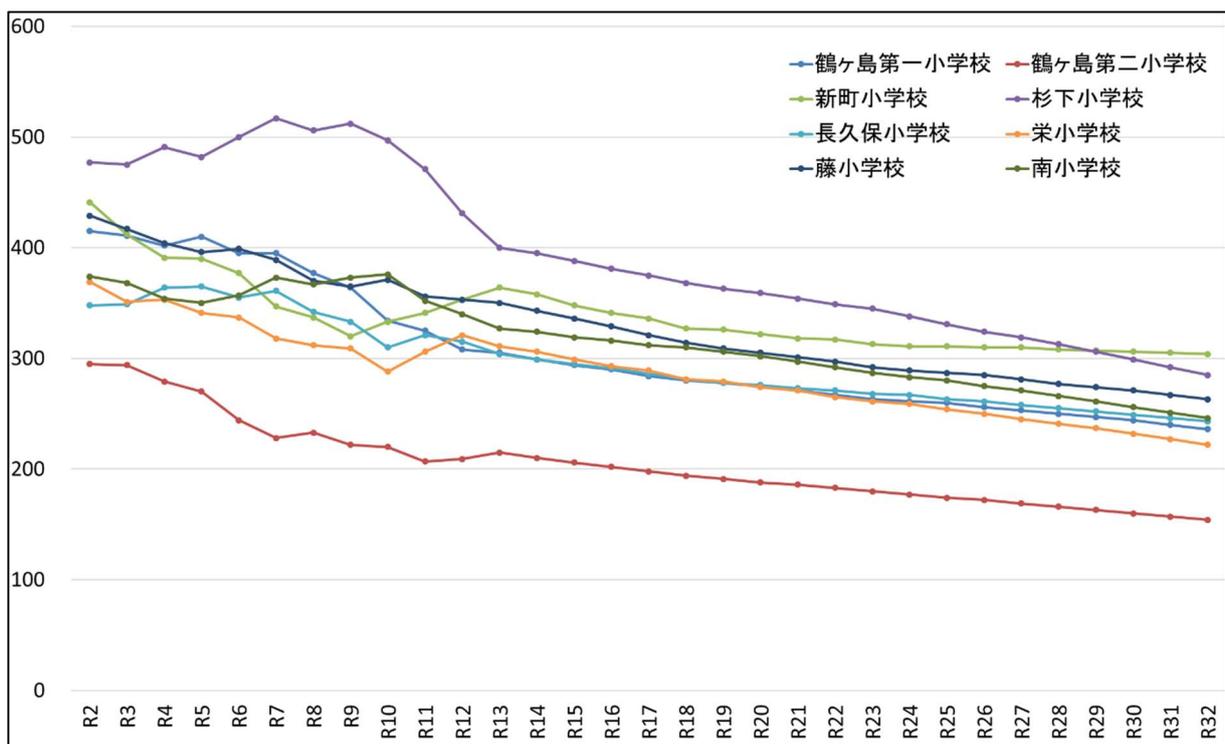


図 2-20 小学校別の児童数の推計

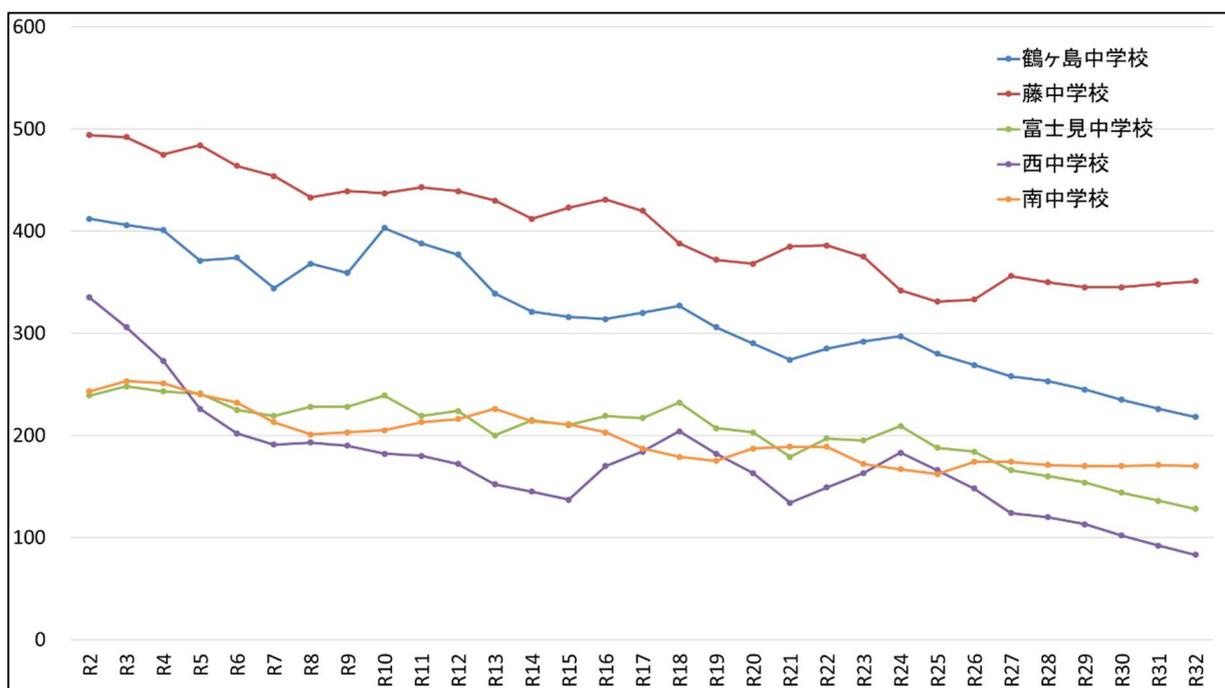


図 2-21 中学校別の生徒数の推計

## (2) 各小・中学校別の将来児童・生徒数、学級数の推計

令和2（2020）年5月1日時点の小学校の児童数の状況を見ると、児童数が最も多い学校は杉下小学校の472人（17学級）、最も少ない学校は鶴ヶ島第二小学校の305人（14学級）となっています。また、中学校の生徒数を見ると、生徒数が最も多い学校は藤中学校の507人（17学級）、最も少ない学校は南中学校の247人（10学級）となっています。（表2-5・表2-6）

将来的に、小・中学校ともに児童・生徒数の減少に伴い、学級数も減少傾向となっています。特に学級数の減少が顕著に見られる学校は、児童・生徒数の傾向と同様に、小学校では、鶴ヶ島第二小学校、中学校では、富士見中学校、西中学校、南中学校が適正規模の下限值である学級数（12学級）を大きく下回っていく推計となっています。

ただし、学校によって程度が異なり、新町小学校、杉下小学校、藤小学校では、令和32(2050)年になっても、学校の適正規模である学級数の下限値（12学級）を維持している推計となっています。（図2-22～図2-34）

—公共施設の再配置の検討にあたっての課題3—  
学校によっては適正規模の下限值（12学級）を下回ることが予想されます

表2-5 小・中学校別の児童・生徒数

（令和2（2020）年5月1日時点）

学校名	通常の学級							特別支援学級	合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計		
鶴ヶ島第一小学校	75	53	69	64	76	72	409	16	425
鶴ヶ島第二小学校	42	42	59	54	54	46	297	8	305
新町小学校	66	67	68	60	79	95	435	12	447
杉下小学校	77	69	72	91	68	86	463	9	472
長久保小学校	63	52	65	54	55	57	346	9	355
栄小学校	70	62	53	56	66	64	371	13	384
藤小学校	77	74	54	84	77	76	442	10	452
南小学校	63	51	59	68	70	70	381	11	392
小学校計	533	470	499	531	545	566	3,144	88	3,232
鶴ヶ島中学校	145	136	135				416	8	424
藤中学校	165	169	165				499	8	507
富士見中学校	81	86	73				240	12	252
西中学校	110	107	121				338	5	343
南中学校	89	82	70				241	6	247
中学校計	590	580	564	0	0	0	1,734	39	1,773

表 2 - 6 小・中学校別の学級数

(令和 2 (2020) 年 5 月 1 日時点)

学校名	通常の学級							特別支援学級	合計
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計		
鶴ヶ島第一小学校	3	2	2	2	2	2	13	2	15
鶴ヶ島第二小学校	2	2	2	2	2	2	12	2	14
新町小学校	2	2	2	2	2	3	13	2	15
杉下小学校	3	2	2	3	2	3	15	2	17
長久保小学校	2	2	2	2	2	2	12	2	14
栄小学校	2	2	2	2	2	2	12	2	14
藤小学校	3	3	2	3	2	2	15	2	17
南小学校	2	2	2	2	2	2	12	2	14
小学校計	19	17	16	18	16	18	104	16	120

鶴ヶ島中学校	4	4	4				12	2	14
藤中学校	5	5	5				15	2	17
富士見中学校	3	3	2				8	2	10
西中学校	3	3	4				10	2	12
南中学校	3	3	2				8	2	10
中学校計	18	18	17	0	0	0	53	10	63

1) 小学校

① 鶴ヶ島第一小学校

図 2 - 22 に示す鶴ヶ島第一小学校における学級数と児童数の推移は、次のとおりです。

- ・ 令和 3 (2021) 年時点 (推計値) で児童数は 411 人で 13 学級となっています。
- ・ 現状と同程度の学級編成を行うとしても、今後、児童数の減少により、令和 14 (2032) 年以降から 12 学級未満で推移する見込みです (令和 28 (2046) 年は 12 学級)。

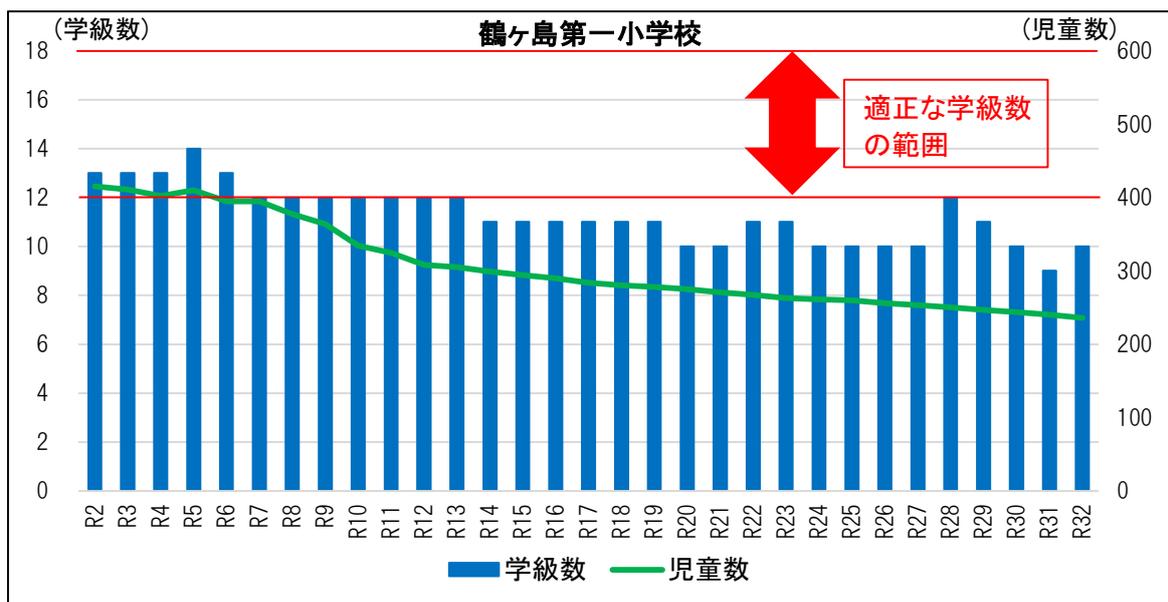


図 2 - 22 鶴ヶ島第一小学校における学級数と児童数の推移

### ②鶴ヶ島第二小学校

図2-23に示す鶴ヶ島第二小学校における学級数と児童数の推移は、次のとおりです。

- ・令和3（2021）年時点（推計値）で児童数は294人で12学級となっています。
- ・現状と同程度の学級編成を行うとしても、今後、児童数の減少により、令和6（2024）年以降から12学級未満で推移する見込みです。

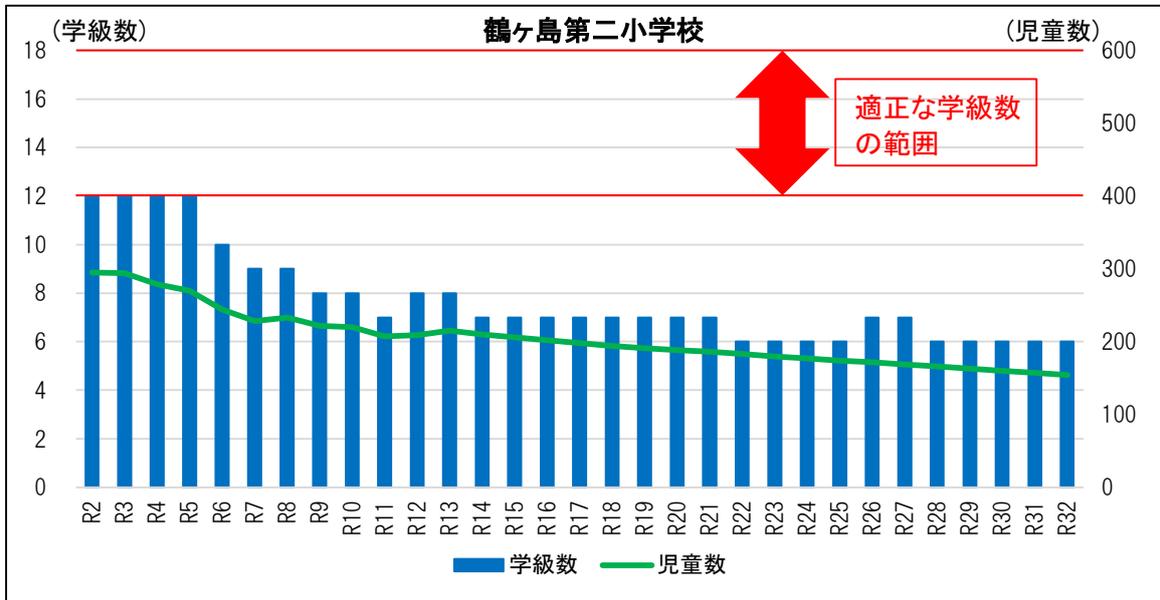


図2-23 鶴ヶ島第二小学校における学級数と児童数の推移

### ③新町小学校

図2-24に示す新町小学校における学級数と児童数の推移は、次のとおりです。

- ・令和3（2021）年時点（推計値）で児童数は412人で12学級となっています。
- ・現状と同程度の学級編成を行うと、将来的にも12学級～18学級は維持できますが、一時11学級まで落ち込む時期があります。

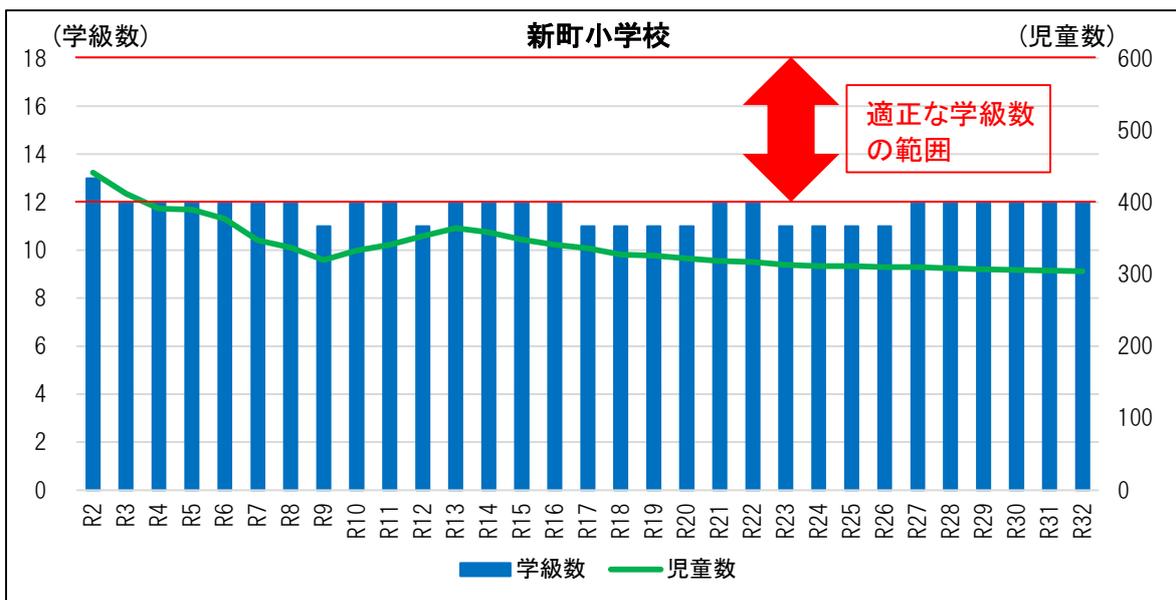


図2-24 新町小学校における学級数と児童数の推移

#### ④杉下小学校

図 2-25 に示す杉下小学校における学級数と児童数の推移は、次のとおりです。

- ・令和 3（2021）年時点（推計値）で児童数は 475 人で 15 学級となっています。
- ・現状と同程度の学級編成を行うと、将来的にも 12 学級～18 学級は維持できます。

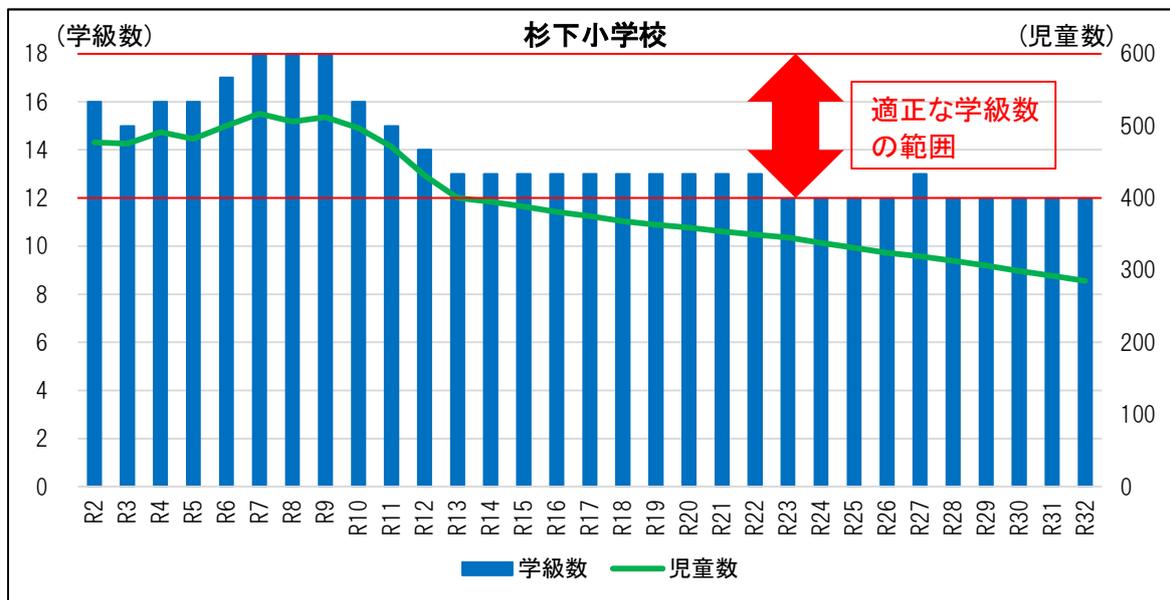


図 2-25 杉下小学校における学級数と児童数の推移

#### ⑤長久保小学校

図 2-26 に示す長久保小学校における学級数と児童数の推移は、次のとおりです。

- ・令和 3（2021）年時点（推計値）で児童数は 349 人で 12 学級となっています。
- ・現状と同程度の学級編成を行うと、令和 21（2039）年以降一時 10 学級まで落ち込み、将来的には、12 学級未満となる見込みです。

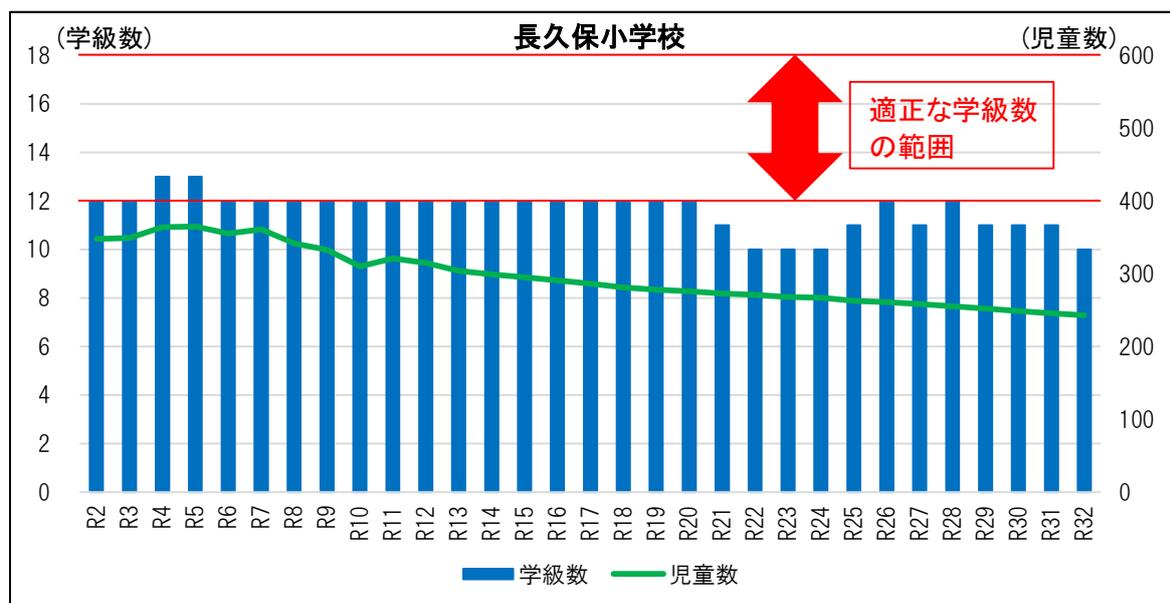


図 2-26 長久保小学校における学級数と児童数の推移

### ⑥栄小学校

図 2-27 に示す栄小学校における学級数と児童数の推移は、次のとおりです。

- ・令和 3（2021）年時点（推計値）で児童数は 351 人で 13 学級となっています。
- ・現状と同程度の学級編成を行うとしても、今後、児童数の減少により、令和 13（2031）年以降から 12 学級未満で推移する見込みです。

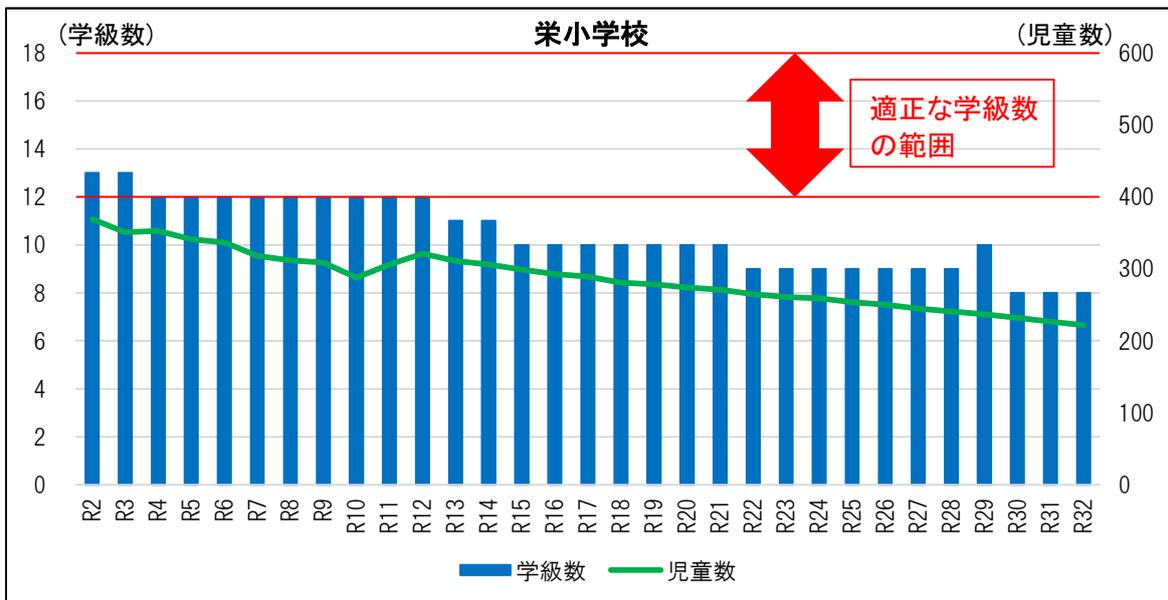


図 2-27 栄小学校における学級数と児童数の推移

### ⑦藤小学校

図 2-28 に示す藤小学校における学級数と児童数の推移は、次のとおりです。

- ・令和 3（2021）年時点（推計値）で児童数は 417 人で 13 学級となっています。
- ・現状と同程度の学級編成を行うと、将来的にも 12 学級～18 学級は維持できますが、一時 11 学級まで落ち込む時期もあります。

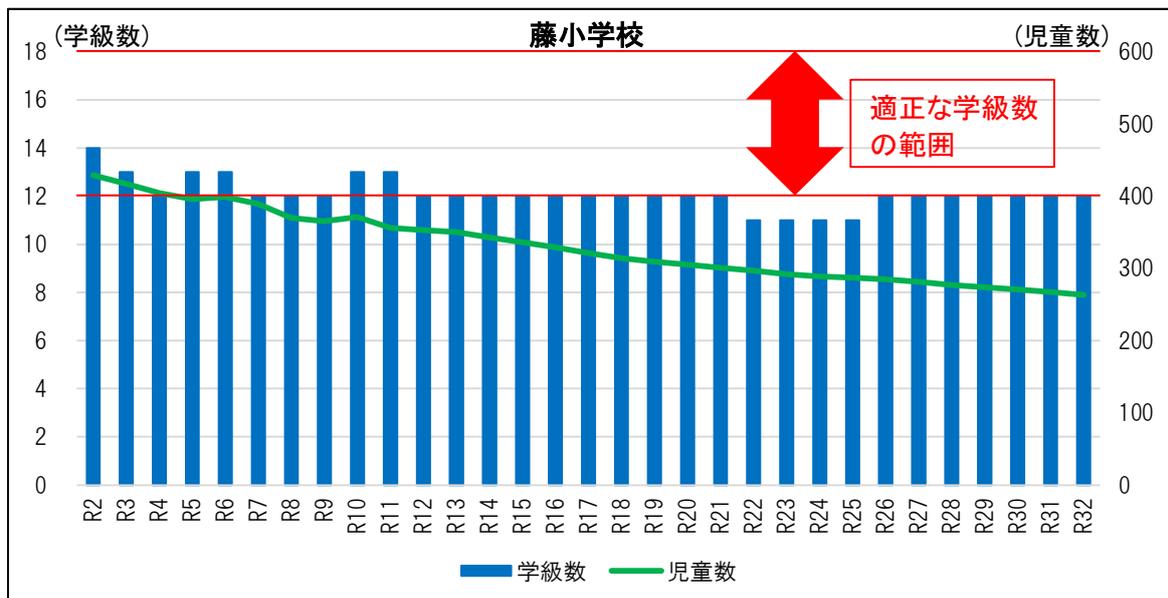


図 2-28 藤小学校における学級数と児童数の推移

## ⑧南小学校

図 2-29 に示す南小学校における学級数と児童数の推移は、次のとおりです。

- ・令和 3（2021）年時点（推計値）で児童数は 368 人で 12 学級となっています。
- ・現状と同程度の学級編成を行うと、将来的にも 12 学級～18 学級は維持できますが、一時 11 学級まで落ち込む時期もあり、将来的には 12 学級未満となる見込みです。

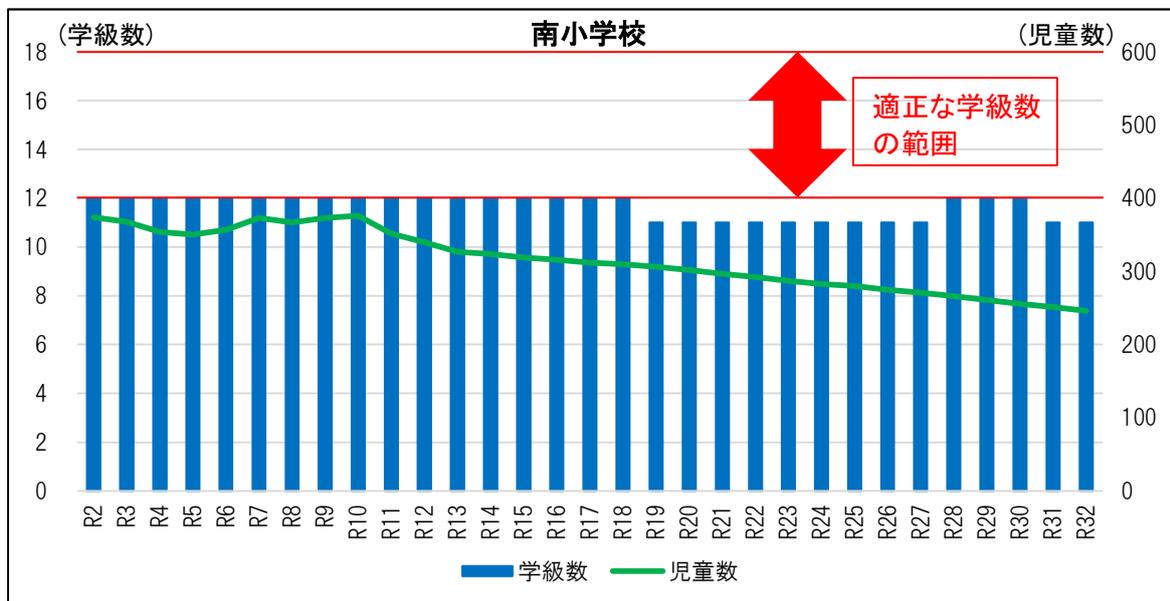


図 2-29 南小学校における学級数と児童数の推移

## 2) 中学校

### ①鶴ヶ島中学校

図 2-30 に示す鶴ヶ島中学校における学級数と生徒数の推移は、次のとおりです。

- ・令和 3（2021）年時点（推計値）で生徒数は 406 人で 12 学級となっています。
- ・現状と同程度の学級編成を行うとしても、今後、生徒数の減少により、令和 12（2030）年以降の段階から 12 学級未満で推移する見込みです。

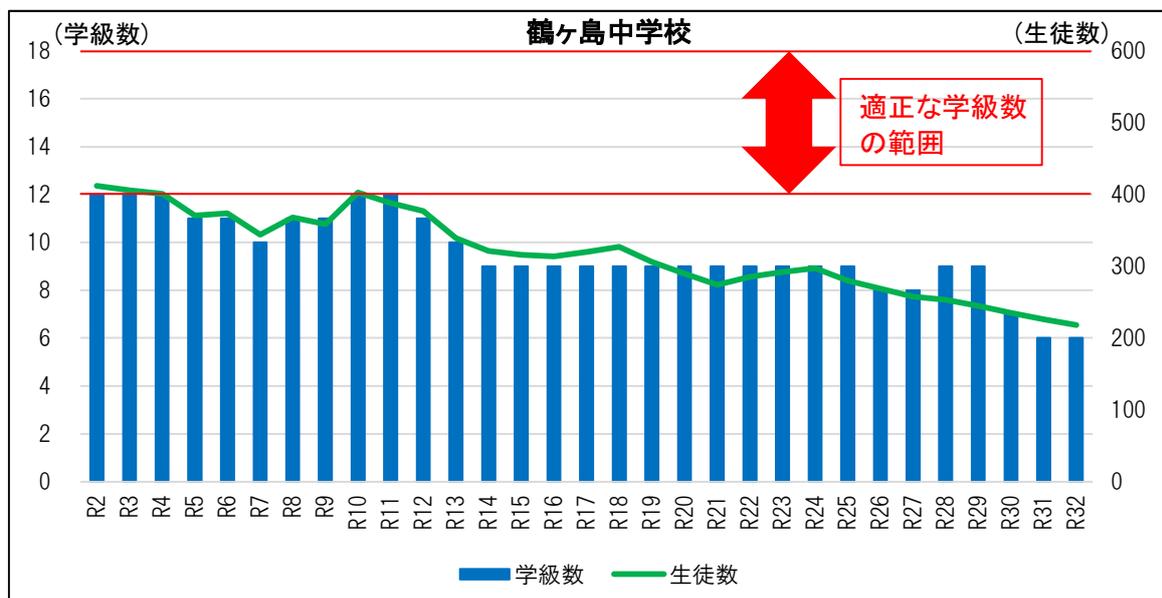


図 2-30 鶴ヶ島中学校における学級数と生徒数の推移

### ②藤中学校

図 2-31 に示す藤中学校における学級数と生徒数の推移は、次のとおりです。

- ・令和 3（2021）年時点（推計値）で生徒数は 492 人で 15 学級となっています。
- ・現状と同程度の学級編成を行うとしても、今後、生徒数の減少により、令和 23（2041）年以降は 12 学級未満で推移する見込みです。

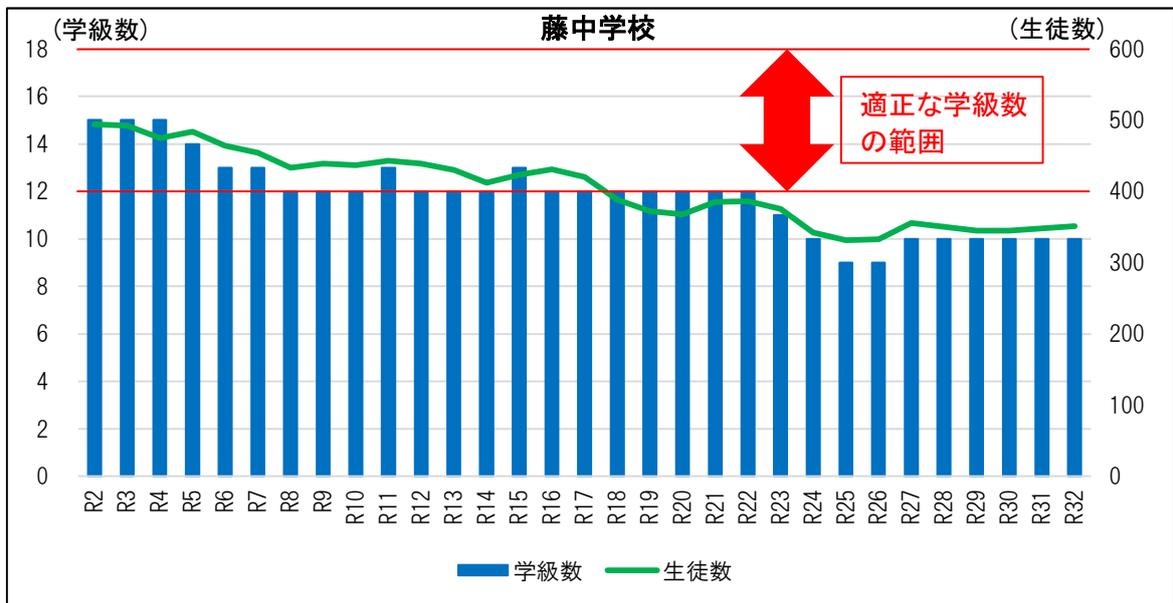


図 2-31 藤中学校における学級数と生徒数の推移

### ③富士見中学校

図 2-32 に示す富士見中学校における学級数と生徒数の推移は、次のとおりです。

- ・令和 3（2021）年時点（推計値）で生徒数は 248 人で 8 学級となっています。
- ・既に、現状の学級編成で 12 学級未満となっており、今後さらに生徒数及び学級数は減少する見込みです。

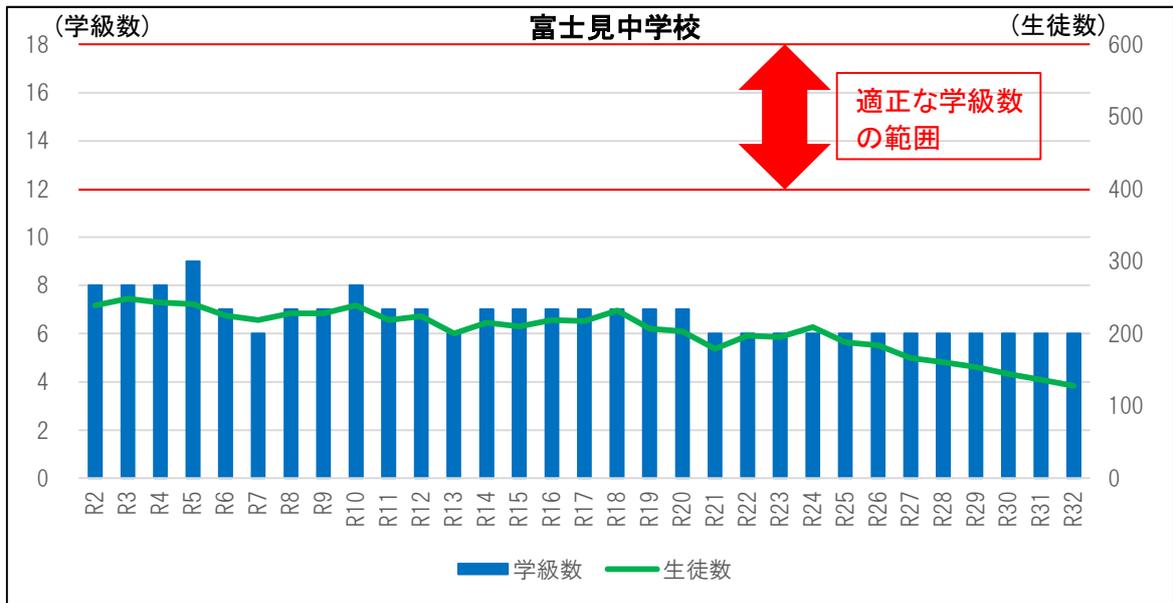


図 2-32 富士見中学校における学級数と生徒数の推移

#### ④西中学校

図 2-33 に示す西中学校における学級数と生徒数の推移は、次のとおりです。

- ・令和 3（2021）年時点（推計値）で生徒数は 306 人で 9 学級となっています。
- ・既に、現状の学級編成で 12 学級未満となっており、今後さらに生徒数及び学級数は減少する見込みです。

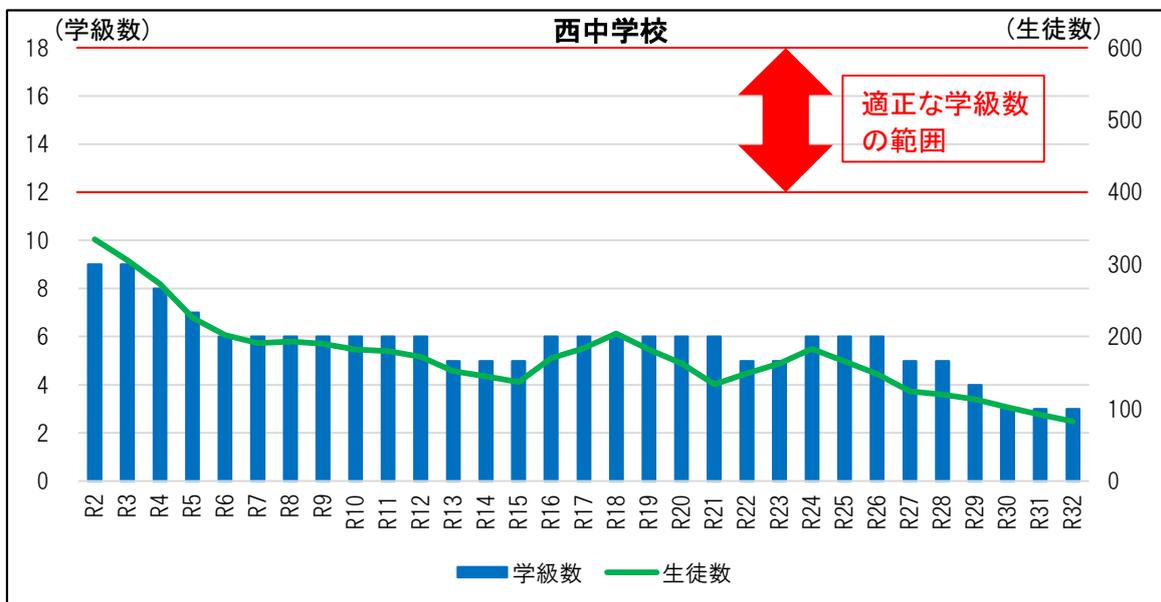


図 2-33 西中学校における学級数と生徒数の推移

#### ⑤南中学校

図 2-34 に示す南中学校における学級数と生徒数の推移は、次のとおりです。

- ・令和 3（2021）年時点（推計値）で総生徒数は 253 人で 9 学級となっています。
- ・既に、現状の学級編成で 12 学級未満となっており、今後さらに生徒数及び学級数は減少する見込みです。

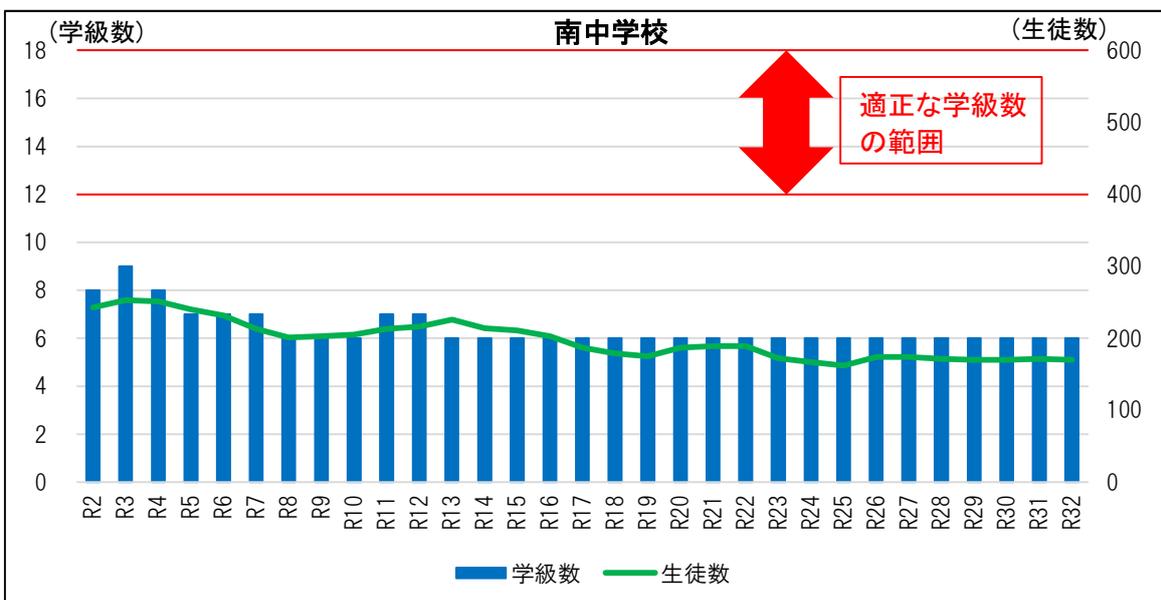


図 2-34 南中学校における学級数と生徒数の推移

### 2-2-3. 法律上の設置義務

国の法令等による設置義務がある公共施設については、利用状況に関わらず、今後も存続していく必要があります。そのため、個別利用実施計画の対象施設の内、法律上の設置義務がある施設について整理し、再配置にあたっての判断材料とします。

#### (1) 法律上の設置義務がある施設

鶴ヶ島市の設置義務を有する公共施設の設置条例と根拠となる国の法令が規定されている施設は、小・中学校です。

また、図書館については、努力義務となっており、市営住宅は、必要があると認める場合に設置となっています。(表2-7)

なお、公共施設の設置条例と根拠法令は、表2-8に示すとおりです。

—公共施設の再配置の検討にあたっての課題4—  
法律上の設置義務のある施設については、利用状況に関わらず存続する必要があります

表2-7 設置義務を有する公共施設の設置条例と根拠法令 (まとめ)

施設	設置条例	根拠法令	設置義務
小・中学校	鶴ヶ島市立学校設置条例	学校教育法	あり
図書館	鶴ヶ島市立図書館条例	図書館法	努力義務
		図書館の設置及び運営上の望ましい基準(文部科学省告示第172号)	
市営住宅	鶴ヶ島市市営住宅条例	公営住宅法	必要があると認める場合に設置

(施設の市設置条例より作成)

表 2-8 公共施設の設置条例と根拠法令（1 / 5）

【小・中学校】

設置条例	条例条文	条例条文	
鶴ヶ島市立学校設置条例	第 1 条 (設置)	市は、小学校及び中学校を設置する。	
根拠法令	根拠法令の 条文	根拠法令の条文	設置義務
学校教育法	第 38 条	市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。ただし、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもってこれに代えることができる。	設置義務
	第 49 条	第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四条までの規定は、中学校に準用する。	

【教育センター】

設置条例	条例条文	条例条文	
鶴ヶ島市立教育センター条例	第 1 条 (設置)	教育の充実と振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条の規定に基づき、鶴ヶ島市立教育センター（以下「教育センター」という。）を鶴ヶ島市大字脚折 1922 番地 10 に設置する。	
根拠法令	根拠法令の 条文	根拠法令の条文	設置義務
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第 30 条 (教育機関の設置)	地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。	なし

【学校給食センター】

設置条例	条例条文	条例条文	
鶴ヶ島市学校給食センターの設置及び管理に関する条例	第 1 条 (設置)	<u>学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）</u> に基づき、鶴ヶ島市立の小学校及び中学校において学校給食を実施し、もって児童及び生徒の心身の健全な発達を図るため、学校給食センターを設置する。	
根拠法令	根拠法令の 条文	根拠法令の条文	設置義務
学校給食法	第 4 条	義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において <u>学校給食が実施されるように努めなければならない。</u>	なし
	第 6 条	義務教育諸学校の設置者は、その設置する義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設として、二以上の義務教育諸学校の <u>学校給食の実施に必要な施設</u> （以下「共同調理場」という。）を設けることができる。	

表 2-8 公共施設の設置条例と根拠法令（2/5）

【市民センター】

設置条例	条例条文	条例条文	
鶴ヶ島市市民センター条例	第1条 (設置)	地域住民の交流の促進を図るとともに、地域コミュニティの活性化及び市民の学びを支援し、もって市民が安心して暮らせる地域社会を実現するため、鶴ヶ島市市民センター（以下「市民センター」という。）を設置する。	
根拠法令	根拠法令の条文	根拠法令の条文	設置義務
—	—	—	なし

【女性センター】

設置条例	条例条文	条例条文	
鶴ヶ島市女性センター条例	第1条 (設置)	鶴ヶ島市男女共同参画推進条例（平成22年条例第1号）第11条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民等による男女共同参画の推進に関する取組を支援するとともに、女性の総合的な支援を図ることを目的として、鶴ヶ島市女性センター（以下「女性センター」という。）を鶴ヶ島市大字脚折1922番地7に設置する。	
根拠法令	根拠法令の条文	根拠法令の条文	設置義務
—	—	—	なし

【農業交流センター】

設置条例	条例条文	条例条文	
鶴ヶ島市農業交流センター条例	第1条 (設置)	農業関係者の研修及び活動の場を提供するとともに、市民が農業体験を通じ農業に対する理解を深めることにより農業の振興及び農村地域の活性化を図るため、鶴ヶ島市農業交流センター（以下「交流センター」という。）を設置する。	
根拠法令	根拠法令の条文	根拠法令の条文	設置義務
—	—	—	なし

【市民活動推進センター】

設置条例	条例条文	条例条文	
鶴ヶ島市市民活動推進センター条例	第1条 (設置)	豊かで活力ある地域社会の実現を目指して社会に貢献しようとする市民の自主的な活動（以下「市民活動」という。）を推進するため、鶴ヶ島市市民活動推進センター（以下「推進センター」という。）を設置する。	
根拠法令	根拠法令の条文	根拠法令の条文	設置義務
—	—	—	なし

表 2-8 公共施設の設置条例と根拠法令（3 / 5）

【図書館】

設置条例	条例条文	条例条文	
鶴ヶ島市立図書館条例	第 1 条 (設置)	市民の教育と文化の発展に寄与するため、 <u>図書館法（昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 10 条の規定に基づき、鶴ヶ島市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。</u>	
根拠法令	根拠法令の 条文	根拠法令の条文	設置義務
図書館法	第 10 条	公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。	努力義務
図書館の設置及び運営上の望ましい基準（文部科学省告示第 172 号）	第一総則 二設置の 基本	1 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、 <u>市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。</u> （以下、略）	

【鶴ヶ島海洋センター】

設置条例	条例条文	条例条文	
鶴ヶ島海洋センターの管理及び運営に関する条例	第 1 条 (設置)	地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条第 1 項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条の規定に基づき、鶴ヶ島市が陸上及び海洋性スポーツ並びにレクリエーションに関する研修、競技会及び各種事業を行い、もって市民の健康と健全な心身の発達を図るため、鶴ヶ島海洋センター（以下「海洋センター」という。）を鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘 54 番地 4 に設置する。	
根拠法令	根拠法令の 条文	根拠法令の条文	設置義務
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第 30 条 (教育機関の設置)	地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の <u>必要な教育機関を設置することができる。</u>	なし

【保健センター】

設置条例	条例条文	条例条文	
鶴ヶ島市保健センター条例	第 1 条 (設置)	市民の健康の保持及び増進を図るため、鶴ヶ島市保健センター（以下「保健センター」という。）を設置する。	
根拠法令	根拠法令の 条文	根拠法令の条文	設置義務
地域保健法	第 18 条 第 1 項	市町村は、 <u>市町村保健センターを設置することができる。</u>	なし

表 2-8 公共施設の設置条例と根拠法令（4 / 5）

【市営保育所】

設置条例	条例条文	条例条文	
鶴ヶ島市立保育所の設置及び管理条例	第 1 条 (設置)	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 1 項の規定により保育を必要とする児童を入所させて保育するため、同法第 35 条第 3 項の規定に基づき、保育所を設置する。	
根拠法令	根拠法令の条文	根拠法令の条文	設置義務
児童福祉法	第 24 条 第 1 項	市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。	なし
	第 35 条 第 3 項	市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。	

【老人福祉センター】

設置条例	条例条文	条例条文	
鶴ヶ島市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例	第 1 条 (設置)	この条例は、鶴ヶ島市に居住する老人が健康で明るい生活を営むことを目的として、 <u>老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 15 条第 5 項</u> の規定に基づき、鶴ヶ島市老人福祉センター（以下「老人福祉センター」という。）を設置する。	
根拠法令	根拠法令の条文	根拠法令の条文	設置義務
老人福祉法	第 15 条 第 5 項	国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、 <u>軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。</u>	なし

【障害者生活介護施設】

設置条例	条例条文	条例条文	
鶴ヶ島市立障害者生活介護施設の設置及び管理に関する条例	第 1 条 (設置)	在宅の常時介護を要する障害者の日常生活の充実及び社会参加の促進を図るため、 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 7 項</u> に規定する生活介護を行う施設として、鶴ヶ島市立障害者生活介護施設（以下「生活介護施設」という。）を鶴ヶ島市大字三ツ木 935 番地 1 に設置する。	
根拠法令	根拠法令の条文	根拠法令の条文	設置義務
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第 5 条 第 7 項	この法律において「生活介護」とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。	なし

表 2-8 公共施設の設置条例と根拠法令（5 / 5）

【発育支援センター】

設置条例	条例条文	条例条文	
鶴ヶ島市発育支援センター条例	第 1 条 (設置)	心身に障害がある児童又は心身の発達に遅れのある児童（以下「児童」という。）の福祉の増進を図るため、鶴ヶ島市発育支援センター（以下「発育支援センター」という。）を設置する。	
根拠法令	根拠法令の 条文	根拠法令の条文	設置義務
児童福祉法	第 35 条 第 3 項	市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。	なし

【児童館】

設置条例	条例条文	条例条文	
鶴ヶ島市児童館条例	第 1 条 (設置)	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として、 <u>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 3 項</u> の規定に基づき、児童館を設置する。	
根拠法令	根拠法令の 条文	根拠法令の条文	設置義務
児童福祉法	第 35 条 第 3 項	<p>国は、政令の定めるところにより、児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。）を設置するものとする。</p> <p>2 都道府県は、(略)</p> <p>3 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。</p>	なし

【市営住宅】

設置条例	条例条文	条例条文	
鶴ヶ島市市営住宅条例	第 1 条 (設置)	この条例は、 <u>公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号。以下「法」という。）</u> に基づく市営住宅及び共同施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。	
根拠法令	根拠法令の 条文	根拠法令の条文	設置義務
公営住宅法	第 3 条 (公営住宅の供給)	地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、 <u>低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない。</u>	必要があると認めるときに設置

## 2-2-4. 防災機能

公共施設の一部には、災害時の避難場所としての性質があることから、再配置の検討にあたっては、防災の観点からの施設の必要性を判断する必要があります。そのため、市内の指定緊急避難場所・指定避難所の位置、収容人数を整理するとともに、被災想定区域との位置関係を整理し、再配置にあたっての判断材料とします。

—公共施設の再配置の検討にあたっての課題5—  
現時点では避難者を収容できるだけの施設が確保されていますが、  
再配置後についても避難者数を収容できる施設規模を確保する必要があります

### (1) 指定緊急避難場所・指定避難所の収容人員

令和2（2020）年3月1日現在の屋内避難場所の収容人員の合計は3,167人、屋外避難場所の収容人員の合計は123,512人となっています。（表2-9）

小・中学校の体育館、市民センター等は災害時の指定避難所として位置づけられており、指定緊急避難場所（屋外）・指定避難所（屋内）は、市内に分散的に配置されているため、再配置にあたっては、これら防災機能を確実に確保していく必要があります。（図2-35～図2-37）

表2-9 避難場所・避難所の収容人員（1/2）

令和2（2020）年3月1日現在

No.	施設名	避難対象場所	屋内避難場所 延床面積 (㎡)	屋内 収容人員※1 (人)	屋外避難場所 面積※2 (㎡)	屋外 収容人員※3 (人)
1	鶴ヶ島第一小学校	体育館1階アリーナ	544	108		
		体育館2階平場	67	13		
		屋外運動場			7,440	3,720
2	鶴ヶ島第二小学校	体育館1階アリーナ	714	142		
		体育館2階平場	117	23		
		屋外運動場			7,171	3,585
3	新町小学校	体育館1階アリーナ	541	108		
		体育館2階平場	114	22		
		屋外運動場			10,145	5,072
4	杉下小学校	体育館1階アリーナ	544	108		
		体育館2階平場	104	20		
		屋外運動場			8,172	4,086
5	長久保小学校	体育館1階アリーナ	542	108		
		体育館2階平場	120	24		
		屋外運動場			11,004	5,502
6	栄小学校	体育館1階アリーナ	735	147		
		体育館2階平場	91	18		
		屋外運動場			12,180	6,090
7	藤小学校	体育館1階アリーナ	620	124		
		体育館2階平場	110	22		
		屋外運動場			12,264	6,132
8	南小学校	体育館1階アリーナ	540	108		
		体育館2階平場	118	23		
		屋外運動場			11,280	5,640

表 2-9 避難場所・避難所の収容人員(2/2)

令和2(2020)年3月1日現在

No.	施設名	避難対象場所	屋内避難場所 延床面積 (㎡)	屋内 収容人員※1 (人)	屋外避難場所 面積※2 (㎡)	屋外 収容人員※3 (人)
9	鶴ヶ島中学校	体育館1階アリーナ	921	184		
		体育館2階平場	0	0		
		屋外運動場			18,429	9,214
10	藤中学校	体育館1階アリーナ	1,080	216		
		体育館2階平場	126	25		
		屋外運動場			17,797	8,898
11	富士見中学校	体育館1階アリーナ	580	116		
		体育館2階平場	120	24		
		屋外運動場			14,499	7,249
12	西中学校	体育館1階アリーナ	926	185		
		体育館2階平場	156	31		
		屋外運動場			19,405	9,702
13	南中学校	体育館1階アリーナ	867	173		
		体育館2階平場	114	22		
		屋外運動場			12,911	6,455
14	鶴ヶ島清風高等学校	体育館1階武道場	956	191		
		体育館2階アリーナ	750	150		
		屋外運動場			24,108	12,054
15	富士見市民センター	集会室(フロア)	169	33		
		集会室(ステージ)	61	12		
16	大橋市民センター	集会室(フロア)	192	38		
		集会室(ステージ)	70	14		
		児童館遊戯室	149	29		
17	西市民センター	集会室(フロア)	181	36		
		集会室(ステージ)	136	27		
		児童館遊戯室	165	33		
18	東市民センター	1階集会室(フロア)	369	73		
		1階集会室(ステージ)	82	16		
		2階集会室	110	22		
		2階第二集会室	90	18		
19	南市民センター	集会室(フロア)	193	38		
		集会室(ステージ)	63	12		
20	北市民センター	集会室(フロア)	186	37		
		集会室(ステージ)	99	19		
		児童館遊戯室	154	30		
21	女性センター	ホール	225	45		
		舞台	159	31		
		軽運動室	125	25		
22	鶴ヶ島海洋センター	アリーナ	721	144		
		グラウンド			1,810	905
		広場			1,745	872
23	脚折近隣公園	公園			12,979	6,489
24	富士見中央近隣公園	公園			24,924	12,462
25	鶴ヶ島南近隣公園	公園			18,771	9,385
	合計		15,916	3,167	247,034	123,512
	避難者数(実質想定)※4			3,101		75,978
	差異			66		47,534

【収容人数等の算出根拠】

- ※1：「屋内収容人員」は、各指定避難所の延床面積に対し、1人当たり5㎡を除して算出した人数。  
(参考データ：「スフィアハンドブック人道憲章と人道支援」より、1人当たり最低3.5㎡の居住スペースとし、居住スペースや通路の配置より避難所の有効延床面積を70%に設定している。  
なお、避難所に必要な機能として、受付、本部、情報コーナー等は、施設事務室や避難所以外の施設共用部、仮設コンテナ等により設置し、避難所の有効延床面積を圧迫しないものとする。  
また、「鶴ヶ島市地域防災計画」では、小・中学校特別教室を避難所延床面積として換算しているが、机や椅子等の設置物があり、避難空間として十分ではない教室があることや学校機能の維持に影響が及ぶ可能性があるため、算出から除外している。)
- ※2：小・中学校屋外避難場所面積は、小・中学校の運動場の敷地面積からから10%分を植栽帯、遊具、工作物等の専有面積として、総面積から除外し、有効面積として算出している。(参考データ：教育委員会施設台帳)  
また、公園の避難場所の面積は、公園敷地面積から20%分を植栽帯、遊具、工作物等の専有面積として、総面積から除外し、有効面積として算出している。(参考データ：鶴ヶ島市地域防災計画)  
なお、各市民センター、女性センターの屋外避難場所として考えられる敷地内の広場は、建物に近接しており、災害時に安全に使用できるか不明確であるため算出から除外している。駐車場についても、災害時に車が停められている可能性や災害時用物資等の搬出入に使用するため、算出から除外している。(鶴ヶ島市運動公園は、災害時に被災者避難や物資の輸送等のため、ヘリコプターの「飛行場外離着陸場」として指定されており、「鶴ヶ島市地域防災計画」の指定金融避難場所には、指定されていない。)
- ※3：「屋外収容人員」は、各指定緊急避難場所の有効面積に対し、1人当たり2.0㎡で除して算出した人数。(参考データ：鶴ヶ島市地域防災計画)
- ※4：屋内の実質想定する避難者数は、「鶴ヶ島市地域防災計画」にて、想定している災害時の最大屋内避難者数3,162人から、災害発生時の避難行動要支援者(障害者、介護保険の要支援・要介護認定を受けている者等)の最大数を除いた数字として算出している。災害発生時の避難行動要支援者最大数は、市内避難行動要支援者数の人口割合、約2%(1,342人/69,937人)を3,162人にて換算した61人としている。(最大屋内避難者数3,162人-61人=3,101人)  
なお、災害発生時の避難行動要支援者には、市民センター、女性センター、鶴ヶ島海洋センターの大空間ではない部屋及び市内社会福祉施設6施設を福祉避難場所として提供する。  
また、屋外の実質想定する避難者数は、「鶴ヶ島市地域防災計画」にて、基準が設けられていない。そのため、市内人口69,937人(令和2(2020)年3月1日時点)と災害発生時の帰宅困難者最大数6,041人を足した数字、75,978人として算出している。(参考データ：鶴ヶ島市地域防災計画)

(2) 指定緊急避難場所・指定避難所の分布図

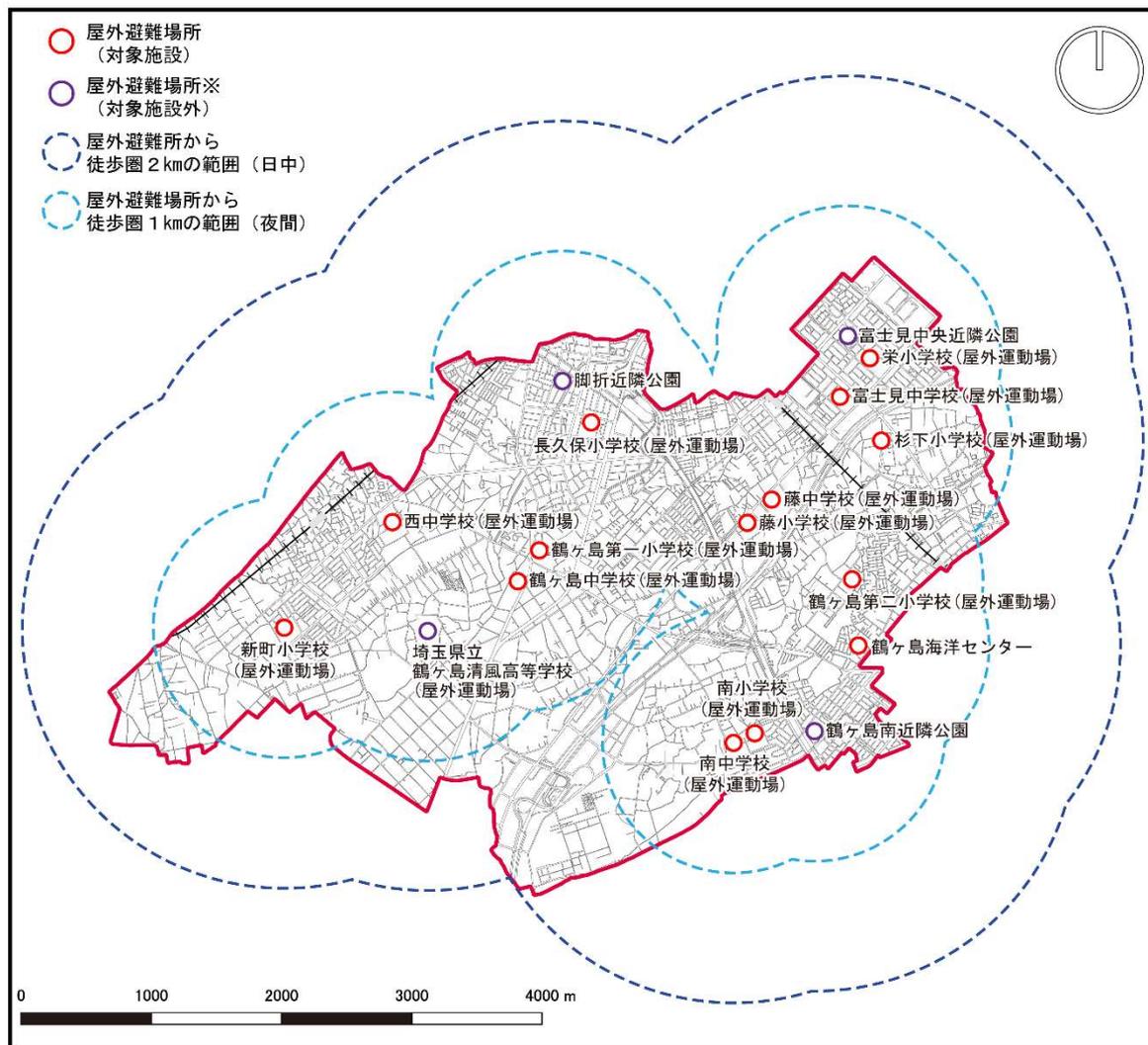


図 2-35 屋外避難場所までの避難距離 (日中 2 km、夜間 1 km)

※屋外避難場所(凡例：紫丸○)は、個別利用実施計画対象施設以外の場所ですが、鶴ヶ島市防災計画で、対象となっているため、地図上に表示しています。

表 2-10 広域防災の拠点整備に関する調査(国土交通省)における避難時間・避難距離・速度

避難時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>関東大震災における要因別死者発生状況を見ると、火災による焼死は地震発生 3 時間後に急増しています。発生後 1 時間は、負傷者の搬出、初期消火、状況把握等で過ぎることから、避難に使える時間は 2 時間となりますが、1 時間の余裕を見込むと、実質的な避難時間は 1 時間程度となります。</li> </ul>
避難距離、速度	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般の歩行速度は概ね 4 km/時ですが、高齢者や子供等、さらに非常時であることを勘案すると、速度は半分の 2 km/時程度(暗闇や水に浸かっている歩行では、速度が概ね 1 km/時程度に減じます。)と考えられます。したがって、避難時間 1 時間での避難距離は 2 km 程度となります。また、東京消防庁の調査によると、歩行限界は高齢者、子供で約 2 km とされています。</li> </ul>

(出典：広域防災の拠点整備に関する調査 国土交通省)

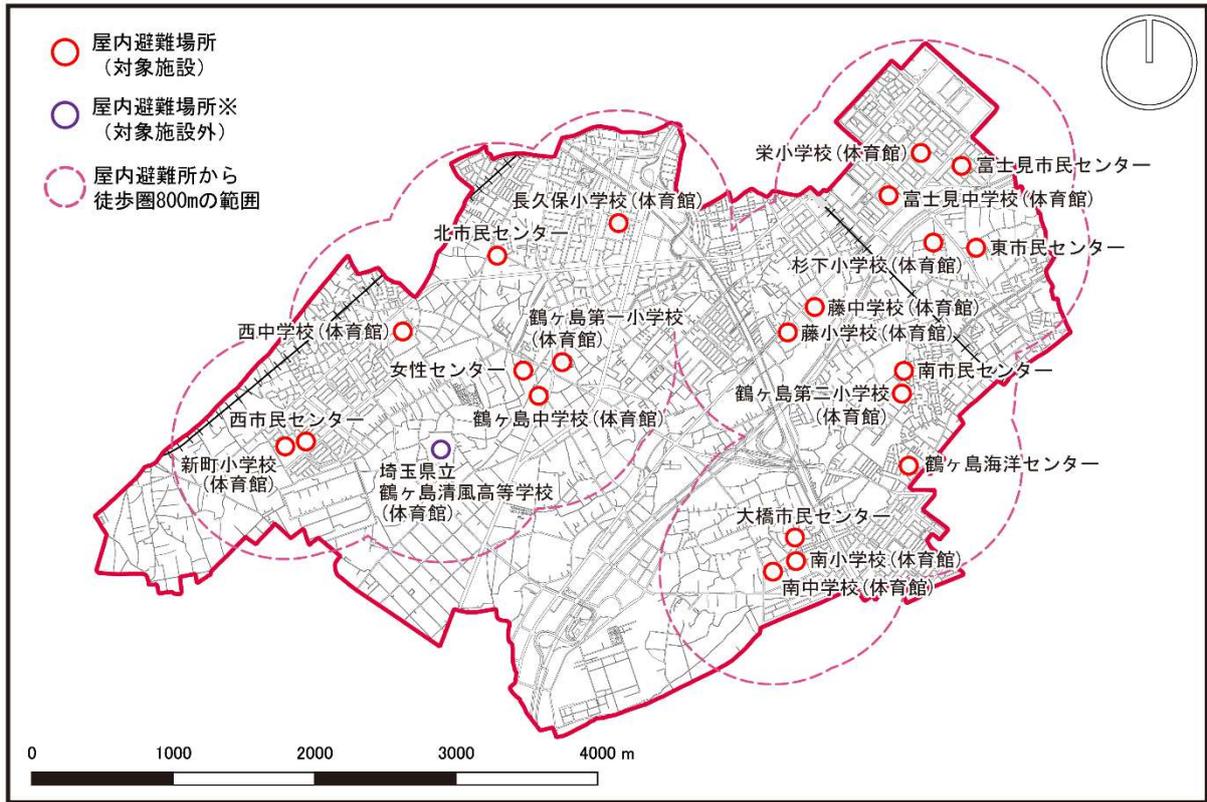
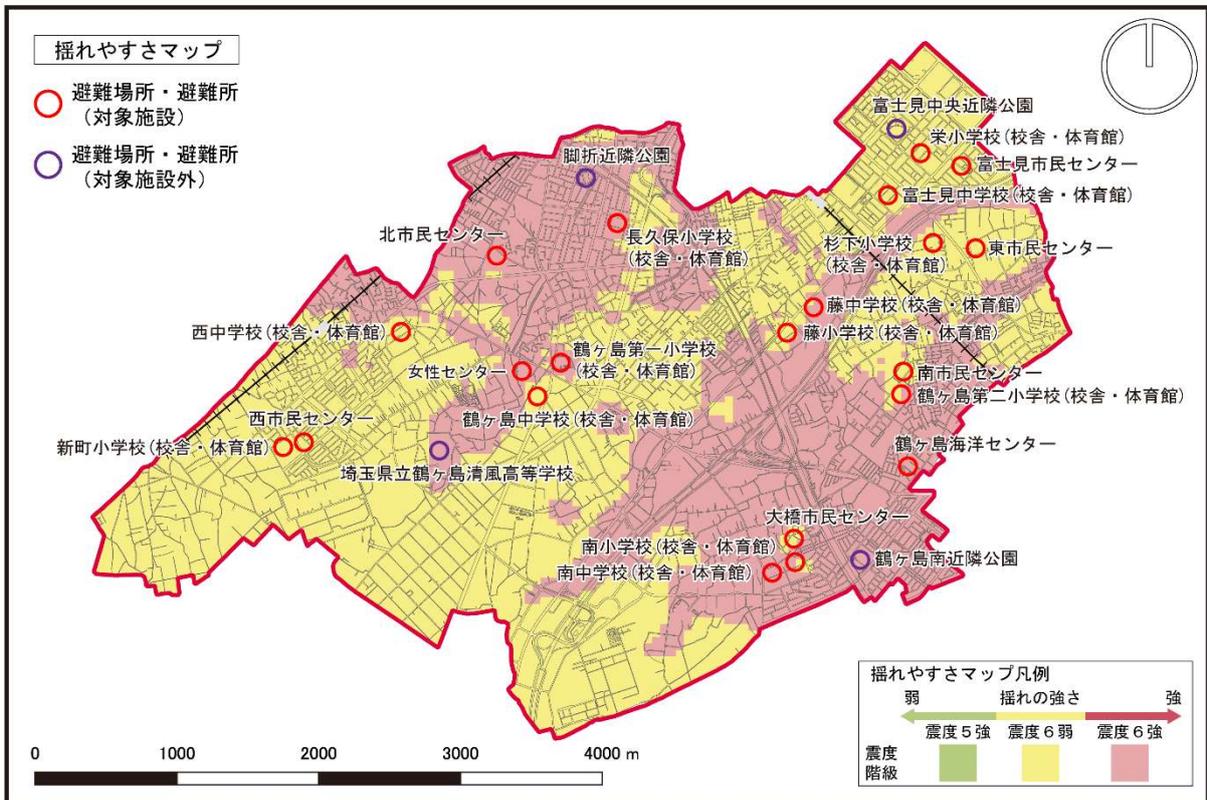


図2-36 屋内避難所までの避難距離(800m)

※屋内避難場所(凡例:紫色○)は、個別利用実施計画対象以外の施設や場所ですが、鶴ヶ島市防災計画上、対象となっているため、地図上に表示しています。



(国土数値情報、基盤地図情報及び鶴ヶ島市揺れやすさマップより作成)

図2-37 揺れやすさマップと避難所等の分布

※避難場所・避難所(凡例:紫丸○)は、個別利用実施計画対象以外の施設や場所ですが、鶴ヶ島市防災計画上、避難所や避難場所の対象となっているため、地図上に表示しています。

## 2-2-5. 今後の市の事業展開

今後の市の事業展開として、公共施設を管理している所管課や施設を利用して各事業を展開している対象課に対し、施策上の位置づけや内容、利用（参加）者の状況、要望及び展望等についてヒアリングを行い、その意見・意向を整理し、再配置にあたっての判断材料とします。

（表2-11）

—公共施設の再配置の検討にあたっての課題6—  
 今後の市の事業展開に応じた、施設利用の見通しを踏まえて、再配置を検討する必要があります

表2-11 今後の市の事業展開（1/3）

対象施設	事業展開	ヒアリング内容等
学校給食センター	継続	・事業はPFI事業契約により実施。令和9（2027）年度に契約満了。その後、継続利用するが運営方法は未定。
教育センター	継続	・現状では廃止の予定はない。ただし、施設の稼働率向上やランニングコストの抑制のために運営方針を見直し、維持していく。 ・保健センターと連携できるので、今の場所は良いとも感じている。保護者にとっても、入りやすい環境となっているが、統廃合後の校舎を教育センターとして使用することについては良いと思う。
東市民センター	継続	・既存の事業については現状を維持する考えでいる。現状の施設があれば運営には問題ない。 ・今後も地域拠点の施設として、様々な地域活動団体と連携した事業を展開していく。 ・市民センターは、地域の拠点施設として、概ね小学校区に1センターが配置されている。避難所等の位置づけもあり、統合については検討していない。 ・市民に身近な窓口として、住民票の写しをはじめとする諸証明の発行業務も行っており、地域の高齢者が多く利用しているため、現状の配置を維持していきたい。
西市民センター	継続	
南市民センター	継続	
北市民センター	継続	
大橋市民センター	継続	
富士見市民センター	継続	
女性センター	継続	・避難所にも指定されているので、現状では廃止の予定はない。ただし、施設の稼働率向上やランニングコストの抑制のために運営方針を見直し、維持していく。
農業交流センター	継続	・事業は現状維持の方針で、事業が実施できる施設があれば問題はない。 ・令和2（2020）年度から、指定管理（貸館の窓口など）にて運営を行っている。
市民活動推進センター	継続	・市民活動推進センターは、市民活動の拠点として、NPO法人やボランティア団体の育成等の場としていたが、市民活動団体と地域活動団体等とのつながりを促進し、市民活動団体の活性化など、市民活動の更なる支援の強化を図るため、市民センターに機能移転する。これにより、令和3（2021）年度末をもって廃止とする。
中央図書館	継続	・事業は現状を維持する方針で、施設があれば問題はない。 ・若葉駅前カウンターは、利便性の良さから、中央図書館に次いで利用者が多く、今後も分室機能の継続が求められる。
図書館東分室	継続	
図書館西分室	継続	
図書館南分室	継続	
図書館北分室	継続	

表 2-11 今後の市の事業展開（2/3）

対象施設	事業展開	ヒアリング内容等
図書館大橋分室	継続	(前頁参照)
図書館富士見分室	継続	
龍蛇ふる里会館	継続	・事業は現状維持の方針で、これまでの事業が実施できる施設があれば問題はない。
鶴ヶ島海洋センター	継続	・市民の健康づくりやレクリエーションの場を提供するため、アリーナ等の貸出業務を行っていく。
保健センター	継続	・事業は現状を維持する方針で、これまでどおり事業が実施できる施設があれば問題はない。 ・移転については可能ではあると思うが、歯科の検診台や特殊なユニットがあるので大がかりとなる。
鶴ヶ島保育所	継続	・市が設置する鶴ヶ島保育所、富士見保育所は入所率が100%を超えている。また、民間の保育所（地域型保育施設を含む）でも、1つの園を除き、入所率が90%を超えている。その中でも入所率100%以上の保育所は9施設となっている。 ・今後は、少子化により児童数は減少するものの、女性の就業率の高まりや、国の幼児教育・保育に関する各種施策を見据えながら、保育需要の変動に対応していく必要がある。
富士見保育所	継続	
老人福祉センター	継続	・現状の立地は、利便性の悪さや借地の問題もあり、最適ではない。参加者が多い活動には送迎があるため、あまり問題にならないが、車での来館者も多いので駐車場の確保は必要である。 ・再編に際して、おたっしや工房と市民センターの機能統合については、老人福祉センター利用者の希望日時に予約が取れないため、非常にやりにくい。移転するとしても、優先的に使える諸室を確保しないと厳しい。
障害者生活介護施設	継続	・基本的には、車両による送迎を前提としているので、立地の不便はない。 ・現在の施設は緑も多く、良好な環境であるため、移転した場合には不満に思う人もいるかもしれない。 ・利用者には、施設が古いことや、借地返還など理由を説明すれば、納得していただけたらと思う。
発育支援センター	継続	・子育て相談の中核的な施設として残していきたい。
どんぐりクラブ (鶴ヶ島第二小学校区)	継続	・子育て支援として、これまでの事業を展開できる施設は、残す必要がある。 ・今後の市の事業展開としては、栄小学校に新規の学童保育室を余裕教室2部屋使用して整備する予定となっている。 ・学校の敷地内に建てるよりは、余裕教室を使って確保する方が、工事費を安価に抑えられる。 ・杉下小学校区学童保育室は、2か所中1か所が旧区画整理事務所を借用しており、今後返還する必要がある。 ・新町小学校区学童保育室は、3か所中2か所が旧区画整理事務所を借用しており、今後返還する必要がある。
どんぐり小規模児童クラブ (鶴ヶ島第二小学校区)	継続	
ありんこクラブ(杉下小学校区)	継続	
第二ありんこクラブ (杉下小学校区)	継続	
ひまわりクラブA(新町小学校区)	継続	
ひまわりクラブB(新町小学校区)	継続	
ひまわりクラブC(新町小学校区)	継続	
なかよしクラブ (鶴ヶ島第一小学校区)	継続	
なかよし小規模児童クラブ (鶴ヶ島第一小学校区)	継続	

表 2-11 今後の市の事業展開 (3/3)

対象施設	事業展開	ヒアリング内容
つくしんぼクラブ (藤小学校区)	継続	(前頁参照)
第二つくしんぼクラブ (藤小学校区)	継続	
つばきやまクラブ (栄小学校区)	継続	
もみじやまクラブ (栄小学校区)	継続	
はちまんクラブ (長久保小学校区)	継続	
はちまん小規模児童クラブ (長久保小学校区)	継続	
第二はちまんクラブ (長久保小学校区)	継続	
たんていクラブ A (南小学校区)	継続	
たんてい小規模児童クラブ (南小学校区)	継続	
たんていクラブ B (南小学校区)	継続	
西児童館	継続	
脚折児童館	継続	
大橋児童館	継続	
上広谷児童館	継続	
新町住宅	継続 (借上期間満了に伴い建物返還)	・新町住宅は 20 年間の借上期間 (令和 6 (2024) 年 9 月) の満了に伴い埼玉県住宅供給公社へ建物を返還する。 ・返還にあたっては、居住者が引き続き住むことができる方策等について調整を図りながら、転居が必要となった場合には、転居先の斡旋や家賃負担等の居住者の緩和措置などを検討していく。
庁舎	継続	・様々な行政サービスを提供し、日常における市民の暮らしを支える役割を果たしている。 ・災害対策本部を設置する施設である。
若葉駅前出張所	継続	・若葉駅を中心に、人口の多い地域で有効に機能している。
文化財整理室第一分室 (事務室等)	継続	・文化財整理室は、蛍光灯から火が出たこともあり、可能であれば移転したい。 ・施設の特長性は確かにあるが、学校の建物でも十分に対応できる。 ・今の立地は、市域の中央であるため、子どもを迎え入れやすいが、特に立地にこだわっていない。 ・学校の RC 造でなくても、プレハブのような簡易な建物で構わない。
文化財整理室第二分室 (作業室等)	継続	
文化財整理室第三分室 (資料展示庫)	継続	
旧第一学校給食センター	廃止済	・区画整理地内であるため、種地 (減歩緩和) として、活用を図っていく。
旧第二学校給食センター	廃止済	
旧鶴ヶ島市ふれあいセンター	廃止済	・現在、施設を民間事業者へ貸出による資産運用を行っており、引き続き廃止済施設の有効活用を図っていく。
旧庁舎	廃止済	・立地適正化計画に基づく、(新) 複合施設建設予定地として、活用を図っていく。
旧若葉駅自転車駐車場	廃止済	・現在は、放置自転車の仮置き場として活用しているが、敷地として資産価値が高いため、積極的な資産運用を図っていく。

## 2-2-6. 施設の利用状況

各公共施設の利用状況を調査、整理することにより、対象施設の稼働状況を把握し、今後も市民にとって必要性の高い施設や公共サービスを見極める判断材料とします。

—公共施設の再配置の検討にあたっての課題7—

多くの施設の利用状況がやや減少傾向にあります。ピーク時稼働率が高い施設や毎年一定の利用が見られる施設があるなど、施設により利用状況は異なります

—公共施設の再配置の検討にあたっての課題8—

市民センター等の共用部（ロビー等）は、多目的かつ多世代による主用途以外の利用が見られます

### (1) 施設利用者数

#### 1) 学校給食センター

平成 26 (2014) 年度から平成 30 (2018) 年度までにおける、学校給食センターの市民講座への年間参加人数は、平成 26 (2014) 年度には 216 人の参加がありましたが、その後は減少し、平成 29 (2017) 年度は 74 人、平成 30 (2018) 年度は 88 人となっていますが、建物の主としての機能以外にも一定の市民利用が見られます。(表 2-12)

表 2-12 学校給食センターによる見学・講座等利用者数

区分	平成26年度			平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度		
	件数	参加人数	試食人数												
見学				1	80	0	5	152	24	1	80	0			
市民講座	13	216	212	6	170	170	3	63	63	4	74	74	4	88	88
合計	13	216	212	7	250	170	8	215	87	5	154	74	4	88	88

※新規採用職員研修、行政視察によるセンター利用は含みません。

#### 2) 教育センター

平成 30 (2018) 年度における相談者数は 289 人で、ピークである平成 28 (2016) 年度の 328 人からはやや減少しているものの、平成 25 年度の約 2 倍となっています。これは、平成 27 (2015) 年度より、臨床心理士が常駐したため、相談件数が増加したことが主な要因です。(表 2-13・図 2-38)

表 2-13 教育センターの相談者数の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平均
相談者数 (人)	146	143	275	328	321	289	250
平成25年度を1とした場合の指数	1.00	0.98	1.88	2.25	2.20	1.98	-

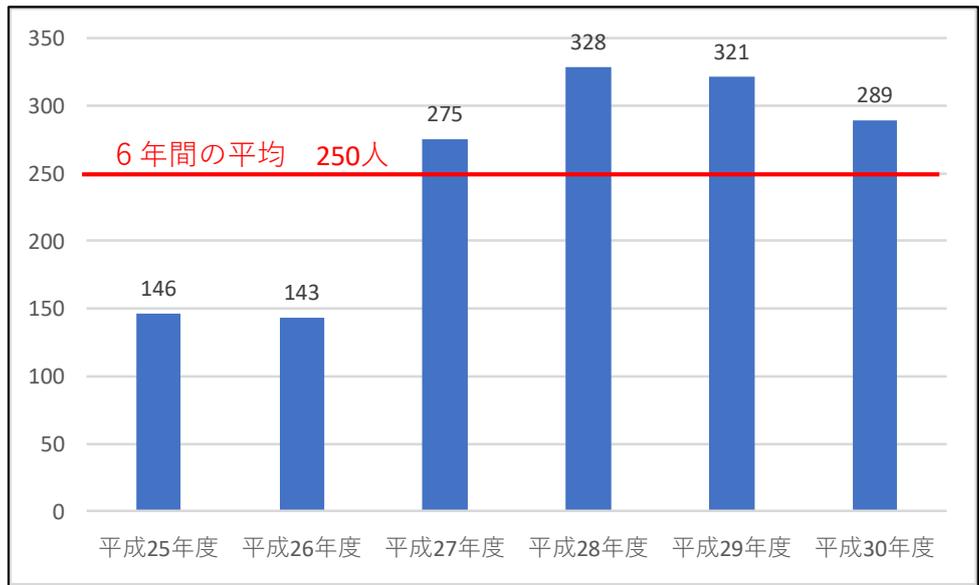


図 2-38 教育センターの相談者数の推移

### 3) 市民センター

平成 30 (2018) 年度における部屋使用団体数は、延べ 23,841 団体、部屋使用者数を含む市民センター利用者数は 402,042 人となっています。平成 27 (2015) 年度以降で見ると、市民センターの年間利用者数はほぼ横ばいです。(図 2-39)

6 施設ある市民センター別の利用者数は、西市民センターの利用者数は増加していますが、他の 5 施設の市民センターの利用者数は減少しており、中でも南市民センターは大きく減少しているなど、市民センターごとに利用状況は異なります。(図 2-40)

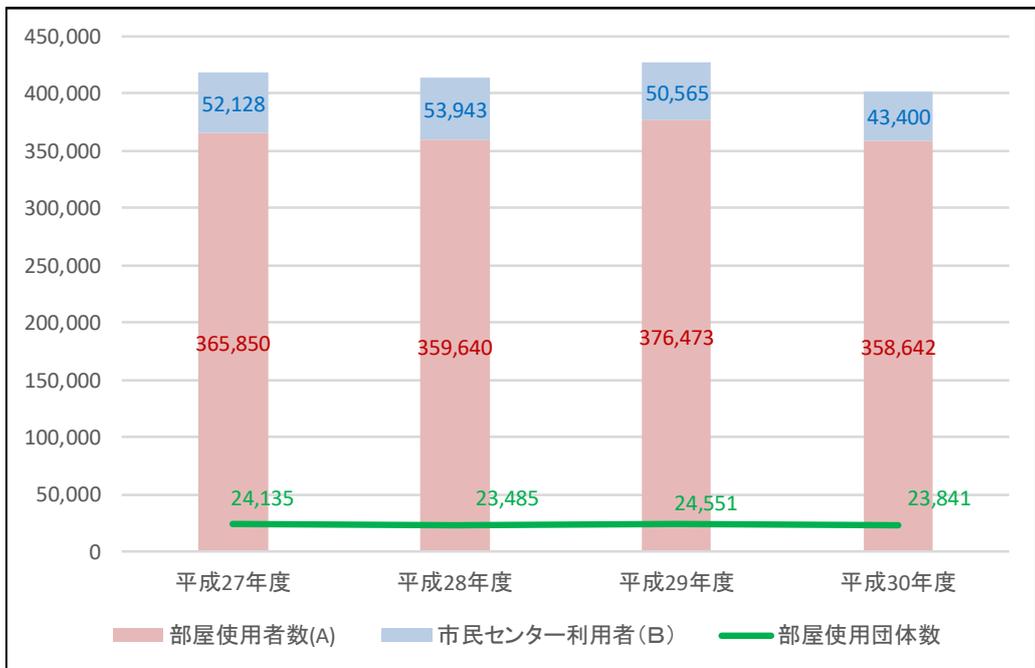


図 2-39 市民センターの年間利用者数の推移

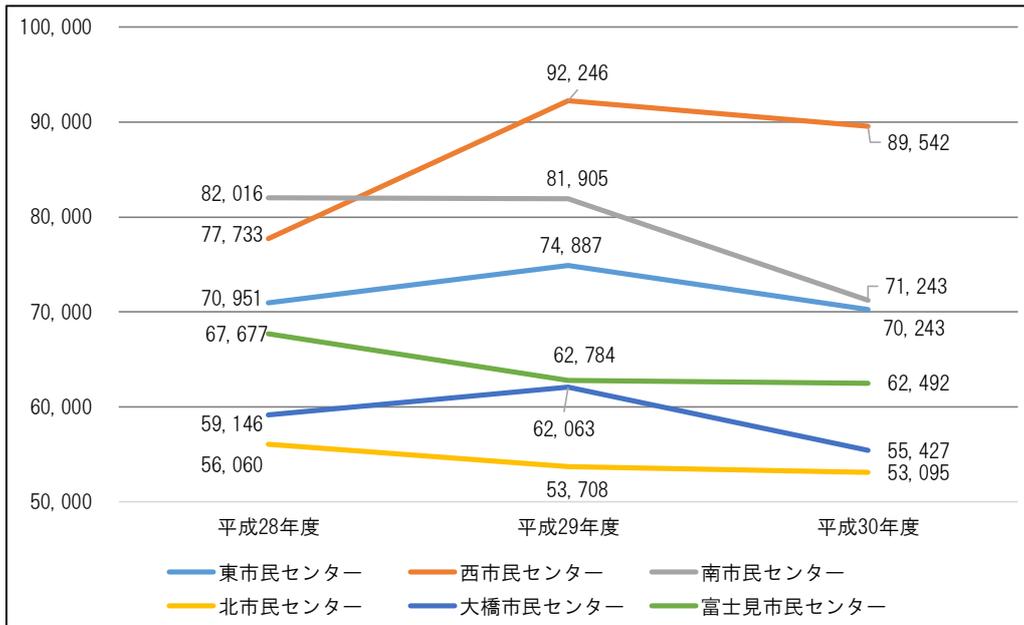


図 2-40 市民センター別の年間利用者数の推移

#### 4) 女性センター

女性センターの年間利用者数は、平成 27 (2015) 年度には、保健センターの空調故障のため隣接する女性センターが臨時の検診等に利用されたため、61,002 人に達しました。

平成 28 (2016) 年度は再び 4 万人程度に戻り、平成 30 (2018) 年度には 37,010 人となっていることから、毎年、一定程度の利用が見られます。(図 2-41)



図 2-41 女性センターの利用者数の推移

### 5) 農業交流センター

農業交流センターの年間利用件数と人数は、平成 27 (2015) 年度の 745 件、11,104 人をピークに減少し、平成 30 (2018) 年度には 718 件、8,368 人となっています。

なお、市民農園の総利用区画に対する利用区画数は、毎年 100%に近い数値で推移しており、高い利用率となっています。(図 2-42)



図 2-42 農業交流センターの年間利用件数・人数の推移

### 6) 市民活動推進センター

市民活動推進センターの年間利用者数は、平成 26 (2014) 年度の 13,810 人をピークに減少傾向であり、平成 30 (2018) 年度は 8,035 人となっています。(図 2-43)

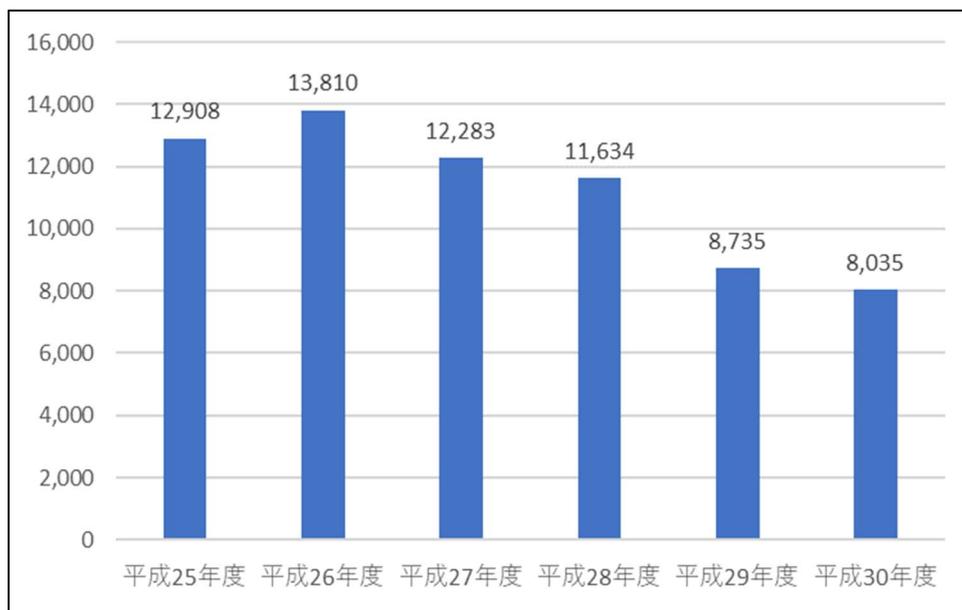


図 2-43 市民活動推進センターの年間利用者数の推移

## 7) 図書館

平成 30 (2018) 年度における中央図書館及び図書館分室の年間利用者数の合計は、150,159 人で、その内の半数以上 (54.3%) にあたる 81,600 人が中央図書館を利用しています。また、市民活動推進センター (若葉駅前出張所) の利用者も全体の 13.0% を占めています。(表 2-14)

中央図書館及び図書館分室の年間利用者数は減少傾向にあり、平成 30 (2018) 年度の年間利用者数合計は、平成 25 (2013) 年度の年間利用者数合計 (161,815 人) の 92.8% と、7.2% 減少しています。(図 2-44・図 2-45)

表 2-14 中央図書館及び図書館分室の年間利用者数の推移

施設名称	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	構成比率
中央図書館	98,713	96,390	90,734	88,255	82,822	81,600	54.3%
	100.0%	97.6%	91.9%	89.4%	83.9%	82.7%	-
図書館東分室	7,443	7,845	7,371	7,465	8,220	7,931	5.3%
	100.0%	105.4%	99.0%	100.3%	110.4%	106.6%	-
図書館西分室	9,722	8,557	8,496	9,624	8,517	8,297	5.5%
	100.0%	88.0%	87.4%	99.0%	87.6%	85.3%	-
図書館南分室	11,475	11,759	11,613	10,451	9,998	9,807	6.5%
	100.0%	102.5%	101.2%	91.1%	87.1%	85.5%	-
図書館北分室	5,702	5,800	5,703	5,355	5,181	5,535	3.7%
	100.0%	101.7%	100.0%	93.9%	90.9%	97.1%	-
図書館大橋分室	9,639	9,602	8,794	8,112	8,778	8,127	5.4%
	100.0%	99.6%	91.2%	84.2%	91.1%	84.3%	-
図書館富士見分室	12,621	12,526	12,155	11,226	10,767	9,366	6.2%
	100.0%	99.2%	96.3%	88.9%	85.3%	74.2%	-
市民活動推進センター (若葉駅前出張所)	6,500	7,735	8,194	13,052	17,381	19,496	13.0%
	100.0%	119.0%	126.1%	200.8%	267.4%	299.9%	-
合 計	161,815	160,214	153,060	153,540	151,664	150,159	100.0%
	100.0%	99.0%	94.6%	94.9%	93.7%	92.8%	-

※下段の数値は、平成 25 (2013) 年度の利用者を 100% とした場合の割合を示します。

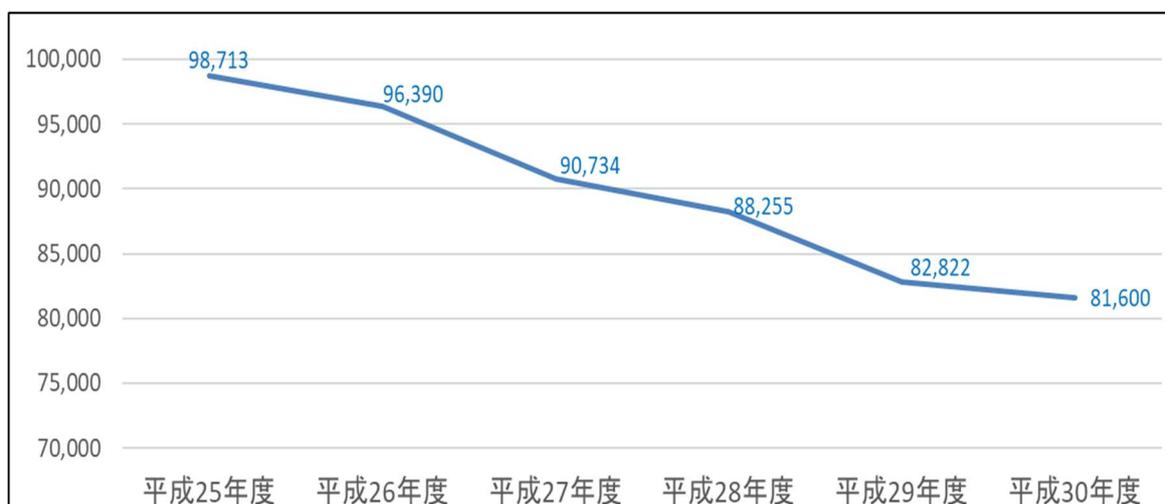


図 2-44 中央図書館の年間利用者数の推移

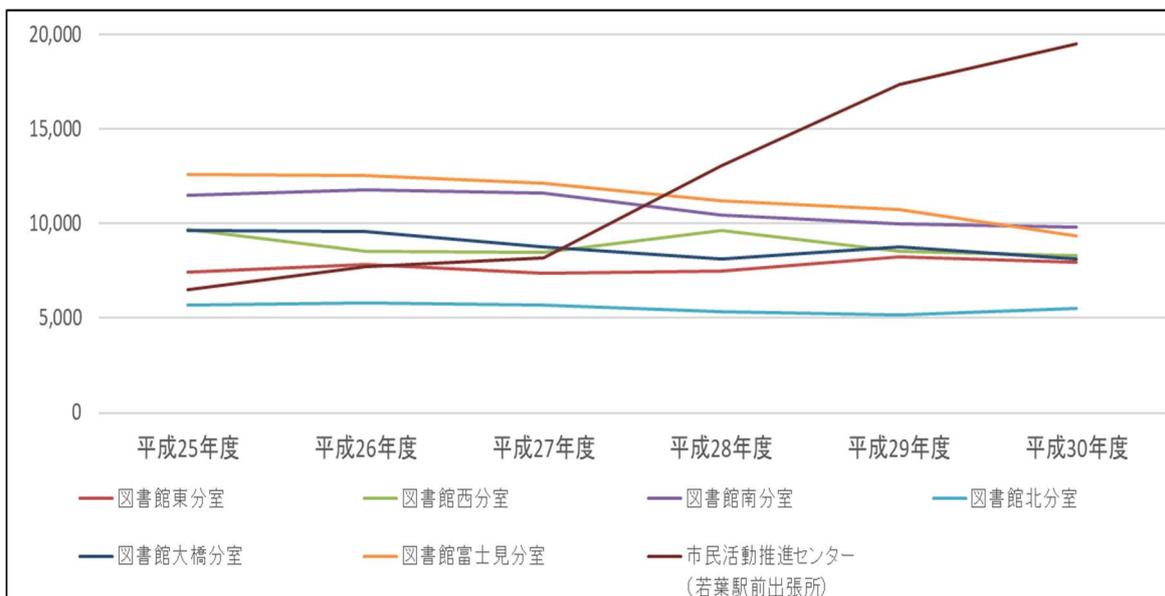


図 2-45 図書館分室等の年間利用者数の推移

### 8) 鶴ヶ島海洋センター

平成 30 (2018) 年度における鶴ヶ島海洋センター全体の利用者数 (体育館とミーティングルームを合わせた利用者数) は、54,485 人となっています。

体育館の年間利用者数は平成 24 (2012) 年度の 65,572 人から減少傾向にあり、平成 30 (2018) 年度には 50,997 人となっています。

ミーティングルームの年間利用者数も、平成 28 (2016) 年度以降は 4,000 人を下回り、平成 30 (2018) 年度は 3,488 人と減少傾向にあります。(図 2-46)

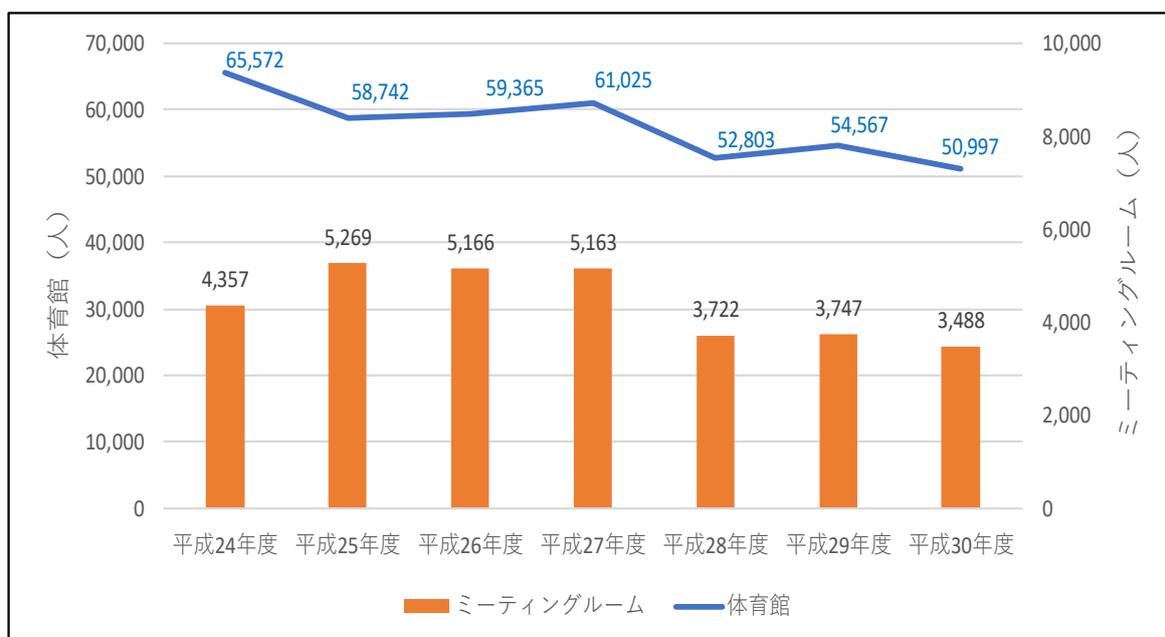


図 2-46 鶴ヶ島海洋センターの年間利用者数の推移

## 9) 保健センター

保健センターでは乳幼児や 40 歳以上の市民を対象とする法令に基づく健康診査、健康相談、健康指導を実施しており、平成 30（2018）年度における年間延べ参加数は 5,668 人のほります。その他、母子の健康保持・増進、子育て支援、市民の健康づくりなど、多数の事業を実施しています。（表 2－15）

表 2－15 平成 30（2018）年度における健康診査等の参加数

事業名	事業の内容・目的	実施頻度 実施時期	年間延べ 参加数 (H30年度)	参加状況等
4か月児健康診査	乳幼児に法令に基づく健康診査を行い、異常を早期発見して適切に指導を行うことにより、乳幼児の健康の保持及び増進を図る。	毎月1回 通年	457	法令に基づく健康診査
1歳6か月児健康診査	乳幼児に法令に基づく健康診査を行い、異常を早期発見して適切に指導を行うことにより、乳幼児の健康の保持及び増進を図る。	毎月1回 通年	500	法令に基づく健康診査
2歳児歯科健康診査	歯科検診を実施することで健康な口腔を保ち、乳歯初期の虫歯を予防するとともに保護者の歯科検診意識の高揚を図る。	毎月1回 通年	453	
3歳児健康診査	乳幼児に法令に基づく健康診査を行い、異常を早期発見して適切に指導を行うことにより、乳幼児の健康の保持及び増進を図る。	毎月1回 通年	480	法令に基づく健康診査
10か月児健康相談	保健指導要領(厚生労働省)に基づき、乳児後期の親の育児不安等に対する相談、支援等を行い、親子の健康の保持、増進を図る。	毎月1回 通年	475	国の要領に基づく健康相談
肺がん検診	40歳以上を対象に1人1年に1回、肺がん検診を実施。	年14回 通年	1,897	法令に基づく健康診査
胃がん検診	50歳以上を対象に1人2年に1回、胃がん検診を実施。	年14回 通年	314	法令に基づく健康診査
乳がん検診	40歳以上の女性を対象に1人2年に1回、乳がん検診を実施。	年9回 通年	720	法令に基づく健康診査
歯周病検診	30歳から75歳までを対象に1人1年に1回、歯周病検診を実施。	年5回 通年	117	法令に基づく健康診査
骨粗しょう症検診	40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の女性にDXA法による骨粗しょう症検診を実施。	年2回 通年	176	法令に基づく健康診査
特定保健指導	特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある方に特定保健指導を実施。	随時 通年	79	法令に基づく保健指導
年間延べ参加数 計			5,668	

## 10) 保育所

市が設置する鶴ヶ島保育所及び富士見保育所は、平成 31（2019）年 3 月 1 日現在、入所率が 100%を超えており、需要が高い状況です。（表 2－16）

表 2－16 保育所の入所児童数・入所率

（平成 31（2019）年 3 月 1 日時点）

年齢	鶴ヶ島保育所			富士見保育所		
	定員	入所児童数	待機	定員	入所児童数	待機
0	6	6	4	6	6	6
1	13	21	0	14	24	2
2	20	24	1	18	23	4
3	26	27		24	25	1
4	27	25		28	27	1
5	28	24		30	30	
合計	120	127	5	120	135	14
		入所率	106%		入所率	113%

### 11) 老人福祉センター

平成 30（2018）年度における市内利用者数は 33,680 人、市外利用者数は 28,614 人の計 62,294 人となっており、平成 26（2014）年度の 58,501 人をピークに、利用者数は市内・市外ともに減少してきましたが、平成 30（2018）年度には、再び増加しています。

なお、平成 30（2018）年度に、川越市の老人福祉センターの改修工事が実施されたため、市外利用者が大幅に増加しています。（表 2-17・図 2-47）

表 2-17 老人福祉センターの利用者数の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	備考
市内利用者(人)	35,764	37,166	36,748	36,213	33,574	33,680	
市外利用者(人)	21,964	21,335	21,088	19,703	19,131	28,614	
合計	57,728	58,501	57,836	55,916	52,705	62,294	
対前年度増減比	1.00	1.01	0.99	0.97	0.94	1.18	平成25年度を1とした場合

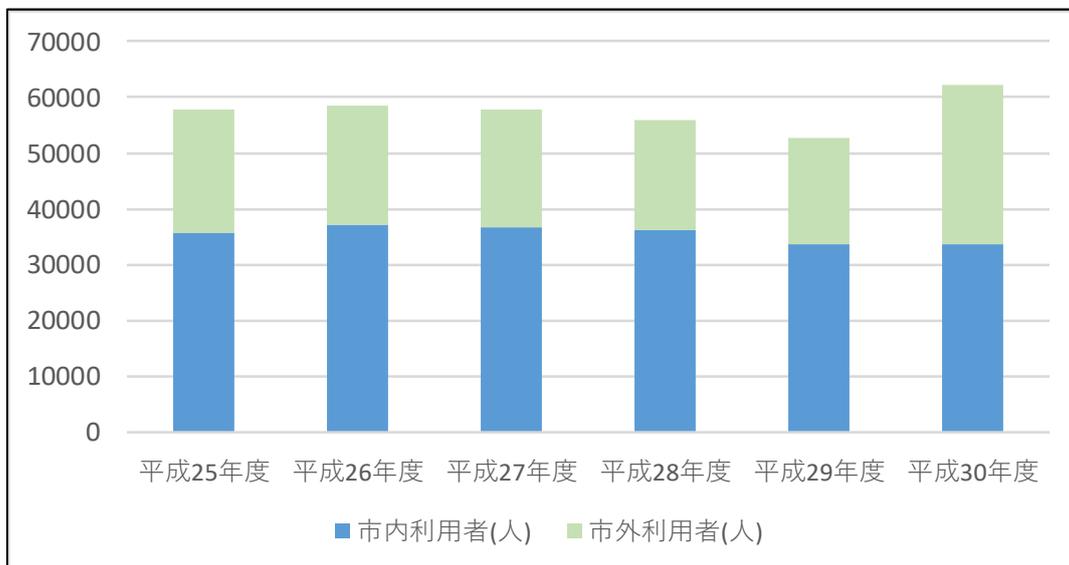


図 2-47 老人福祉センターの利用者数の推移

## 12) 障害者生活介護施設

平成 30（2018）年度における登録利用者数は、206 人となっており、平成 25（2013）年度の 168 人より、増加傾向となっています。（表 2-18・図 2-48）

表 2-18 障害者生活介護施設「きいちご」の登録利用者数の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録利用者数 (人)	168	180	180	189	191	206
平成25年度を 1とした場合	1.00	1.07	1.07	1.13	1.14	1.23

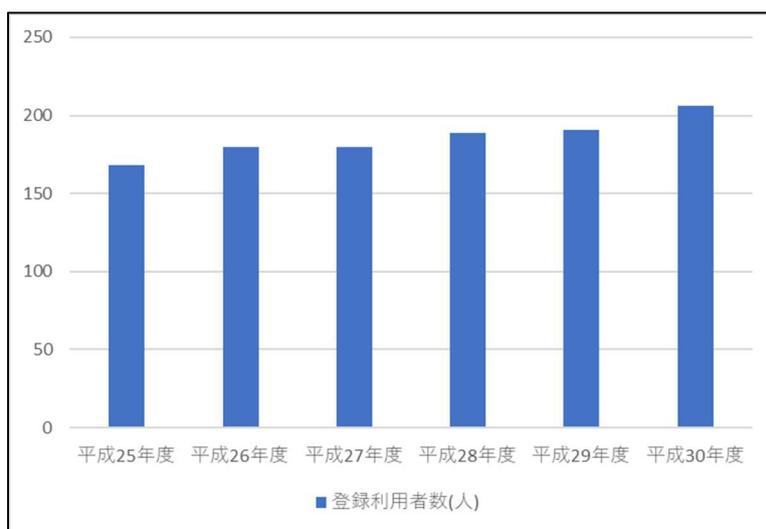


図 2-48 障害者生活介護施設「きいちご」の登録利用者数の推移

## 13) 発達支援センター

平成 30（2018）年度における利用延人数は、通所指導が 2,560 人、親子教室が 434 人、外来指導が 83 人となっています。平成 26（2014）年度に通所指導の利用延人数は一時的に減少しましたが、平成 27（2015）年度以降、増加傾向となっています。（図 2-49）

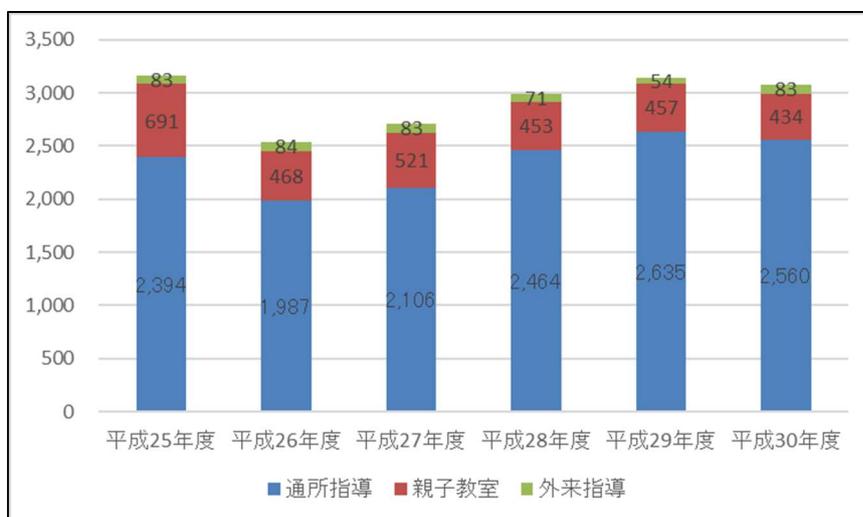


図 2-49 発達支援センターの利用者数の推移

#### 14) 学童保育室

学童保育室の施設別入室児童数は、市全体では、令和元（2019）年4月から令和2（2020）年3月までの1年間で、延べ9,761人となっており、月平均813.42人が入室しており、令和2（2020）年3月現在の全児童数（3,312人）の24.6%が利用しています。

市内14施設の施設月平均の入室児童数は33.83人から94.17人であり、入所定員を上回っているのは、「ありんこクラブ」の1.60、「第二はちまんクラブ」の1.42など、8施設で1を超えています（下表赤文字部分）。（表2-19）

表2-19 学童保育室の施設別入室児童数

（令和元（2019）年4月から令和2（2020）年3月までの入室児童数）

施設名	支援単位	月平均	年間入所児	施設月平均(A)	定員(B)	A/B	
1	どんぐりクラブ、 どんぐり小規模児童クラブ	どんぐり	36.50	438	74.08	101	0.73
	第2どんぐり	37.58	451				
2	ありんこクラブ (杉下小学校区)	第1ありんこ	33.17	398	93.00	58	1.60
		第3ありんこ	29.00	348			
		第4ありんこ	30.83	370			
3	第二ありんこクラブ (杉下小学校区)	第2ありんこ	33.83	406	33.83	88	0.38
4	ひまわりクラブA (新町小学校区)	ひまわりA	42.83	514	42.83	74	0.58
5	ひまわりクラブB (新町小学校区)	ひまわりB	44.33	532	44.33	37	1.20
6	ひまわりクラブC (新町小学校区)	ひまわりC	35.67	428	35.67	108	0.33
7	なかよしクラブ、 なかよし小規模児童クラブ (鶴ヶ島第一小学校区)	なかよし	34.08	409	94.17	74	1.27
		第2なかよし	26.25	315			
		第3なかよし	33.83	406			
8	つくしんぼクラブ (藤小学校区)(旧施設)※1	つくしんぼ	39.42	473	39.42	38	1.04
9	第二つくしんぼクラブ (藤小学校区)	第2つくしんぼ	43.00	516	85.33	63	1.35
		第3つくしんぼ	42.33	508			
10	つばきやまクラブ (栄小学校区)	つばきやま	48.00	576	48.00	55	0.87
11	もみじやまクラブ (栄小学校区)	もみじやま	45.00	540	45.00	40	1.13
12	はちまんクラブ、 はちまん小規模児童クラブ (長久保小学校区)	はちまん	51.58	619	51.58	69	0.75
13	第二はちまんクラブ (長久保小学校区)	第2はちまん	34.08	409	34.08	24	1.42
14	たんていクラブA、 たんてい小規模児童クラブ (南小学校区)※2	たんていA	47.67	572	92.09	69	1.33
		たんていB	44.42	533			
計			813.42	9,761			

各月1日現在(前月末日)の児童数で、いずれの施設も1年生～6年生の児童数です。

※1：対象施設のつくしんぼクラブは令和2（2020）年11月に竣工された新施設であり、表のつくしんぼクラブは旧施設の入所人数です。

※2：対象施設のたんていクラブBは令和2（2020）年3月に竣工したため、データはありません。

## 15) 児童館

平成 30（2018）年度における市全体の児童館入館者数は、延べ 106,301 人となっており、各施設の内訳を見ると、上広谷児童館が 33,357 人（全体の 31.4%）、西児童館が 33,051 人（31.1%）、大橋児童館が 24,684 人（23.2%）、脚折児童館が 15,209 人（14.3%）の順となっています。

児童館の年間利用者数の推移は、施設により異なる傾向を示しており、上広谷児童館は減少、西児童館は増加、脚折児童館・大橋児童館は横ばいの傾向にあります。（図 2-50）



図 2-50 児童館の年間入館者数の推移

## 16) 新町住宅

平成 25（2013）年度から平成 30（2018）年度における新町住宅の総戸数（年間）は、348 戸（29 戸×12 か月）で、同期間の入居率は、90%後半で推移しており、高い入居率となっています。（表 2-20・図 2-51）

表 2-20 新町住宅の入居率

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
入居戸数	337	345	339	346	341	337
総戸数	348	348	348	348	348	348
入居率	96.8%	99.1%	97.4%	99.4%	97.9%	96.8%

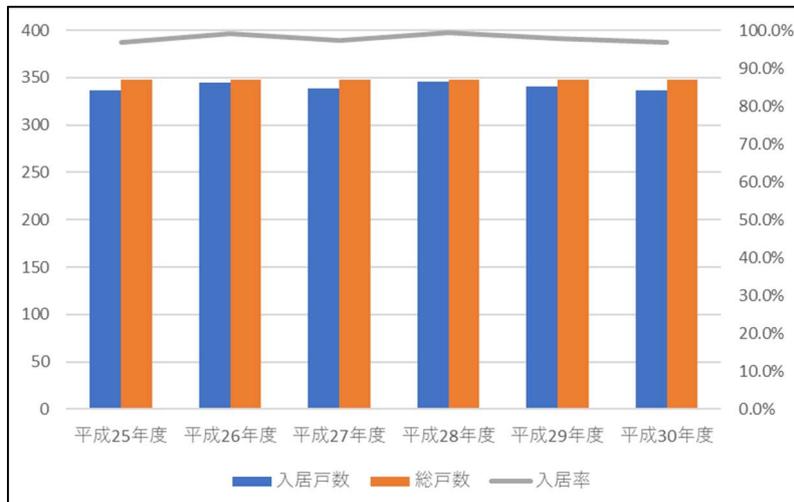


図 2-51 新町住宅の入居率

## 17) 庁舎

平成 28 (2016) 年から平成 30 (2018) 年における庁舎東側・西側入口の自動ドアの開閉回数から年間来庁者人数(職員出入りを含む)を算出すると、平成 30 (2018) 年における延べ来庁者数は 135,250 人と算出されます。平成 28 (2016) 年から平成 30 (2018) 年までは、132,625 人から 135,250 人と、わずかに増加しています。(図 2-52)

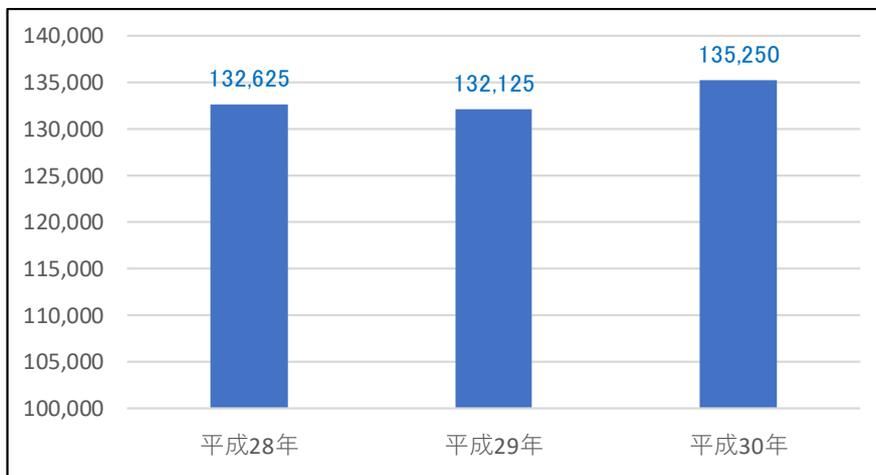


図 2-52 来庁者人数

※自動ドアの開閉回数をもとに算出(各年の集計期間は1月~12月の12か月間)

## 18) 若葉駅前出張所

若葉駅前出張所の利用者は、平成 26 (2016) 年度から毎年、増加傾向であり、平成 30 (2018) 年度の証明書交付等の総利用者数は、18,620 人となっており、すべての利用目的で増加傾向となっています。(表 2-21・図 2-53)

表 2-21 若葉駅前出張所の利用状況の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
証明書交付等	9,623	11,181	11,800	12,307	12,326
印鑑登録事務	225	262	288	349	365
旅券申請・受付	1,604	3,504	3,957	4,002	4,119
申請書受付等	1,223	1,585	1,497	1,662	1,810
計	12,675	16,532	17,542	18,320	18,620

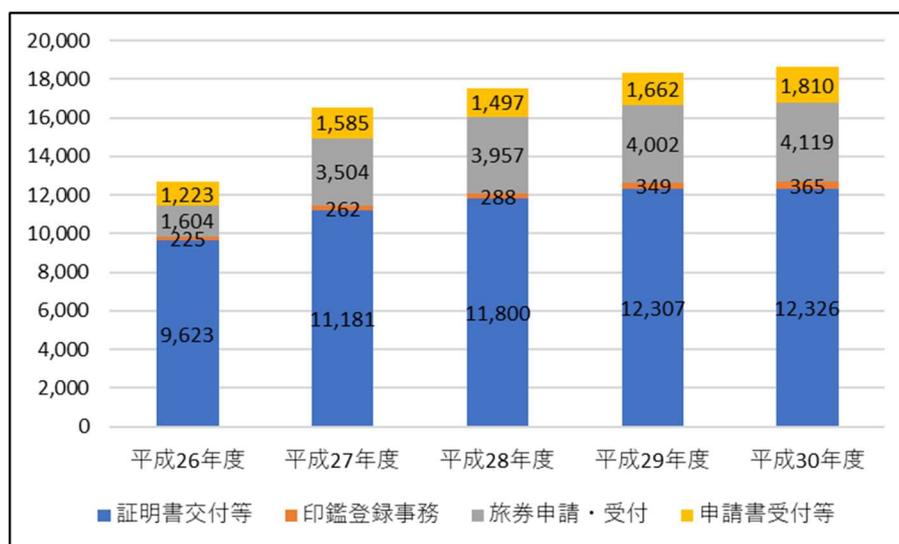


図 2-53 若葉駅前出張所の利用状況の推移グラフ

## (2) 諸室等ごとの稼働率

### 1) 東市民センター

表2-22及び図2-54に示す東市民センターの諸室別・時間帯別の稼働率は、次のとおりです。

- ・ 諸室別の平均稼働率は、アリーナ総合や集会室が50%前後となっている一方で、観客席、ステージ、談話室、陶芸窯、調理実習室は20%未満となっています。
- ・ 時間帯別には、10時～12時の午前利用、13時～16時の昼から夕方にかけてアリーナ総合、集会室、学習室、和室の利用が多くなり、ピーク時には80%を超える稼働率の諸室もあります。
- ・ 観客席、ステージ、陶芸窯、調理実習室は比較的時間帯による稼働率の変動は小さくなっています。

表2-22 東市民センターの諸室別稼働率

東市民センター	平均稼働率	ピーク時稼働率
アリーナ総合	50.6%	78.1%
ステージ	15.0%	20.9%
観客席	12.9%	19.1%
調理実習室	18.5%	33.3%
集会室	44.5%	78.4%
第二集会室	38.8%	75.0%
和室	39.9%	87.9%
学習室	29.8%	63.6%
談話室	17.3%	40.8%
ボランティアビューロ	23.4%	47.3%
講師控室	33.0%	56.9%
陶芸窯	17.3%	18.6%

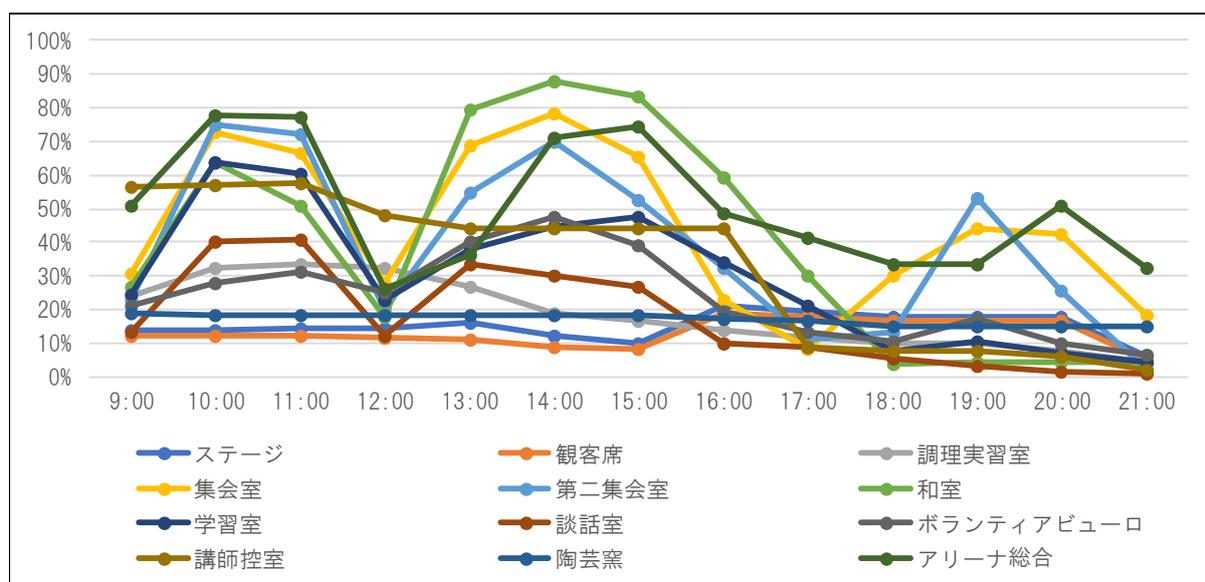


図2-54 東市民センターの時間帯別・諸室別稼働率

## 2) 西市民センター

表2-23及び図2-55に示す西市民センターの諸室別・時間帯別の稼働率は、次のとおりです。

- ・諸室別の平均稼働率は、集会室（フロア）が62.4%となっており、その他の諸室は概ね20%～40%となっていますが、講師控室、保育室は10%未満となっています。
- ・時間帯別には、10時～12時の午前利用、13時～16時の昼から夕方にかけて集会室（フロア）、団体活動室、学習室、実習室、視聴覚室等の利用が多くなっています。
- ・集会室（フロア）のみ18時以降も利用が増え、19時にピークを迎え、80%超の稼働率となっています。
- ・保育室、第1学習室、陶芸窯は比較的時間帯による稼働率の増減が小さくなっています。この内、保育室は、施設予約システムによる利用以外で、着替えや授乳、控室等、空いている時間帯に一時的な利用があります。

表2-23 西市民センターの諸室別稼働率

西市民センター	平均稼働率	ピーク時稼働率
集会室（フロア）	62.4%	80.5%
集会室（ステージ）	36.3%	54.4%
視聴覚室	29.7%	52.3%
実習室	30.5%	62.4%
和室	25.1%	40.8%
調理実習室	23.2%	18.9%
第1学習室	36.2%	61.7%
第2学習室	30.3%	45.6%
第3学習室	30.0%	53.7%
団体活動室	26.7%	50.3%
講師控室	8.1%	11.4%
保育室	7.8%	11.4%
陶芸窯	23.1%	23.5%

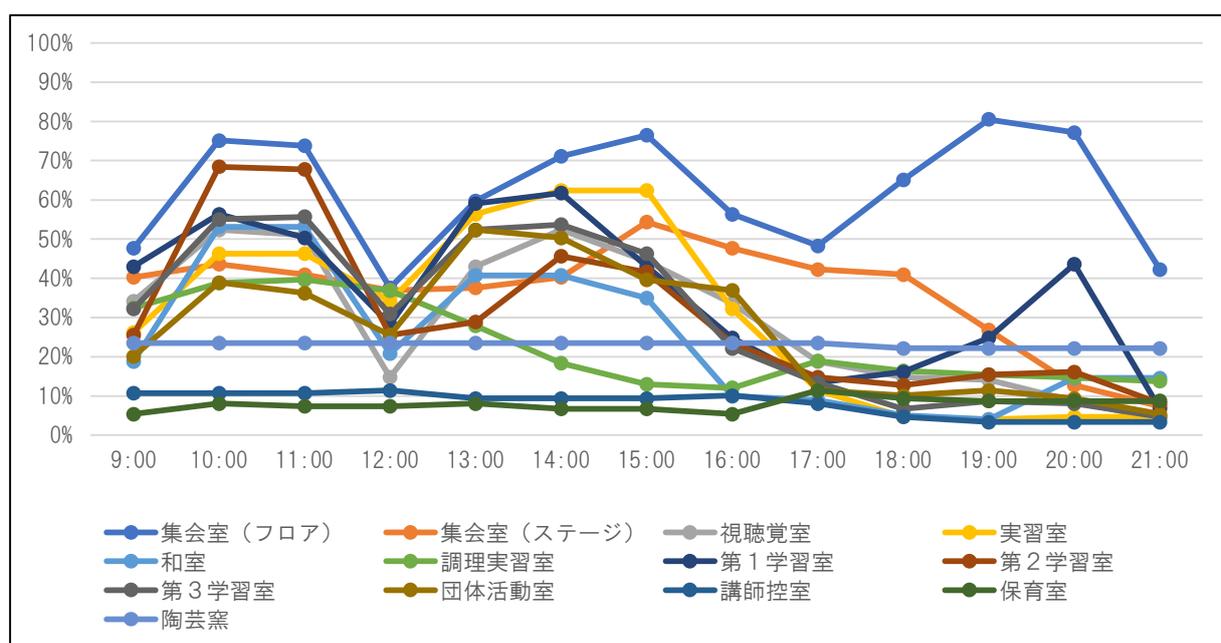


図2-55 西市民センターの時間帯別・諸室別稼働率

### 3) 南市民センター

表 2-24 及び図 2-56 に示す南市民センターの諸室別・時間帯別の稼働率は、次のとおりです。

- ・諸室別の平均稼働率は、集会室（フロア）が 58.8% となっており、その他の諸室は概ね 40% 程度となっていますが、団体活動室、保育室、陶芸窯は 10% 前後と低くなっています。なお、陶芸窯は平成 30 年 7 月から故障しているため、低稼働となっています。
- ・時間帯別には、10 時～12 時の午前利用、13 時～16 時の昼から夕方にかけて集会室（フロア）、視聴覚室、学習室、和室、展示室、集会室（ステージ）の利用が多くなっています。
- ・夕方以降は全体的に利用が少なくなります。
- ・団体活動室、保育室、陶芸窯は比較的時間帯による稼働率の増減が小さくなっています。この内、保育室は、施設予約システムによる利用以外で、着替えや授乳、控室等、空いている時間帯に一時的な利用があります。

表 2-24 南市民センターの諸室別稼働率

南市民センター	平均稼働率	ピーク時稼働率
集会室（フロア）	58.8%	83.6%
集会室（ステージ）	46.9%	55.3%
視聴覚室	49.5%	71.1%
学習室	46.1%	75.7%
和室	40.5%	77.6%
実習室	34.8%	61.6%
展示室	37.8%	63.6%
団体活動室	15.2%	19.2%
保育室	8.6%	9.3%
陶芸窯	2.7%	3.3%

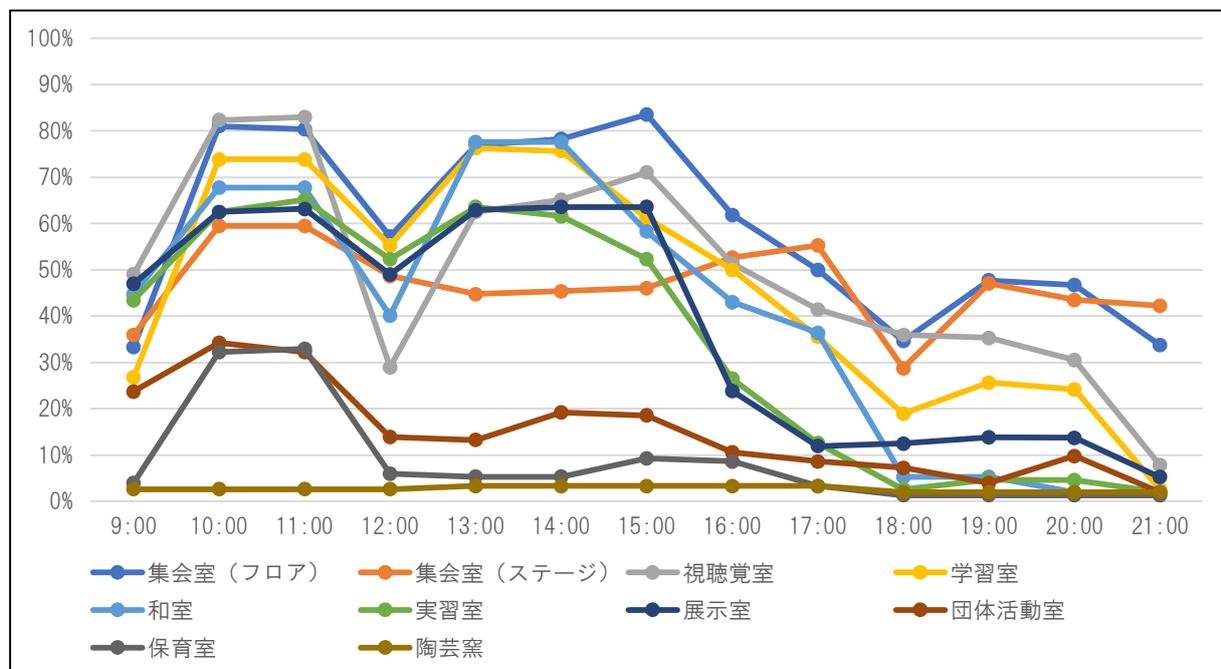


図 2-56 南市民センターの時間帯別・諸室別稼働率

#### 4) 北市民センター

表 2-25 及び図 2-57 に示す北市民センターの諸室別・時間帯別の稼働率は、次のとおりです。

- ・ 諸室別の平均稼働率は、陶芸窯、集会室（フロア）が 60% 近くとなっており、その他の諸室は 30%～40% 程度の諸室が多くなっています。
- ・ 時間帯別には、10 時～12 時の午前利用、13 時～16 時の昼から夕方にかけて、集会室（フロア）、和室、学習室、実習室の利用が多くなっています。集会室（フロア）のみ 19 時以降も利用が増え、19 時にピークを迎え、80% 超の稼働率となっています。
- ・ 陶芸窯は 58.3% と高い稼働率を維持しています。
- ・ 調理実習室は、時間帯に関係なく低稼働となっています。

表 2-25 北市民センターの諸室別稼働率

北市民センター	平均稼働率	ピーク時稼働率
集会室（フロア）	56.9%	81.8%
集会室（ステージ）	37.0%	58.3%
和室	37.3%	64.1%
学習室	39.5%	68.9%
調理実習室	7.2%	12.3%
実習室	25.1%	57.4%
視聴覚室	34.9%	64.1%
陶芸窯	58.3%	58.3%

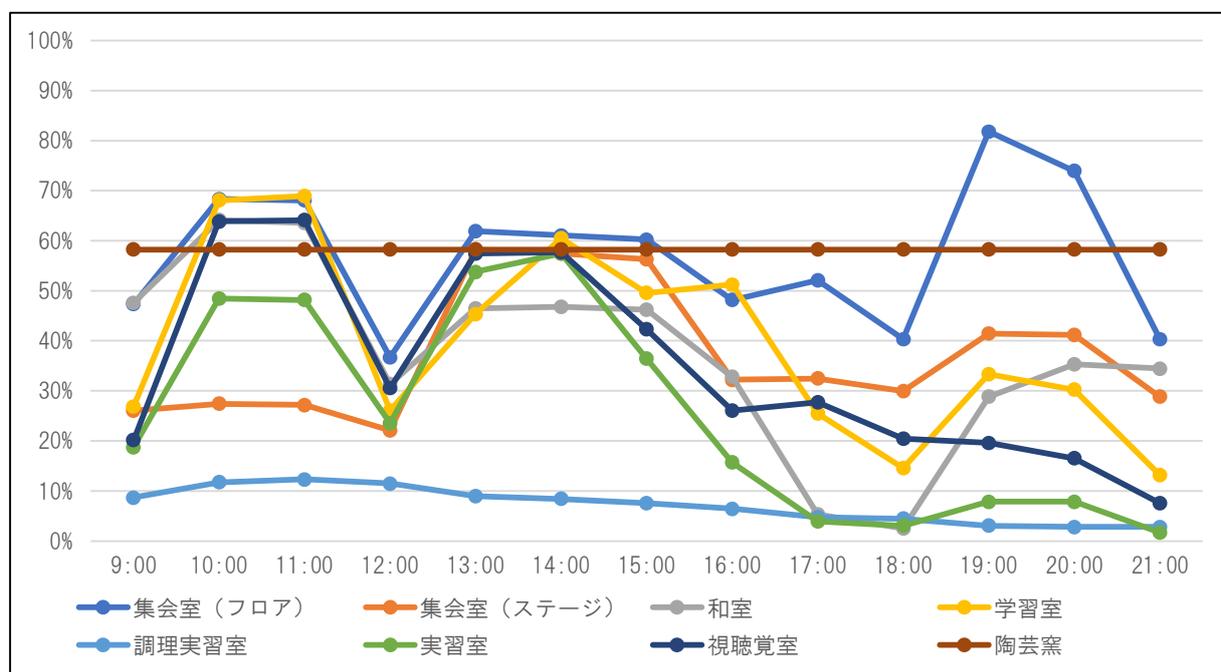


図 2-57 北市民センターの時間帯別・諸室別稼働率

## 5) 大橋市民センター

表2-26及び図2-58に示す大橋市民センターの諸室別・時間帯別の稼働率は、次のとおりです。

- ・ 諸室別の平均稼働率は、集会室（フロア）、陶芸窯が60%を超え、その他の諸室は40%前後が多くなっています。
- ・ 稼働率が30%未満の諸室はなく、他の市民センターと比較しても、稼働率の高い施設です。
- ・ 時間帯別には、10時～12時の午前利用、13時～16時の昼から夕方にかけて、集会室（フロア）、第1学習室、第2学習室、第3学習室、視聴覚室等の利用が多くなっています。
- ・ 集会室（フロア）のみ19時以降も利用が増えています。

表2-26 大橋市民センターの諸室別稼働率

大橋市民センター	平均稼働率	ピーク時稼働率
集会室（フロア）	66.8%	88.0%
集会室（ステージ）	34.1%	47.1%
調理実習室	35.9%	43.1%
視聴覚室	48.5%	63.9%
和室	47.2%	61.6%
実習室	43.0%	58.4%
第1学習室	44.6%	72.3%
第2学習室	47.0%	70.6%
第3学習室	38.4%	70.3%
陶芸窯	60.2%	60.5%

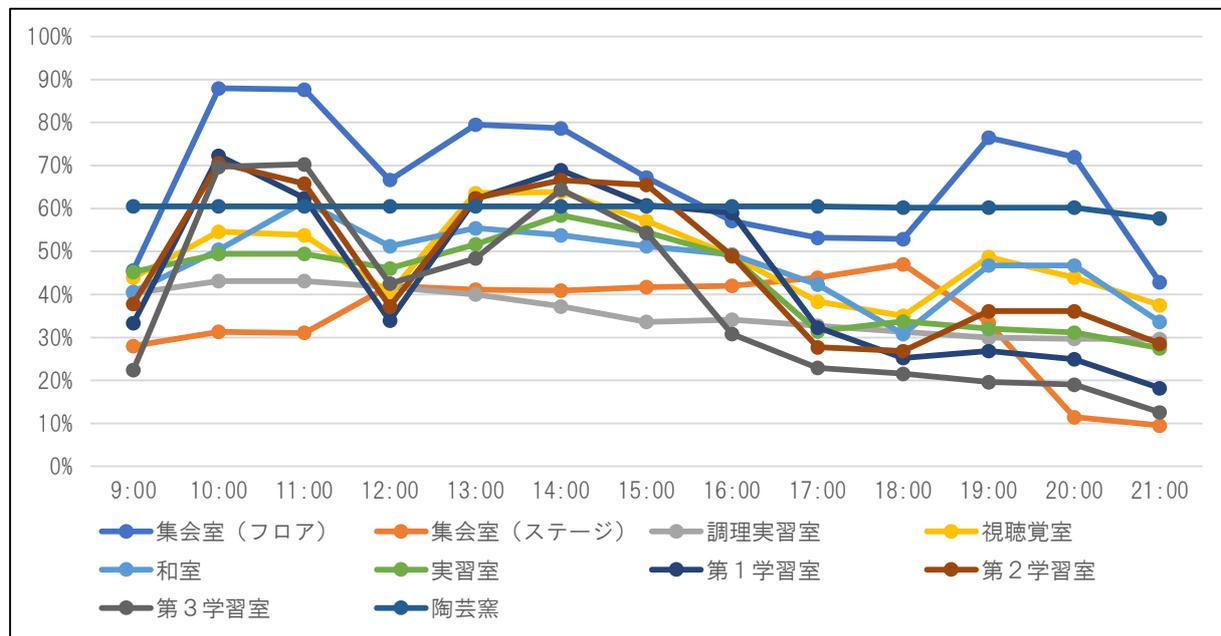


図2-58 大橋市民センターの時間帯別・諸室別稼働率

## 6) 富士見市民センター

表2-27及び図2-59に示す富士見市民センターの諸室別・時間帯別の稼働率は、次のとおりです。

- ・諸室別の平均稼働率は、集会室（フロア）、第1学習室、第2学習室、第3学習室が50%前後の稼働率となっており、その他の諸室は30%台が多いですが、保育室は12.6%、陶芸窯は4.7%と低くなっています。
- ・陶芸窯の稼働率が低い要因として、電気式の陶芸窯が老朽化しており、外気温の高い夏場に、故障防止のため利用を一部制限している点などが影響しているものと考えられます。
- ・時間帯別には、10時～12時の午前利用、13時～16時の昼から夕方にかけて、集会室（フロア）、第1学習室、第2学習室、第3学習室の利用が多くなっています。
- ・集会室（フロア）や第3学習室は夕方以降も稼働率が50%程度になる時間帯があります。陶芸窯や保育室は比較的時間帯による稼働率の増減が小さくなっています。この内、保育室は、施設予約システムによる利用以外で、着替えや授乳、控室等、空いている時間帯に一時的な利用があります。

表2-27 富士見市民センターの諸室別稼働率

富士見市民センター	平均稼働率	ピーク時稼働率
集会室（フロア）	59.0%	83.3%
集会室（ステージ）	36.3%	51.7%
実習室	31.0%	64.2%
和室	30.6%	61.0%
第1学習室	49.8%	87.7%
第2学習室	50.7%	90.2%
第3学習室	57.4%	89.4%
第4学習室	31.1%	64.4%
保育室	12.6%	28.2%
陶芸窯	4.7%	5.0%

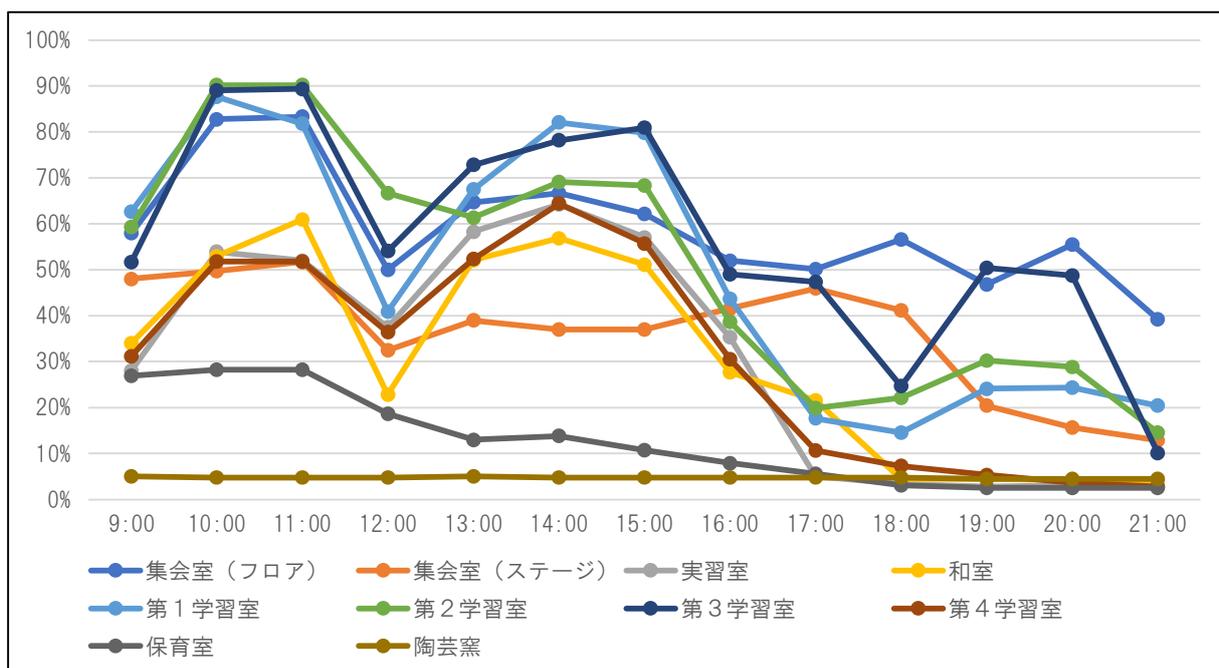


図2-59 富士見市民センターの時間帯別・諸室別稼働率

## 7) 女性センター

表2-28及び図2-60に示す女性センターの諸室別・時間帯別の稼働率は、次のとおりです。

- ・ 諸室別の平均稼働率は、軽運動室が50%を超えており、その他の諸室は第一講習室、第二講習室と託児室が20%台、サークル室、和室、料理実習室は10%前後となっています。
- ・ 時間帯別には、13時～16時の昼から夕方にかけて、軽運動室、講習室、託児室の利用が多くなっています。
- ・ 夕方以降は全体的に利用が少なくなります。
- ・ ホール、料理実習室、サークル室、和室は比較的時間帯による稼働率の増減が小さくなっています。

表2-28 女性センターの諸室別稼働率

女性センター	平均稼働率	ピーク時稼働率
ホール	17.0%	21.0%
軽運動室	52.4%	86.0%
託児室	20.5%	38.7%
料理実習室	8.7%	18.2%
和室	8.5%	13.4%
第一講習室	25.4%	44.3%
第二講習室	25.1%	46.2%
サークル室	11.5%	16.8%

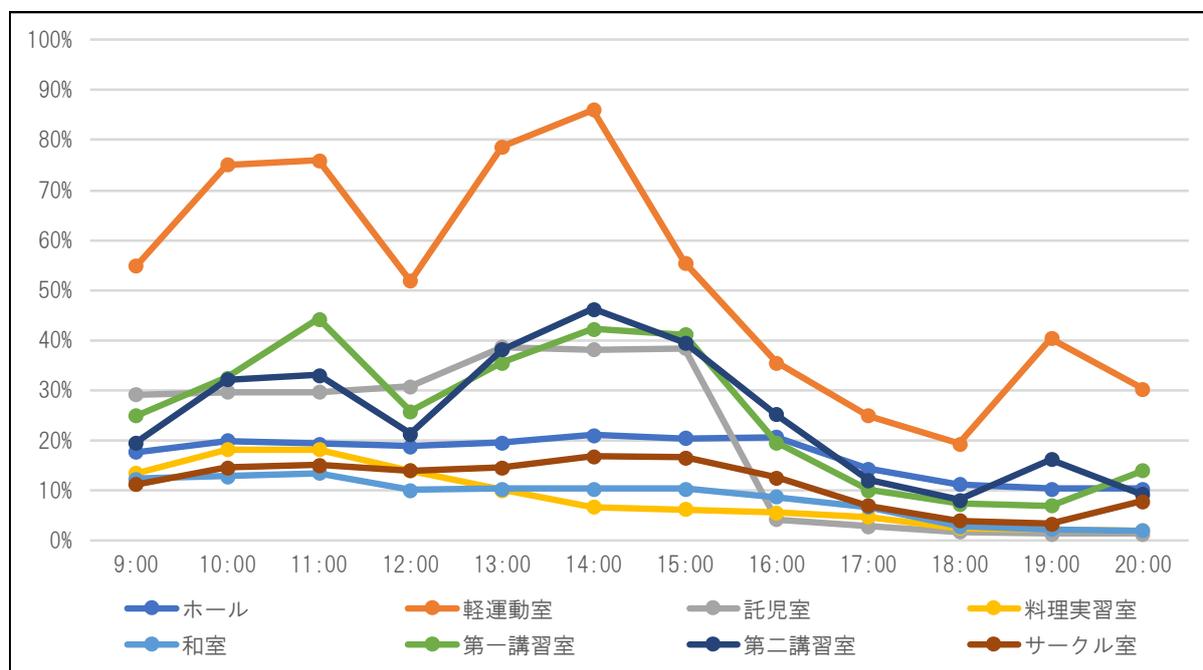


図2-60 女性センターの時間帯別・諸室別稼働率

## 8) 農業交流センター

表2-29及び図2-61に示す農業交流センターの諸室別・時間帯別の稼働率は、次のとおりです。

- ・諸室別の平均稼働率は、研修室(1)、研修室(2)が約30%、農産加工室が約15%、会議室が約10%となっています。
- ・時間帯別には、研修室(1)、研修室(2)が10時～12時の午前利用がピークとなっており、70%程度です。
- ・夕方以降は全体的に利用が少なくなります。
- ・会議室、農産加工室は比較的時間帯による稼働率の増減が小さくなっています。

表2-29 農業交流センターの諸室別稼働率

農業交流センター	平均稼働率	ピーク時稼働率
研修室(1)	30.5%	71.4%
研修室(2)	31.8%	72.3%
会議室	10.2%	27.5%
農産加工室	15.5%	26.6%

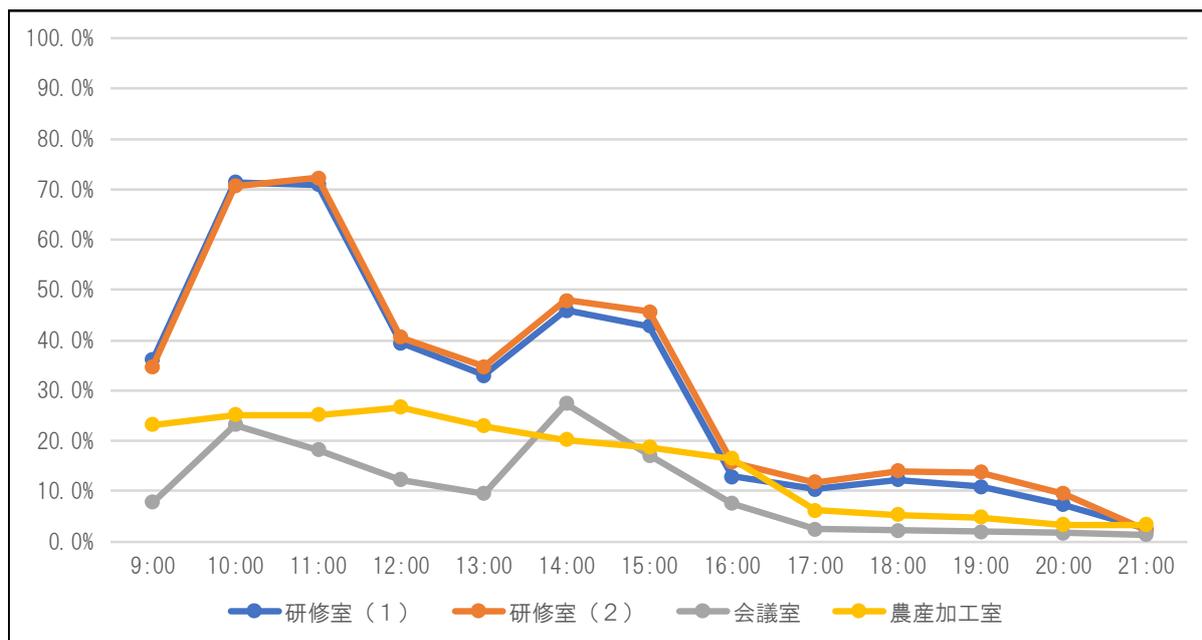


図2-61 農業交流センターの時間帯別・諸室別稼働率

## 9) 中央図書館

表 2-30 及び図 2-62 に示す中央図書館の諸室別・時間帯別の稼働率は、次のとおりです。

- ・ 諸室別の平均稼働率は、展示室 1、展示室 2 が 30% 強となっているほか、視聴覚室 1、視聴覚室 2 はそれぞれ 20%、グループ室は 5.9% となっています。
- ・ 録音編集室は 1.4% と非常に低くなっています。
- ・ 時間帯別には、全ての施設で時間帯による稼働率の増減が小さくなっています。

表 2-30 中央図書館の諸室別稼働率

中央図書館	平均稼働率	ピーク時稼働率
録音編集室	1.4%	1.9%
視聴覚室 1	20.0%	22.4%
視聴覚室 2	20.0%	22.4%
展示室 1	32.7%	33.8%
展示室 2	32.7%	33.8%
グループ室	5.9%	18.6%

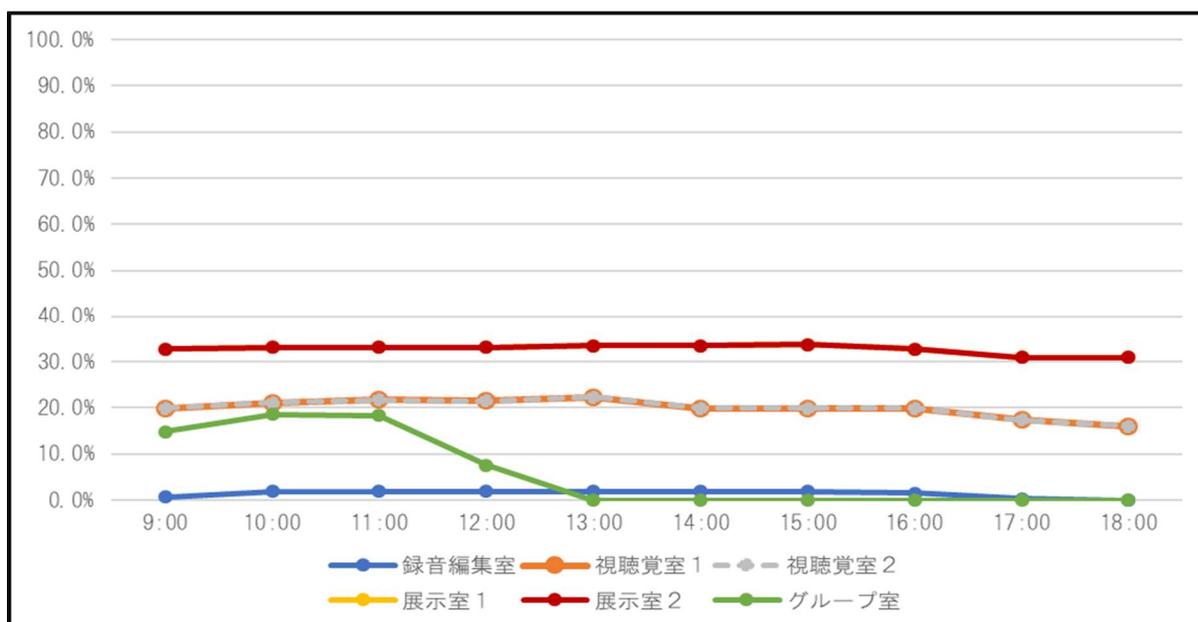


図 2-62 中央図書館の時間帯別・諸室別稼働率

## 10) 鶴ヶ島海洋センター

表 2-31 及び図 2-63 に示す鶴ヶ島海洋センターの諸室別・時間帯別の稼働率は、次のとおりです。

- ・ 諸室別の平均稼働率は、アリーナが年平均で 59.8%、ミーティングルームは 19.7%となっています。
- ・ 時間帯別には 10 時～12 時の午前利用がピークとなり、90%近くの稼働があります。その後、利用は落ち込みますが、アリーナの利用は 17 時以降から増え、19 時には午前利用と同等の稼働率となります。

表 2-31 鶴ヶ島海洋センターの諸室別稼働率

鶴ヶ島海洋センター	平均稼働率	ピーク時稼働率
アリーナ	59.8%	87.5%
ミーティングルーム	19.7%	34.3%

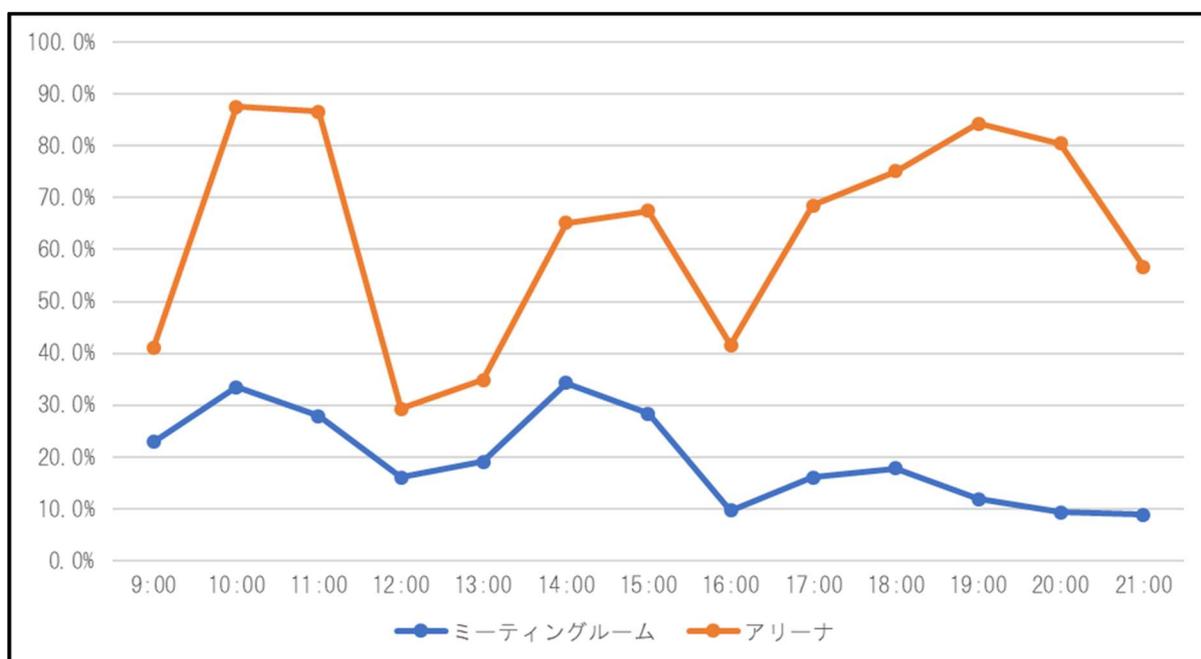


図 2-63 鶴ヶ島海洋センターの時間帯別・諸室別稼働率

### (3) 主用途以外の利用の状況

平成 25 (2013) 年 5 月 13 日から同年 6 月 12 日までの各施設の共用部(ロビー等)の利用内容は、サークル活動関係による休憩や打ち合わせ、活動終了後の談話等の利用、子供の遊びや勉強の場としての利用が多くなっています。

その他利用としては、いずれの施設も読書や打ち合わせ、食事、談話などの利用が多くなっています。

なお、平成 25 (2013) 年の調査結果では、各施設の管理者に確認したところ、共用部(ロビー等)の利用者数や利用者の世代割合や利用目的については、現在も概ね変わりはないようです。(図 2-64)

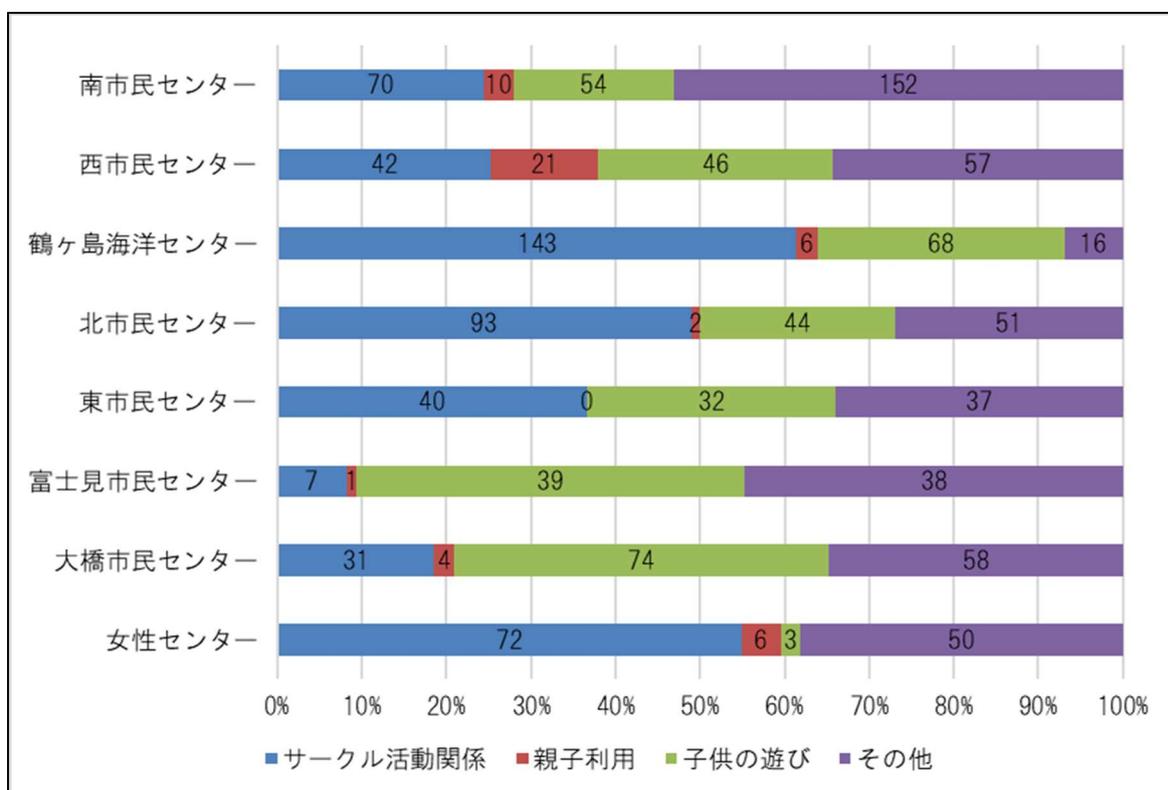
各施設の共用部(ロビー等)の利用者数は、南市民センターが最も多く 1,691 人、次いで西市民センター1,425 人、鶴ヶ島海洋センター1,297 人など、5つの施設で1,000 人を超えています。

利用者の世代割合を「20 歳未満」「20 歳以上 60 歳未満」「60 歳以上」の3区分で見ると、富士見市民センターや大橋市民センターでは 20 歳未満が 7 割近くを占め、東市民センターや西市民センターでも 50%以上となっています。

一方、北市民センターや南市民センターでは 60 歳以上が 60%以上となっています。

また、女性センターでは唯一 20 歳～60 歳未満の世代割合が 50%以上となっており、施設によって、利用者の世代構成割合に違いが見られます。(図 2-65)

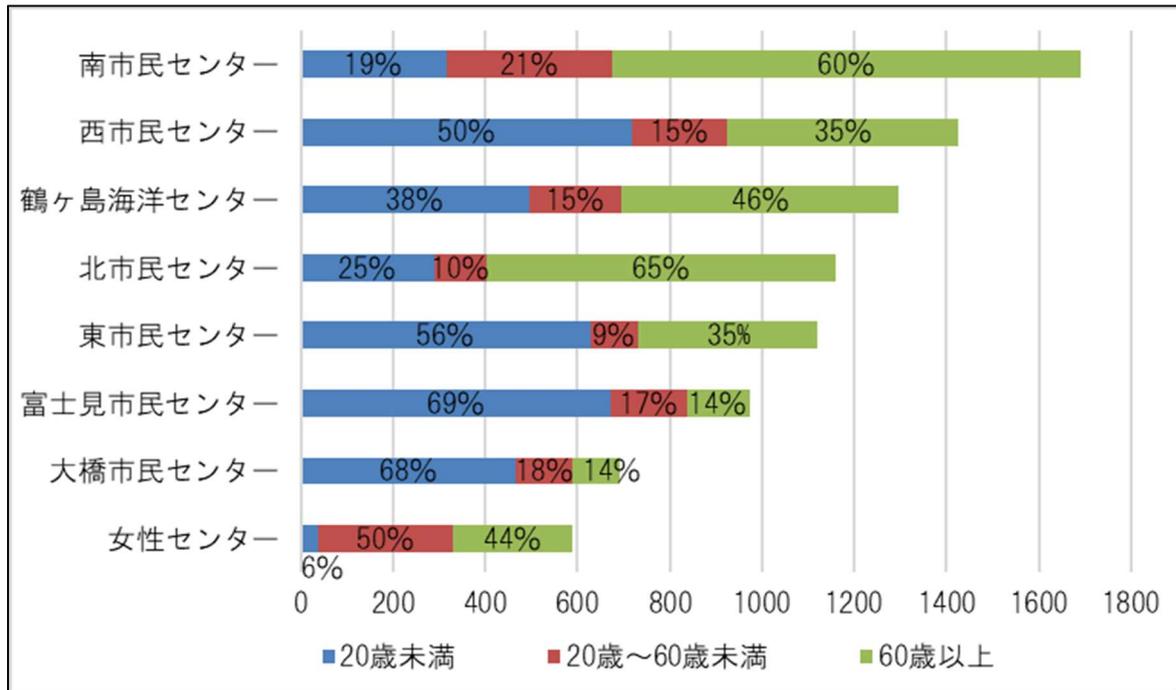
(平成 25 (2013) 年 5 月 13 日から 6 月 12 日まで)



(鶴ヶ島市公共施設等総合管理計画作成時調査資料より)

図 2-64 各施設の共用部(ロビー等)の利用内容と利用者数

(平成 25 (2013) 年 5 月 13 日から 6 月 12 日まで)



(鶴ヶ島市公共施設等総合管理計画作成時調査資料)

図 2-65 各施設の共用部（ロビー等）の世代別利用者数とその割合

## 2-2-7. 建物老朽化状況（施設総合劣化指数）

公共施設の部位・施設別の劣化状況（耐用年数の超過状況）を把握することにより、公共施設の再配置において、配置後の改修等の必要性及び優先度の判断材料とします。

—公共施設の再配置の検討にあたっての課題9—  
校舎・体育館、一部の市民センターで劣化指数が高い施設があり、改修等の実施が必要です

### （1）施設別の平均劣化指数

保全計画に基づき、保全対象部位ごとに耐用年数の経過状況を数値化し、部位別劣化指標により建物の老朽化状況を把握します。

なお、部位別劣化指数は、保全対象部位の耐用年数経過具合を表す指標（経過年数÷耐用年数）です。

部位別劣化指数が、1.0未満の場合は耐用年数に到達しておらず、1.0で耐用年数到達を表します。

なお、1.0を超過した場合は、耐用年数を超過し、かつ、数値が大きいほど劣化が著しくなっていることを表しています。

これを踏まえ、令和3（2021）年4月1日時点における施設別の建築平均劣化指数と設備平均劣化指数を算出しました。さらに、建築平均劣化指数と設備平均劣化指数の平均値を施設総合劣化指数とし、建物老朽状況を示しています。（表2-32）

表2-32 平均劣化指数の設定

指標	考え方
建築平均劣化指数	施設の躯体、建築部位（仕上げ・防水・塗装）の部位別劣化指数の平均値
設備平均劣化指数	施設の設備部位（キュービクル・空調機器・受水槽・浄化槽・給水管・排水管・火災報知器・消火機器など）の部位別劣化指数の平均値
施設総合劣化指数	施設の建設平均劣化指数・設備平均劣化指数の平均値

### （2）施設総合劣化指数の順位

全体的に施設総合劣化指数は1.0を超える施設が多く、特に学校体育館・校舎は総合劣化指数が高い施設が多くなっています。市民センターにおいても、東市民センター、南市民センター、北市民センターは比較的総合劣化指数が高くなっています。

なお、改修を行うと総合劣化指数が低くなります。（表2-33）

表 2-33 施設総合劣化指数の順位

施設名	施工年	経過年数	建築平均劣化指数	設備平均劣化指数	施設総合劣化指数
藤中学校体育館	S54	42	1.75	1.56	1.65
藤小学校体育館	S59	37	1.65	1.51	1.58
南小学校体育館	S61	35	1.61	1.52	1.56
杉下小学校校舎	S54	42	1.63	1.45	1.54
東市民センター・図書館東分室	S56	40	1.48	1.52	1.50
鶴ヶ島海洋センター	S56	40	1.33	1.60	1.47
新町小学校校舎	S53	43	1.68	1.19	1.43
南市民センター・図書館南分室	S59	37	1.54	1.30	1.42
西中学校体育館	S61	35	1.40	1.43	1.42
鶴ヶ島第二小学校校舎	S44	52	1.65	1.17	1.41
北市民センター・図書館北分室・脚折児童館	S60	36	1.29	1.37	1.33
長久保小学校校舎	S55	41	1.33	1.33	1.33
南中学校体育館	S61	35	1.46	1.12	1.29
富士見中学校校舎	S55	41	1.16	1.35	1.25
鶴ヶ島第二小学校体育館	S48	48	0.52	1.96	1.24
障害者生活介護施設	H1	32	1.25	1.23	1.24
鶴ヶ島中学校体育館	S46	50	0.47	2.00	1.24
上広谷児童館	S62	34	1.33	1.14	1.23
南中学校校舎	S60	36	1.40	1.06	1.23
鶴ヶ島第一小学校校舎	S44	52	1.45	0.98	1.22
富士見中学校体育館	S55	41	0.61	1.78	1.19
老人福祉センター	S54	42	1.13	1.21	1.17
杉下小学校体育館	S54	42	0.57	1.72	1.14
新町小学校体育館	S53	43	0.59	1.64	1.11
女性センター	S63	33	0.96	1.23	1.09
栄小学校校舎	S55	41	0.59	1.59	1.09
長久保小学校体育館	S56	40	0.52	1.64	1.08
富士見市民センター・図書館富士見分室	S62	34	1.48	0.68	1.08
栄小学校体育館	S55	41	0.47	1.61	1.04
農業交流センター	H10	23	1.06	0.98	1.02
鶴ヶ島中学校校舎	S52	44	0.56	1.44	1.00
鶴ヶ島第一小学校体育館	S48	48	0.90	1.05	0.97
保健センター・教育センター	H4	29	0.98	0.96	0.97
藤小学校校舎	S58	38	0.57	1.27	0.92
藤中学校校舎	S54	42	0.55	1.25	0.90
南小学校校舎	S60	36	0.56	1.20	0.88
西中学校校舎	S60	36	0.67	1.01	0.84
大橋市民センター・図書館大橋分室・大橋児童館	H3	30	0.87	0.80	0.84
鶴ヶ島保育所・発育支援センター	H10	23	0.81	0.78	0.80
庁舎	H2	31	0.66	0.85	0.75
西市民センター・図書館西分室・西児童館	H14	19	0.55	0.80	0.68
中央図書館	H8	25	0.41	0.84	0.63
学校給食センター	H25	8	0.21	0.32	0.27
富士見保育所	H27	6	0.24	0.26	0.25

## 2-2-8. 借地状況

公共施設における借地の状況と市が支払う借地料を把握することで、公共施設の再配置において、市の財政負担の軽減についての判断材料とします。

—公共施設の再配置の検討にあたっての課題 10—  
**多額の借地料が発生している施設があり、財政負担が大きくなっています**

### (1) 借地の状況

対象施設の施設用地の状況は、令和2(2020)年3月31日現在、全体面積 515,071 m<sup>2</sup>、その内、借地が 109,645 m<sup>2</sup>で約 21.3%を占めています。

種別ごとの借地割合は、学校教育施設が約 16.7%にあたる 18,355 m<sup>2</sup>、地域コミュニティ等施設が約 29.5%にあたる 32,311 m<sup>2</sup>、学習施設が約 3.1%にあたる 3,399 m<sup>2</sup>、健康保健施設が約 7.5%にあたる 8,249 m<sup>2</sup>、福祉施設が約 21.6%にあたる 23,196 m<sup>2</sup>、庁舎等は約 22.0%にあたる 24,136 m<sup>2</sup>となっており、土地・建物の年間の賃借料の総額は約 9,460 万円です。(表 2-34)

表 2-34 借地の状況 (1/2)

(令和2(2020)年3月31日現在)

種別	No.	施設名称	施設面積 m <sup>2</sup>			借地面積 m <sup>2</sup>			比率	賃借料(年) 円
			敷地面積	駐車場面積	合計	敷地分	駐車場分	合計		
学校教育施設	1	鶴ヶ島第一小学校校舎	21,048	0	21,048	0	0	0	0.00%	0
		鶴ヶ島第一小学校体育館								
	2	鶴ヶ島第二小学校校舎	21,507	0	21,507	10,839	0	10,839	50.39%	24,175,919
		鶴ヶ島第二小学校体育館								
	3	新町小学校校舎	23,381	0	23,381	0	0	0	0.00%	0
		新町小学校体育館								
	4	杉下小学校校舎	25,227	0	25,227	7,328	0	7,328	29.05%	4,221,264
		杉下小学校体育館								
	5	長久保小学校校舎	21,992	0	21,992	0	0	0	0.00%	0
		長久保小学校体育館								
	6	栄小学校校舎	20,995	0	20,995	0	0	0	0.00%	0
		栄小学校体育館								
	7	藤小学校校舎	23,501	0	23,501	0	0	0	0.00%	0
		藤小学校体育館								
	8	南小学校校舎	24,186	0	24,186	0	0	0	0.00%	0
	南小学校体育館									
9	鶴ヶ島中学校校舎	32,343	0	32,343	0	0	0	0.00%	0	
	鶴ヶ島中学校体育館									
10	藤中学校校舎	34,907	0	34,907	0	0	0	0.00%	0	
	藤中学校体育館									
11	富士見中学校校舎	24,099	0	24,099	0	0	0	0.00%	0	
	富士見中学校体育館									
12	西中学校校舎	31,714	0	31,714	0	0	0	0.00%	0	
	西中学校体育館									
13	南中学校校舎	24,707	0	24,707	0	0	0	0.00%	0	
	南中学校体育館									
14	学校給食センター	6,715	0	6,715	0	0	0	0.00%	0	
15	教育センター	295	189	483	0	189	189	39.03%	126,771	
地域コミュニティ等施設	16	東市民センター	4,236	1,605	5,840	0	1,605	1,605	27.47%	1,213,040
	17	西市民センター	3,195	969	4,164	0	969	969	23.27%	1,259,835
	18	南市民センター	1,860	1,056	2,916	1,860	1,056	2,916	100.00%	2,015,831
	19	北市民センター	2,768	0	2,768	2,768	0	2,768	100.00%	1,524,431
	20	大橋市民センター	2,632	1,338	3,970	0	435	435	10.96%	274,248
	21	富士見市民センター	2,120	841	2,961	0	841	841	28.41%	2,178,795
	22	女性センター	3,242	856	4,098	2,308	856	3,164	77.21%	2,126,472
	23	農業交流センター (市民農園)	6,014	0	6,014	0	0	0	0.00%	0
		(市民農園)	18,427	1,185	19,612	18,427	1,185	19,612	100.00%	2,558,924
24	市民活動推進センター	159	0	159	—	—	—	—	—	

※表 1-2 対象施設の一覧の敷地面積には、建物敷地外の駐車場、市民農園は記載されていません。

※市民農園は個別利用実施計画の対象施設ではありませんが、農業交流センターに付随する敷地として借地面積に算入しています。

表2-34 借地の状況(2/2)

(令和2(2020)年3月31日現在)

種別	No.	施設名称	施設面積 m <sup>2</sup>			借地面積 m <sup>2</sup>			比率	賃借料(年) 円
			敷地面積	駐車場面積	合計	敷地分	駐車場分	合計		
学習施設	25	中央図書館	11,212	1,408	12,620	1,086	1,408	2,494	19.76%	1,466,472
	26	図書館東分室	223	84	307	0	84	84	27.47%	63,844
	27	図書館西分室	499	151	651	0	151	151	23.27%	196,849
	28	図書館南分室	207	117	324	207	117	324	100.00%	223,981
	29	図書館北分室	160	0	160	160	0	160	100.00%	88,373
	30	図書館大橋分室	486	247	733	0	80	80	10.96%	50,630
	31	図書館富士見分室	262	104	366	0	104	104	28.41%	269,289
	32	龍蛇ふる里会館	360	0	360	0	0	0	0.00%	0
健康保健施設	33	鶴ヶ島海洋センター	10,061	0	10,061	6,723	0	6,723	66.82%	14,433,852
	34	保健センター	2,384	1,526	3,910	0	1,526	1,526	39.03%	1,025,697
福祉施設	35	鶴ヶ島保育所	2,012	0	2,012	0	0	0	0.00%	0
	36	富士見保育所	2,990	0	2,990	0	0	0	0.00%	0
	37	老人福祉センター	13,258	0	13,258	13,258	0	13,258	100.00%	5,332,739
	38	障害者生活介護施設	6,530	0	6,530	6,530	0	6,530	100.00%	2,626,573
	39	発育支援センター	503	0	503	0	0	0	0.00%	0
	40	どんぐりクラブ (鶴ヶ島第二小学校区)	328	0	328	0	0	0	0.00%	0
	41	どんぐり小規模児童クラブ (鶴ヶ島第二小学校区)	217	0	217	109	0	109	50.40%	244,201
	42	ありんこクラブ (杉下小学校区)	990	0	990	0	0	0	0.00%	0
	43	第二ありんこクラブ (杉下小学校区)	659	0	659	0	0	0	0.00%	0
	44	ひまわりクラブA (新町小学校区)	300	91	390	0	91	91	23.27%	118,110
	45	ひまわりクラブB (新町小学校区)	1,779	0	1,779	0	0	0	0.00%	0
	46	ひまわりクラブC (新町小学校区)	1,808	0	1,808	0	0	0	0.00%	0
	47	なかよしクラブ (鶴ヶ島第一小学校区)	903	0	903	0	0	0	0.00%	0
	48	なかよし小規模児童クラブ (鶴ヶ島第一小学校区)	79	0	79	0	0	0	0.00%	0
	49	つくしんぼクラブ (藤小学校区)	464	0	464	0	0	0	0.00%	0
	50	第二つくしんぼクラブ (藤小学校区)	486	0	486	0	0	0	0.00%	0
	51	つばきやまクラブ (栄小学校区)	1,042	0	1,042	1,042	0	1,042	100.00%	756,048
	52	もみじやまクラブ (栄小学校区)	626	0	626	626	0	626	100.00%	449,784
	53	はちまんクラブ (長久保小学校区)	751	0	751	0	0	0	0.00%	0
	54	はちまん小規模児童クラブ (長久保小学校区)	83	0	83	0	0	0	0.00%	0
	55	第二はちまんクラブ (長久保小学校区)	331	0	331	—	—	—	—	—
	56	たんでいクラブA (南小学校区)	934	0	934	0	0	0	0.00%	0
	57	たんでい小規模児童クラブ (南小学校区)	104	0	104	0	0	0	0.00%	0
	58	たんでいクラブB (南小学校区)	692	0	692	0	0	0	0.00%	0
59	西児童館	998	303	1,301	0	303	303	23.27%	393,698	
60	脚折児童館	1,083	0	1,083	1,083	0	1,083	100.00%	596,516	
61	大橋児童館	931	474	1,405	0	154	154	10.96%	97,042	
62	上広谷児童館	1,678	0	1,678	0	0	0	0.00%	0	
市営住宅	63	新町住宅	1,955	0	1,955	—	—	—	—	—
庁舎等	64	庁舎	25,983	6,768	32,751	17,368	6,768	24,136	73.70%	24,489,372
	65	若葉駅前出張所	—	—	—	—	—	—	—	—
	66	文化財整理室第一分室 (事務室等)	—	—	—	—	—	—	—	—
	67	文化財整理室第二分室 (作業室等)	—	—	—	—	—	—	—	—
	68	文化財整理室第三分室(資料展示庫)	—	—	—	—	—	—	—	—
普通財産	69	旧第一学校給食センター	3,278	0	3,278	0	0	0	0.00%	0
	70	旧第二学校給食センター	2,765	0	2,765	0	0	0	0.00%	0
	71	旧鶴ヶ島市ふれあいセンター	4,250	0	4,250	0	0	0	0.00%	0
	72	旧庁舎	7,471	0	7,471	0	0	0	0.00%	0
	73	旧若葉駅自転車駐車場	375	0	375	0	0	0	0.00%	0
合計			495,759	19,312	515,071	91,722	17,923	109,645	21.29%	94,598,600

※「市民活動推進センター・若葉駅前出張所(民間商業施設建物内賃貸借施設)」、「第二はちまんクラブ(民間住宅賃貸借施設)」、「新町住宅(県住宅供給公社建物土地賃貸借施設)」は、市有の建物・土地ではない施設であるため、借地面積を除いています。

※同一敷地内もしくは併設建物にある施設の各面積及び賃借料は、延床面積により按分して算出しています。

※「どんぐりクラブ」、「ありんこクラブ」の敷地の賃借料は、学校の賃借料に含まれています。

※「つくしんぼクラブ」は、令和2(2020)年11月に藤小学校の敷地内に建替えを実施し、令和3(2021)年3月末をもって借地を返還する予定であるため、最新の状況(令和3(2021)年3月31日時点)の記載としています。

※「文化財整理室の3施設」は、旧庁舎の敷地面積に参入しています。

## 2-2-9. 資産運用の可能性

公共施設の敷地、建物、未利用地の資産活用の可能性を探り、市にとって資産活用効果（売却益、賃料、施設使用料、事業収益性等）の高い施設を把握することで、公共施設の再配置において、市の財政負担の軽減についての判断材料とします。

### —公共施設の再配置の検討にあたっての課題 11—

資産活用の可能性が高い施設であるか判断し、その有効活用を考えて再配置を検討する必要があります

#### (1) 本市において資産活用可能性が高い立地条件

本市は、東京都心のベッドタウンとしての役割を果たしています。

一般的に、民間事業における需要・収益性を用途・立地面で見ると、高い売上が期待されるロードサービス型店舗に対しては土地価格に対して高水準の地代が期待されるものの、住居やオフィスでは地価水準や賃料水準が低いと考えられます。

しかし、2つのインターチェンジがある本市では、関越自動車道、首都圏中央連絡道路による広域アクセスの利便性を活かし、工場や物流などの需要も考えられます。これらの施設では、大型車両の出入りができる接道と、まとまった敷地規模が必要です。

以上より、本市において資産価値が高い施設は、「①インターチェンジ近傍」「②幹線道路沿道」であることが考えられます。また、「③鉄道駅からの徒歩圏内」では、良質で低廉な住宅の供給が期待でき、市内への定住を促進する住宅用地としての資産活用が可能と考えられます。

## (2) 資産活用の可能性の高い対象施設

本市では、鶴ヶ島駅と若葉駅に隣接する商業地域や近隣商業地域を除き、駅周辺は概ね住居系の用途地域となっています。また、関越自動車道や首都圏中央連絡道路のインターチェンジ周辺は、工業地域や準工業地域であり、物流・流通施設が立地しています。

これに資産価値の活用性の高い施設の位置を重ね合わせると、鉄道駅から徒歩圏内に立地する施設は、住居系用途地域か市街化調整区域に立地しています。(図2-66・表2-35)

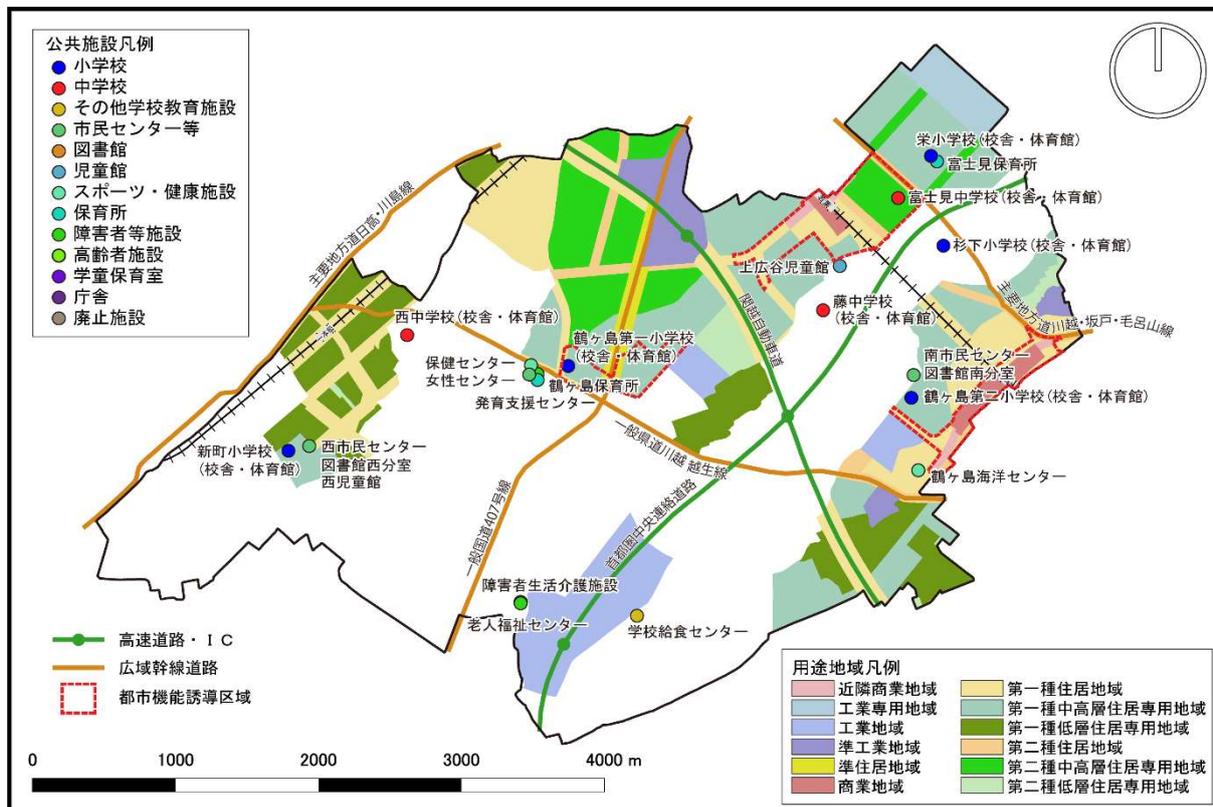


図2-66 資産価値が高い立地施設の位置

表 2-35 資産価値の活用可能性が高い施設

区分	施設名称	敷地面積 (㎡)	延べ床面積 (㎡)	対象地からの直線距離	用途地域	資産活用価値の考察	
鉄道駅からの徒歩圏内	鶴ヶ島駅	鶴ヶ島第二小学校校舎	22,652.00	6,376.00	約700m	第一種中高層住居専用地域	鶴ヶ島駅から徒歩圏内で住宅地内に位置し、敷地面積も広いため、住宅（戸建・集合）に適する立地と考えられる。
		鶴ヶ島第二小学校体育館		1,075.00			
		南市民センター	1,860.48	1,367.02	約700m	(市街化調整区域)	鶴ヶ島駅からは徒歩圏内であるが、市街化調整区域であり、資産価値は低いと考えられる。
		図書館南分室	206.72	149.34			
	鶴ヶ島海洋センター	10,060.68	1,102.28	約870m	第一種住居地域	駅から鶴ヶ島駅前通りによりアクセスでき、敷地規模も大きいので活用しやすい。	
	若葉駅	富士見中学校校舎	24,099.00	5,539.00	約450m	第二種中高層住居専用地域	駅や商業施設（ワカバウォーク）にも近いため生活利便性が高い。施設・敷地規模は大きい。住宅（戸建・集合）や福祉施設としての活用が考えられる。
		富士見中学校体育館		970.00			
		上広谷児童館	1,677.79	396.00	約380m	(市街化調整区域)	若葉駅からは近いが、市街化調整区域であり、敷地・施設規模も小さいため、資産価値は低いと考えられる。
		栄小学校校舎	20,995.26	6,266.00	約760m	第一種中高層住居専用地域	若葉駅からの徒歩圏で近くに富士見中央近隣公園もあり生活利便性は高い。住宅（戸建・集合）や福祉施設としての活用が考えられる。
		栄小学校体育館		1,140.00			
		富士見保育所	2,989.74	1,092.46	約760m		
		杉下小学校校舎	26,217.22	5,604.00	約850m	(市街化調整区域)	敷地・施設規模は大きいですが、若葉駅と鶴ヶ島駅のほぼ間に位置する市街化調整区域であり、資産価値は低いと考えられる。
		杉下小学校体育館		970.00			
	藤中学校校舎	34,907.00	6,729.00	約950m		敷地・施設規模は大きいですが、市街化調整区域であるため、資産価値は低いと考えられる。	
	藤中学校体育館		1,922.00				
	一本松駅	西中学校校舎	31,714.00	5,968.00	約600m	(市街化調整区域)	駅周辺の第一種低層住居専用地域の郊外に位置する市街化調整区域であるため、資産価値は低いと考えられる。
西中学校体育館		1,464.00					
図書館西分室		499.20	291.94	約800m	第一種中高層住居専用地域	駅からやや距離のある住宅地内にあり、施設・敷地規模も小さいため戸建住宅としての活用が考えられる。	
西市民センター		3,194.88	1,837.80				
西児童館		998.40	563.69	約850m		駅からやや距離があり、施設・敷地規模も大きいですが、住宅地内にあるため住宅（戸建・集合）や福祉施設としての活用が考えられる。	
新町小学校校舎		23,381.00	5,586.00				
新町小学校体育館		955.00					
幹線道路の沿道	一般県道川越越生線	保健センター	2,383.96	1,411.80	約0m	(市街化調整区域)	一般県道川越越生線沿道に4施設が固まって立地しており、一体的な利用も考慮することで、ロードサイド型施設としての活用も考えられる。
		発育支援センター	503.00	266.68	約0m		
		女性センター	3,241.86	1,799.66	約100m		
		鶴ヶ島保育所	2,011.99	1,046.49	約0m	第一種中高層住居専用地域	施設・敷地規模も大きいので、周辺住民の生活環境を阻害しない範囲で店舗立地などへの活用が考えられる。
		鶴ヶ島第一小学校校舎	21,048.00	6,000.00	約0m		
鶴ヶ島第一小学校体育館	850.00						
高速道路等	圏央鶴ヶ島インターチェンジ	老人福祉センター	13,257.61	1,069.51	約850m	(市街化調整区域)	市街化調整区域であるが、インターチェンジからのアクセスがよい。借地の買取りを前提として、将来の市街化区域編入や、一体的な利用により資産価値が高まることも想定される。
		障害者生活介護施設	6,529.87	519.56			
		学校給食センター	6,715.16	3,529.54	約600m		市街化調整区域であるがインターチェンジに近く、近隣と同様、物流などの需要が考えられる。将来の市街化区域編入により、資産価値が高まることも想定される。

※敷地面積には、学童保育室分の敷地面積を含みます。

### (3) 土地の売却及び施設除却の費用

不動産取引価格情報（平成 26（2014）年第一四半期から令和元（2019）年第一四半期）の実績を基に敷地（市有地）の売却費を設定し、売却する場合の収益や施設の解体・撤去費の試算を行いました。

まとまった市有地の売却が行える施設は、収益の効果が期待でき、一方で借地が多い施設を中心として、売却費で撤去費を賄えない施設もあります。

そのため、効果的な資産運用により、借地解消のための施設の解体・撤去費を賄う必要があります。（表 2-36）

表 2-36 施設別の土地の売却費（1/2）

No.	施設名称	(A)	(B)	(C)	(B)-(C)
		年間借地料 (千円)	土地売却費 (千円)	建物撤去費 (千円)	土地売却費－建物撤去費 (千円)
11	富士見中学校校舎・体育館	0	3,280,471	260,360	3,020,111
6	栄小学校校舎・体育館	0	3,097,361	296,240	2,801,121
13	南中学校校舎・体育館	0	2,313,681	288,160	2,025,521
8	南小学校校舎・体育館	0	2,264,892	292,600	1,972,292
5	長久保小学校校舎・体育館	0	2,011,424	240,160	1,771,264
3	新町小学校校舎・体育館	0	1,520,639	261,640	1,258,999
10	藤中学校校舎・体育館	0	1,585,527	346,040	1,239,487
72	旧庁舎	0	1,102,135	60,200	1,041,935
1	鶴ヶ島第一小学校校舎・体育館	0	1,219,737	274,000	945,737
9	鶴ヶ島中学校校舎・体育館	0	1,180,571	319,240	861,331
7	藤小学校校舎・体育館	0	1,067,448	234,520	832,928
2	鶴ヶ島第二小学校校舎・体育館	24,176	903,637	298,040	605,597
4	杉下小学校校舎・体育館	4,221	666,873	262,960	403,913
36	富士見保育所	0	441,066	43,680	397,386
12	西中学校校舎・体育館	0	599,591	297,280	302,311
21	富士見市民センター	2,179	312,747	53,400	259,347
23	農業交流センター	0	262,772	30,200	232,572
33	鶴ヶ島海洋センター	14,434	274,874	44,080	230,794
45	ひまわりクラブB（新町小学校区）	0	166,594	2,600	163,994
17	西市民センター	1,260	207,786	73,480	134,306
69	旧第一学校給食センター	0	173,510	46,680	126,830
46	ひまわりクラブC（新町小学校区）	0	134,566	11,320	123,246
70	旧第二学校給食センター	0	146,386	39,360	107,026
25	中央図書館	1,466	259,061	170,160	88,901
16	東市民センター	1,213	157,815	77,000	80,815
43	第二ありんこクラブ（杉下小学校区）	0	62,489	9,440	53,049
71	旧鶴ヶ島市ふれあいセンター	0	108,729	58,760	49,969
47	なかよしクラブ（鶴ヶ島第一小学校区）	0	52,338	9,080	43,258
59	西児童館	394	64,933	22,520	42,413
53	はちまんクラブ（長久保小学校区）	0	47,713	6,880	40,833
62	上広谷児童館	0	53,177	15,840	37,337
31	図書館富士見分室	269	38,653	6,360	32,293
35	鶴ヶ島保育所	0	73,440	41,840	31,600
34	保健センター	1,026	87,018	56,440	30,578
42	ありんこクラブ（杉下小学校区）	0	36,891	6,560	30,331
32	龍蛇ふる里会館	0	32,898	3,040	29,858
73	旧岩葉駅自転車駐車場	0	51,101	26,520	24,581
40	どんぐりクラブ（鶴ヶ島第二小学校区）	0	27,742	6,560	21,182
27	図書館西分室	197	32,466	11,640	20,826
50	第二つくしんぼクラブ（藤小学校区）	0	22,058	6,560	15,498
49	つくしんぼクラブ（藤小学校区）	0	21,093	5,600	15,493
44	ひまわりクラブA（新町小学校区）	118	19,480	6,720	12,760
56	だんていクラブ（南小学校区）	0	16,742	6,800	9,942
20	大橋市民センター	274	63,377	54,560	8,817
39	発育支援センター	0	18,360	10,640	7,720

※表のNo.が不連続なのは、借地の状況の表のNo.と施設名称を使用し、「土地売却費－建物撤去費」順に並べ替えたためです。

表 2-36 施設別の土地の売却費（2/2）

No.	施設名称	(A)	(B)	(C)	(B)-(C)
		年間借地料 (千円)	土地売却費 (千円)	建物撤去費 (千円)	土地売却費－建物撤去費 (千円)
58	たんでいクラブB（南小学校区）	0	12,401	4,800	7,601
41	どんぐり小規模児童クラブ（鶴ヶ島第二小学校区）	244	9,127	2,760	6,367
26	図書館東分室	64	8,306	3,600	4,706
54	はちまん小規模児童クラブ（長久保小学校区）	0	5,301	760	4,541
15	教育センター	127	10,755	6,760	3,995
48	なかよし小規模児童クラブ（鶴ヶ島第一小学校区）	0	4,551	760	3,791
61	大橋児童館	97	22,425	19,080	3,345
30	図書館大橋分室	51	11,700	10,120	1,580
57	たんでい小規模児童クラブ（南小学校区）	0	1,860	760	1,100
29	図書館北分室	88	0	2,520	-2,520
52	もみじやまクラブ（栄小学校区）	450	0	3,280	-3,280
28	図書館南分室	224	0	5,960	-5,960
51	つばきやまクラブ（栄小学校区）	756	0	6,920	-6,920
60	脚折児童館	597	0	15,760	-15,760
38	障害者生活介護施設	2,627	0	20,760	-20,760
14	学校給食センター	0	120,390	141,160	-20,770
22	女性センター	2,126	34,089	71,960	-37,871
19	北市民センター	1,524	0	39,920	-39,920
37	老人福祉センター	5,333	0	42,760	-42,760
18	南市民センター	2,016	0	54,680	-54,680
64	庁舎	24,489	291,447	514,680	-223,233

※表のNo.が不連続なのは、借地の状況の表のNo.と施設名称を使用し、「土地売却費－建物撤去費」順に並べ替えたためです。

※市有の建物・土地ではない施設である「市民活動推進センター（民間商業施設建物内賃貸借施設）」、「第二はちまんクラブ（民間住宅賃貸借施設）」、「新町住宅（UR都市機構建物土地賃貸借施設）」、「若葉駅前出張所（民間商業施設建物内賃貸借施設）」は除いています。「文化財整理室の3施設」は旧庁舎の敷地面積に算入しています。

※撤去費は、「公共施設等の解体撤去事業に関する調査結果（平成 25（2013）年 12 月総務省）」を基に物価上昇分を考慮し、撤去する建物の延床面積×4.0 万円/㎡で算出しています。

#### (4) 施設の資産運用に関する状況

再配置に伴う市有財産の資産運用の可能性や方法について、専門的な観点からの意見として、民間事業者（埼玉県宅地建物取引業協会及び埼玉りそな銀行）にヒアリングを行いました。

市街化区域で駅周辺の土地については、様々な民間事業の収益性が見込めるため、資産を売却するだけでなく、定期借地等による土地の貸付や民間施設の一部に市有施設を併設するなど、資産運用の可能性もあります。

また、市街化調整区域の土地では、土地売却による宅地利用等が主な資産運用方法と見込まれます。（表2-37）

表2-37 民間業者の意見（1/4）

施設名称	民間業者の意見内容
鶴ヶ島第一小学校	・敷地が市街化区域ではあるが、収益性の観点から、現時点での民間活力導入の可能性は低く、売却以外の収益を生む資産運用は困難と思われる。ただし、校庭、体育館を貸し出しすることによる少額な賃料収入程度の資産運用は考えられる。[埼玉県宅地建物取引業協会]
鶴ヶ島第二小学校	・敷地が市街化区域ではあるが、収益性の観点から、現時点での民間活力導入の可能性は低く、売却以外の収益を生む資産運用は困難と思われる。ただし、校庭、体育館を貸し出しすることによる少額な賃料収入程度の資産運用は考えられる。[埼玉県宅地建物取引業協会]
新町小学校	・敷地が市街化区域ではあるが、収益性の観点から、現時点での民間活力導入の可能性は低く、売却以外の収益を生む資産運用は困難と思われる。ただし、校庭、体育館を貸し出しすることによる少額な賃料収入程度の資産運用は考えられる。[埼玉県宅地建物取引業協会]
杉下小学校	・敷地周辺一帯が市街化調整区域であり、売却による収益も少額である。そのため、既存の校舎や体育館などを活用し、市民のための自由学習の場など、収益性とは異なる資産運用方法を検討するべきである。[埼玉県宅地建物取引業協会] ・市街化調整区域であり、現況では道路付けも不便であるため、民間での利活用は困難。[埼玉りそな銀行]
長久保小学校	・敷地が市街化区域ではあるが、収益性の観点から、現時点での民間活力導入の可能性は低く、売却以外の収益を生む資産運用は困難と思われる。ただし、校庭、体育館を貸し出しすることによる少額な賃料収入程度の資産運用は考えられる。[埼玉県宅地建物取引業協会] ・第二種中高層住居専用地域であり、鉄道駅からの徒歩圏にはないものの、将来人口下落率は比較的緩やかと想定される。また、周辺には生活利便施設が複数立地している。そのため、民間事業者による事業用定借によって老人ホーム等の高齢者施設を整備・運営することが考えられる。[埼玉りそな銀行]

表 2-37 民間業者の意見 (2/4)

施設名称	民間業者の意見内容
栄小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地が市街化区域ではあるが、収益性の観点から、現時点での民間活力導入の可能性は低く、売却以外の収益を生む資産運用は困難と思われる。ただし、校庭、体育館を貸し出しすることによる少額な賃料収入程度の資産運用は考えられる。[埼玉県宅地建物取引業協会]</li> <li>・第一種中高層住居専用地域で、若葉駅周辺居住誘導区域内にある。住居系ゾーンとして整備するか、もしくは、周辺居住者のための保育・学校・図書館機能等が相応しい活用と考えられる。[埼玉りそな銀行]</li> </ul>
藤小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地が市街化調整区域であり、収益性の観点から、現時点での民間活力導入の可能性は低く、売却以外の収益を生む資産運用は困難と思われる。ただし、校庭、体育館を貸し出しすることによる少額な賃料収入程度の資産運用は考えられる。[埼玉県宅地建物取引業協会]</li> </ul>
南小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地が市街化区域ではあるが、収益性の観点から、現時点での民間活力導入の可能性は低く、売却以外の収益を生む資産運用は困難と思われる。ただし、校庭、体育館を貸し出しすることによる少額な賃料収入程度の資産運用は考えられる。[埼玉県宅地建物取引業協会]</li> </ul>
鶴ヶ島中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地が市街化調整区域であり、収益性の観点から、現時点での民間活力導入の可能性は低く、売却以外の収益を生む資産運用は困難と思われる。ただし、校庭、体育館を貸し出しすることによる少額な賃料収入程度の資産運用は考えられる。[埼玉県宅地建物取引業協会]</li> </ul>
藤中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地が市街化調整区域であり、収益性の観点から、現時点での民間活力導入の可能性は低く、売却以外の収益を生む資産運用は困難と思われる。ただし、校庭、体育館を貸し出しすることによる少額な賃料収入程度の資産運用は考えられる。[埼玉県宅地建物取引業協会]</li> </ul>
富士見中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地が市街化区域ではあるが、収益性の観点から、現時点での民間活力導入の可能性は低く、売却以外の収益を生む資産運用は困難と思われる。ただし、校庭、体育館を貸し出しすることによる少額な賃料収入程度の資産運用は考えられる。[埼玉県宅地建物取引業協会]</li> <li>・第二種中高層住居専用地域であり、若葉駅から徒歩圏にある。駅前の立地を生かして商業系機能として活用が考えられるが、若葉駅前の民間商業施設で商圈をカバーしており、当該施設から約300mの位置にある当該地の利活用はハードルが高い。コロナ状況下でなければ、フィットネスクラブや温浴施設等の誘致(民設民営)は検討可能。[埼玉りそな銀行]</li> </ul>

表 2-37 民間業者の意見 (3/4)

施設名称	民間業者の意見内容
西中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地周辺一帯が市街化調整区域であり、売却による収益も少額である。そのため、既存の校舎や体育館などを活用し、市民のための自由学習の場など、収益性とは異なる資産運用方法を検討するべきである。[埼玉県宅地建物取引業協会]</li> <li>・敷地は、市街化調整区域であり、民間提案による利活用は困難。一方、3haを超える大規模な敷地を活用することができれば、当該地を含むエリアを大きなインパクトを有する地域に変貌させることが可能。そのためには、当該地に公共・公益的機能を住民サービス向上のために導入していくことが望ましい。よって、「鶴ヶ島海洋センター」の機能移転先としての活用や、「老人福祉センター」、「障害者生活介護施設(きいちご)」等を機能移転し、加えて保健センター機能等を付加し、健康寿命延伸対策や多世代共生のコンセプトを加えることで付加価値の高い公共ゾーンを形成することが望ましい。その中で、一部機能を民間独立採算事業として構成することは可能性がある。なお、建物の設計・建設(改修)・維持管理を一体的に検討することで、財政支出の削減に資する民活手法を検討することは十分に可能。[埼玉りそな銀行]</li> </ul>
南中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地が市街化区域ではあるが、収益性の観点から、現時点での民間活力導入の可能性は低く、売却以外の収益を生む資産運用は困難と思われる。ただし、校庭、体育館を貸し出しすることによる少額な賃料収入程度の資産運用は考えられる。[埼玉県宅地建物取引業協会]</li> <li>・第一種中高層住居専用地域であり、道路付けなどからも店舗機能には適さない。近隣に広がる居住エリアへの行政サービス(学校、図書館など)提供の場とすることが適していると考えられる。[埼玉りそな銀行]</li> </ul>
鶴ヶ島海洋センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収益を生むための資産運用としては、売却という方法のみと思われる。(前面道路が狭いため、一戸建て住宅用の土地利用が考えられる。)[埼玉県宅地建物取引業協会]</li> <li>・民間での利活用を検討した場合、周辺地区の状況から個人向けサービスが考えられる。しかし、現在は当該地を中心に東、西、北に大型スーパーが出店しており、同種の業態は飽和状態といえる。また、道路付けの点から、衣料やその他の生活利便施設の出店も困難と想定される。よって、土地売却による宅地分譲以外に土地利用は困難な場所と考えられる。[埼玉りそな銀行]</li> </ul>
旧第一学校給食センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用途地域が第一種住宅用地のため、一戸建て住宅用地として売却が考えられる。[埼玉県宅地建物取引業協会]</li> </ul>
旧第二学校給食センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種低層住居専用地域ではあるが、実際は「鶴ヶ島市土地区画整理事業施工区域内の土地で暫定用途。また、同区画整理事業は施行者未定で事業の進捗はしていないため、市街化区域での開発許可・届出が必要となるため、現況では民間事業者での利活用は困難。このため、現状では配送センターや資材置き場等の運送・建設系のニーズが考えられる。[埼玉りそな銀行]</li> </ul>

表 2-37 民間業者の意見（4/4）

施設名称	民間業者の意見内容
旧庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧庁舎周辺は、元々鶴ヶ島の中心であり、鶴ヶ島の生い立ちを含めた町の歴史を市民に知っていただく場にしていただければと思う。[埼玉県宅地建物取引業協会]</li> <li>・「介護福祉・高齢者支援機能、子育て支援機能、文化交流機能の再編と複合化」の検討するにあたり、民間活力の導入（①導入機能の運営、②施設建設・整備）は十分に可能と考えられる。</li> <li>・その他の敷地活用案としては、事業用定借の活用等により、敷地の一部を分割し、生活利便系施設を誘致することによる「稼げる公共エリア」を創出することが合理的と考えられる。[埼玉りそな銀行]</li> </ul>
旧若葉駅自転車駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収益を生む資産運用方法として、旧若葉駅自転車駐車場及び周辺市有地（計約2,500㎡）は、コインパーキングの土地利用が考えられる。また、民間事業者に貸し出している近接した市有地（約4,500㎡）は、総合病院用地とする資産運用方法が考えられる。若葉駅前の民間商業施設が今後、撤退せずに、建物を建替え、継続的に運営するとは限らない。[埼玉県宅地建物取引業協会]</li> <li>・一定の人の流れがあり商業立地向きの土地と考えられる。業種想定は「ドラッグストア」「飲食店」「クリニック」など比較的幅広に検討可能。商業利用を想定した場合、交番の存在が前面道路からの進入路の障害となる可能性があり、交番を移転する検討が必要。駐輪場建屋の撤去費用や、交番の移転費用等の当該地を更地として一体的に活用するための整備費用は、市負担とすることが前提になると考えられる。[埼玉りそな銀行]</li> </ul>

## 2-2-10. 類似機能の配置状況

公共施設の機能の内、類似しているものや利用範囲が近接・重複しているものなどを把握することで、公共施設の再配置にあたって、施設機能の見直しについての判断材料とします。

—公共施設の再配置の検討にあたっての課題 12—  
類似機能の近接・重複が多数あり、稼働率も勘案し施設機能を見直す必要があります

### (1) 施設の類似機能

施設が持つ機能(諸室)を施設別に整理すると、体育館や軽い運動を行える「軽運動室」、利用について自由度の高い部屋である「学習室等」を持つ施設が多く、施設同士が類似した機能を多く持っており、学習室等や調理実習室、体育館が一部の地域で特に重なった配置状況となっています。(表2-38)

表2-38 施設の類似機能

施設名称	機能									
	学習室等	視聴覚室	調理実習室	実習室 (工芸室等)	陶芸窯	和室	保育室	ホール	軽運動室	体育館
	※1	※2	※3	※4	※5	※6	※7	※8	※9	※10
小・中学校体育館									○	○
東市民センター	○		○	○	○	○		○	○	
西市民センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
南市民センター	○	○		○		○	○	○	○	
北市民センター	○	○	○	○	○	○		○	○	
大橋市民センター	○	○	○	○	○	○		○	○	
富士見市民センター	○	○		○	○	○	○	○	○	
女性センター	○		○			○	○	○	○	
農業交流センター	○		○			○				
中央図書館	○	○								
鶴ヶ島海洋センター	○								○	○
保健センター	○		○							
老人福祉センター	○			○	○	○			○	
計	12	6	7	7	6	9	4	7	22	14

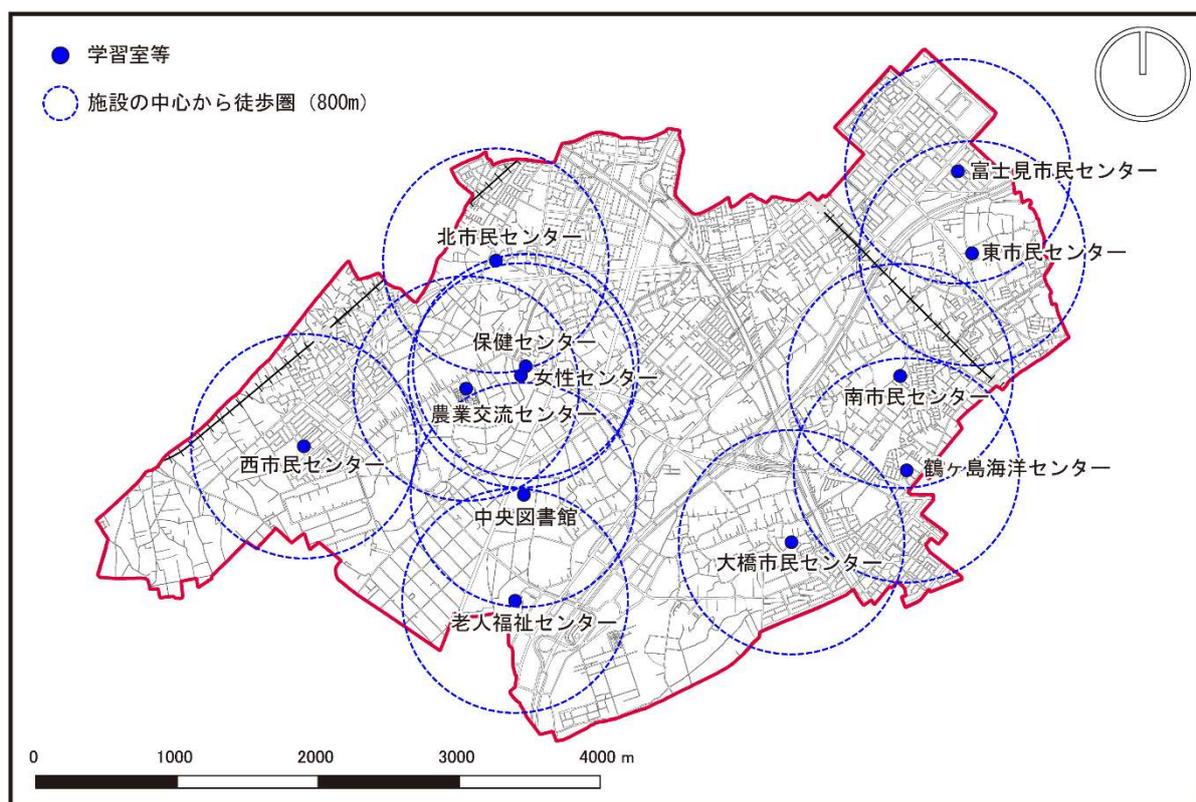
- ※1：学習室等は、学習・研修・展示・サークル活動・会議等の機能を持つ利用の自由度が高い部屋です。
- ※2：視聴覚室は、一定の防音機能のある空間となっており、楽器演奏、カラオケ等が実施できる部屋です。
- ※3：調理実習室は、ガス設備や調理台、食器類が存在し、調理実習が実施できる部屋です。
- ※4：実習室(工芸室等)は、作業机や流し台が存在し、陶芸、絵画、手工芸等が実施できる部屋です。
- ※5：陶芸窯は、陶芸による作品等の焼き物を焼成できる機能を持ちます。
- ※6：和室は、畳が敷かれた和室の造りとなっており、囲碁、将棋、和裁、茶道、華道等が実施できる部屋です。
- ※7：保育室は、畳が敷かれた小空間の和室の作りとなっており、保育利用ができる部屋です。
- ※8：ホールは、大空間であるフロアやステージに音響装置、照明、スクリーン等が存在し、講演会やダンス、演奏会等が実施できる部屋です。
- ※9：軽運動室は、体操、ダンス、卓球等の軽い運動が行える空間を有した部屋です。
- ※10：体育館は、学校運営による使用時間外のみ利用が可能です。

## (2) 各機能の配置状況

### 【学習室等】

図2-67に示す学習室等のある施設の配置状況は、次のとおりです。

- ・学習室等の機能がある対象施設は、市内に計12施設あり、多くの施設が立地しています。
- ・配置状況を見ると、東市民センターと富士見市民センター、南市民センターと鶴ヶ島海洋センター、北市民センターと女性センター・農業交流センター・保健センターの徒歩圏の重なりが大きくなっています。



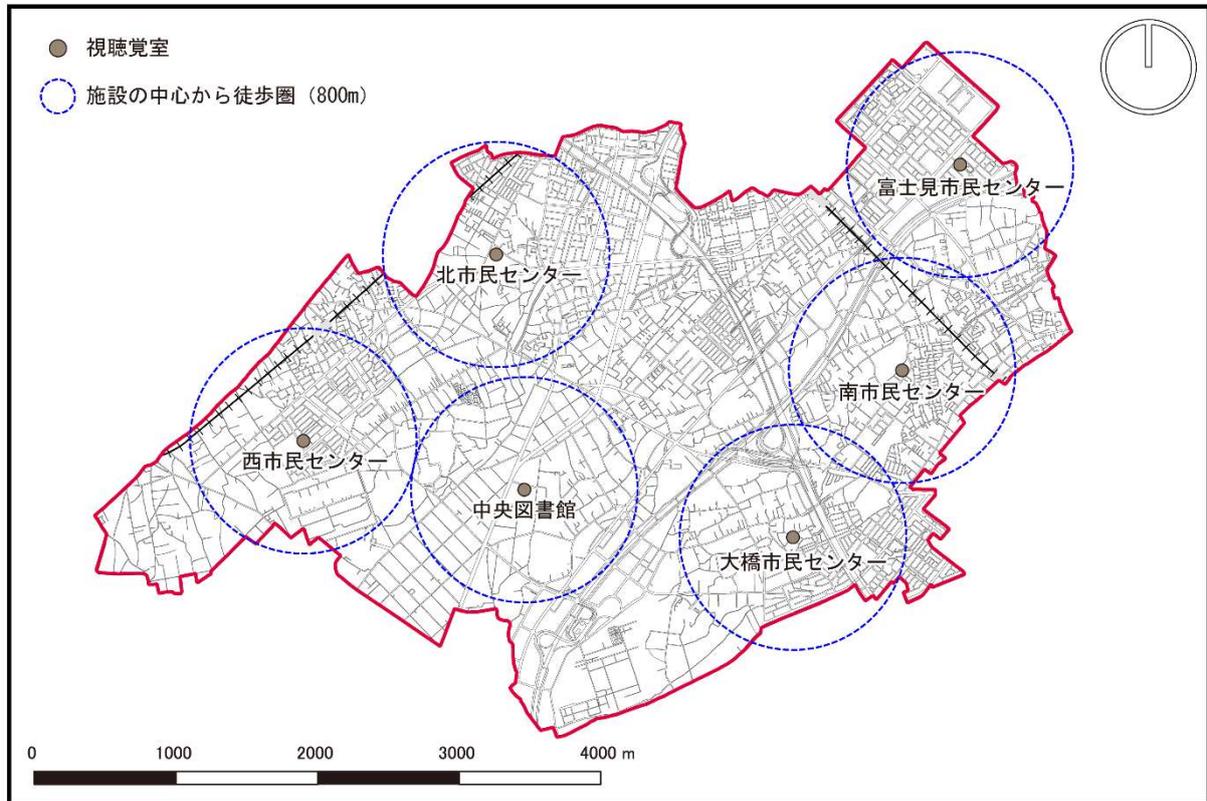
(国土数値情報、基盤地図情報より作成)

図2-67 学習室等のある施設の配置状況

### 【視聴覚室】

図2-68に示す視聴覚室のある施設の配置状況は、次のとおりです。

- ・視聴覚室の機能がある施設は、市民センター5施設（西、南、北、大橋、富士見）と中央図書館の計6施設あります。
- ・配置状況を見ると、施設への徒歩圏の重なりは、ほぼありません。



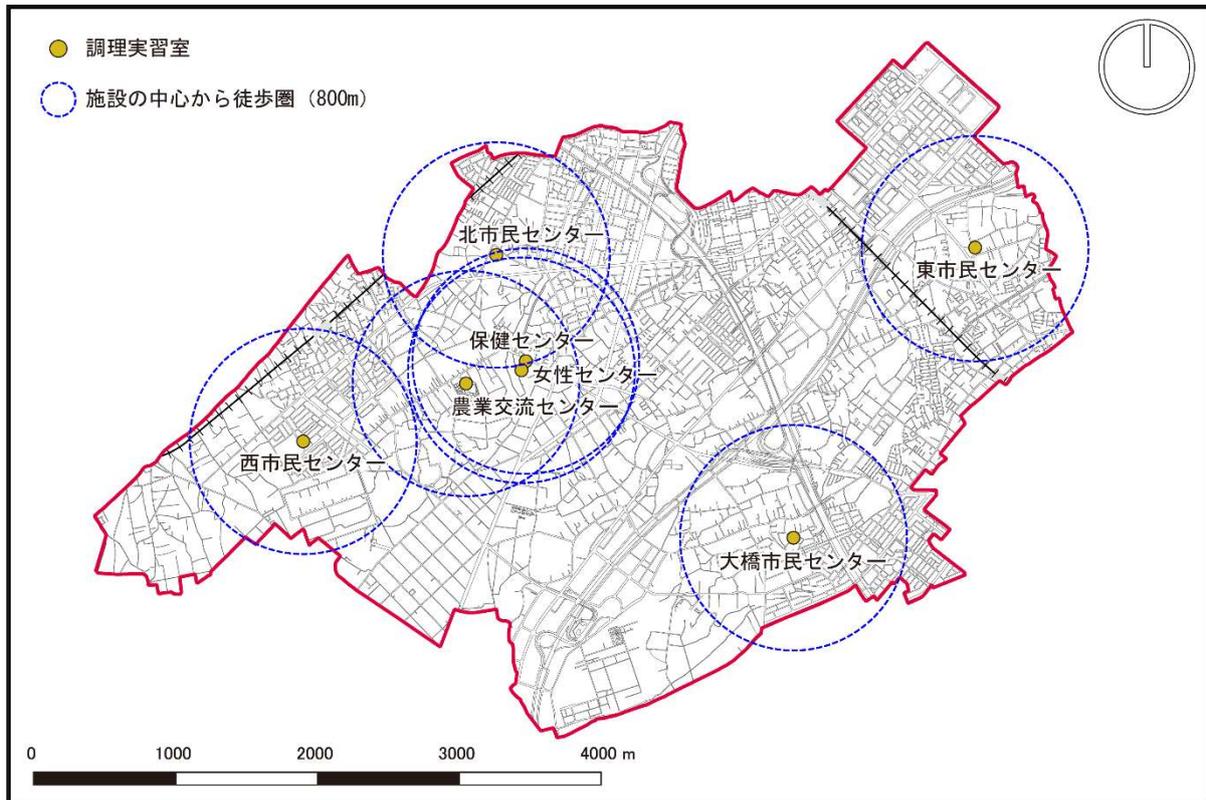
(国土数値情報、基盤地図情報より作成)

図2-68 視聴覚室のある施設の配置状況

### 【調理実習室】

図2-69に示す調理実習室のある施設の配置状況は、次のとおりです。

- ・調理実習室の機能がある施設は、市民センター4施設（東、西、北、大橋）と、女性センター、農業交流センター、保健センターの計7施設あります。
- ・配置状況を見ると、北市民センターと女性センター・農業交流センター・保健センターの徒歩圏の重なりが大きくなっています。



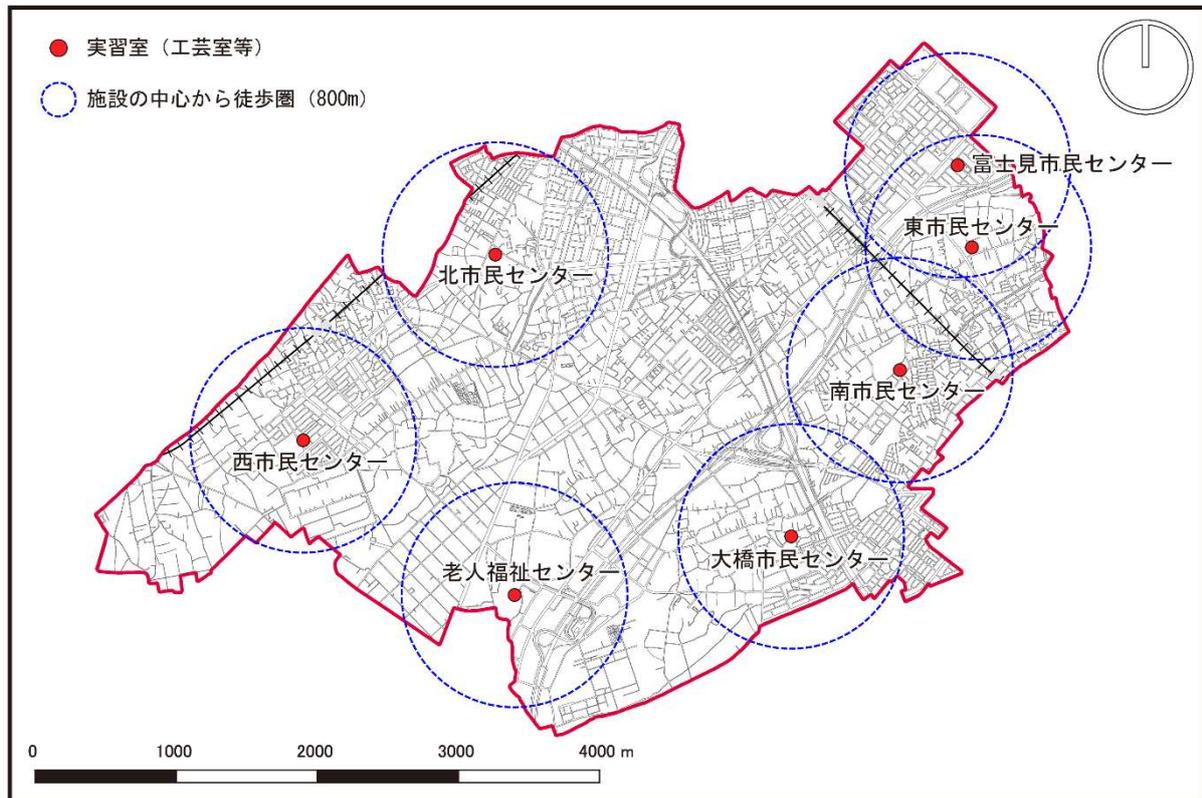
(国土数値情報、基盤地図情報より作成)

図2-69 調理実習室のある施設の配置状況

### 【実習室（工芸室等）】

図2-70に示す実習室（工芸室等）のある施設の配置状況は、次のとおりです。

- ・実習室（工芸室等）の機能がある施設は、市民センター6施設（東、西、南、北、大橋、富士見）と老人福祉センターの計7施設あります。
- ・配置状況を見ると、東市民センターと富士見市民センターの徒歩圏の重なりが大きくなっています。



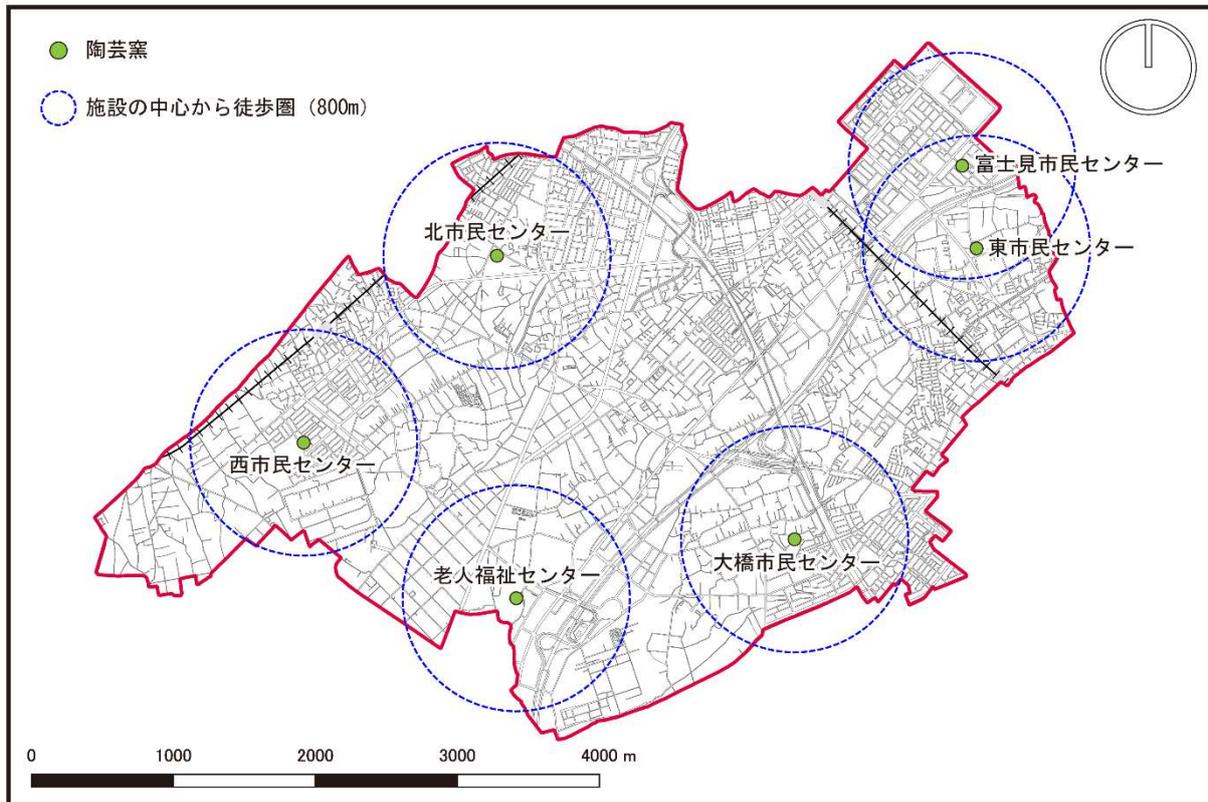
（国土数値情報、基盤地図情報より作成）

図2-70 実習室（工芸室等）のある施設の配置状況

### 【陶芸窯】

図2-71に示す陶芸窯のある施設の配置状況は、次のとおりです。

- ・陶芸窯の機能がある施設は、市民センター5施設（東、西、北、大橋、富士見）と老人福祉センターの計6施設あります。
- ・配置状況を見ると、東市民センターと富士見市民センターの徒歩圏の重なりが大きくなっています。



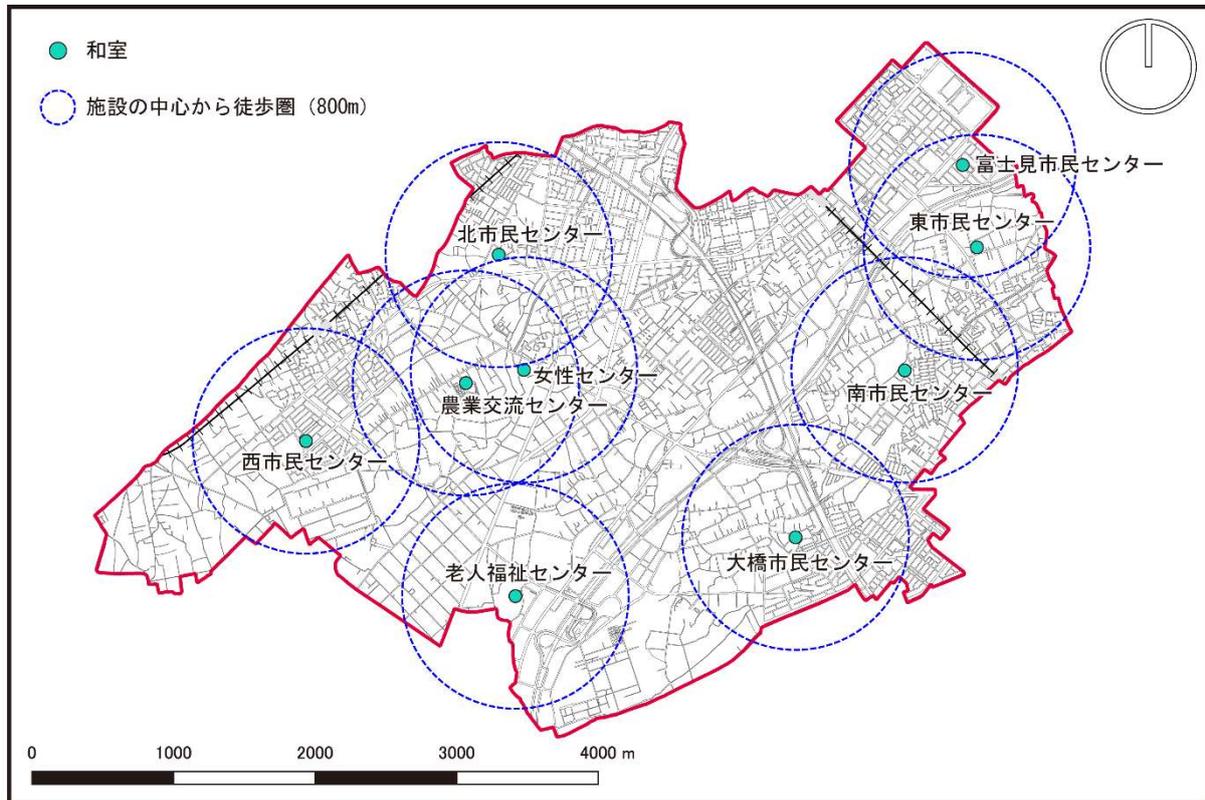
(国土数値情報、基盤地図情報より作成)

図2-71 陶芸窯のある施設の配置状況

## 【和室】

図2-72に示す和室のある施設の配置状況は、次のとおりです。

- ・和室の機能がある施設は、市民センター6施設（東、西、南、北、大橋、富士見）、女性センター、農業交流センター、老人福祉センターの計9施設あります。
- ・配置状況を見ると、東市民センターと富士見市民センター、北市民センターと女性センター・農業交流センターの徒歩圏の重なりが大きくなっています。



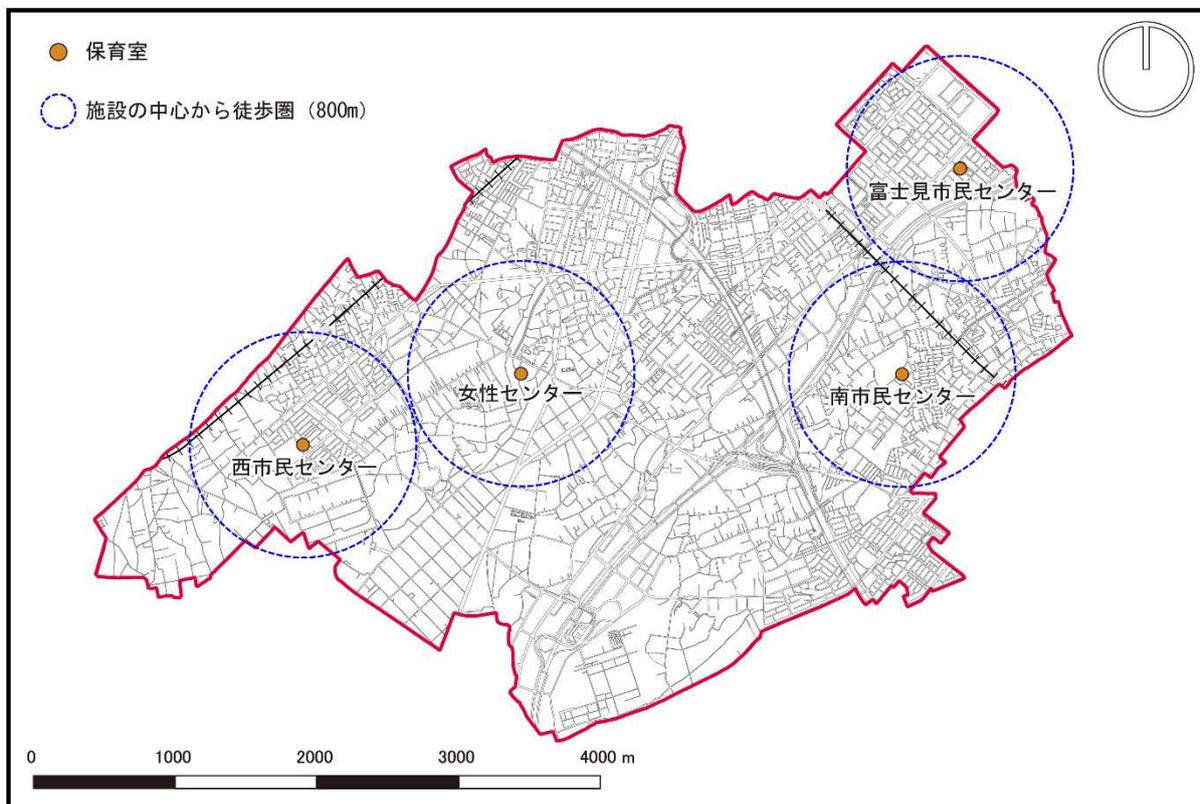
(国土数値情報、基盤地図情報より作成)

図2-72 和室のある施設の配置状況

### 【保育室】

図2-73に示す保育室のある施設の配置状況は、次のとおりです。

- ・ 保育室の機能がある施設は、市民センター3施設（西、南、富士見）と女性センターの計4施設あります。
- ・ 配置状況を見ると、市域の東西に配置されています。



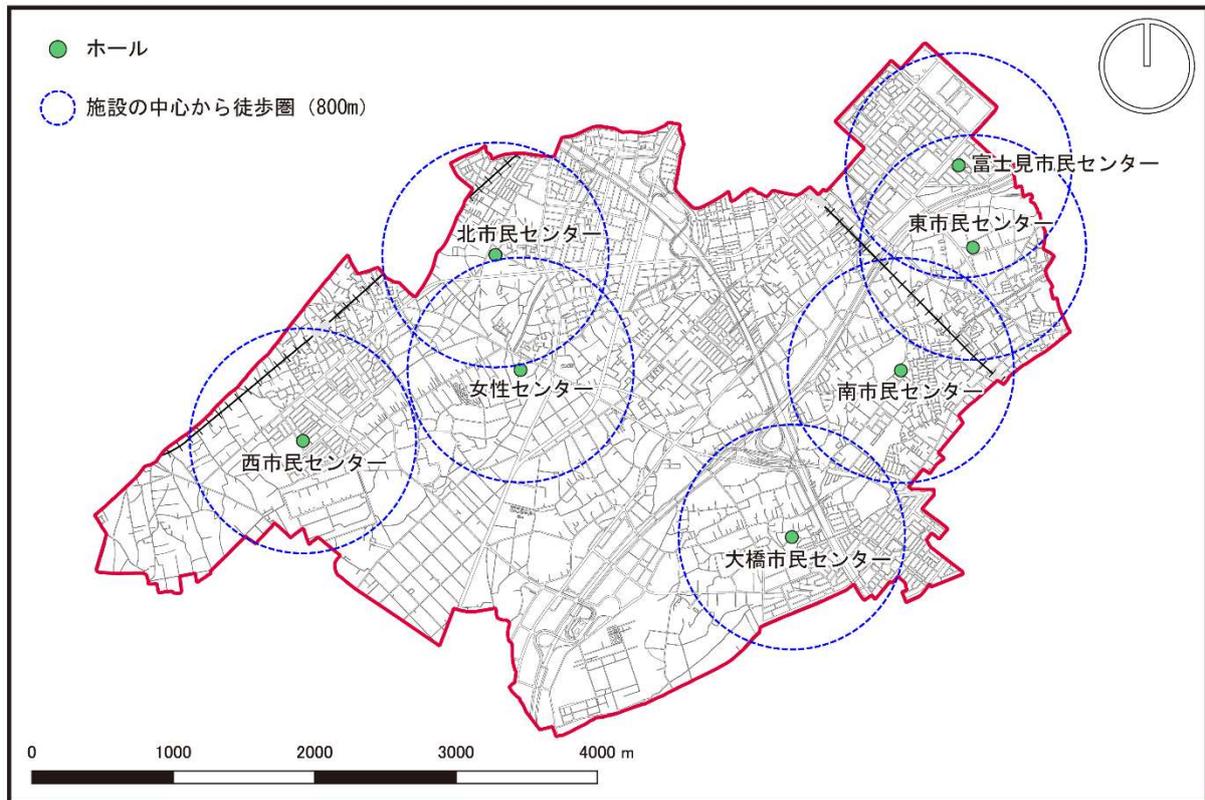
(国土数値情報、基盤地図情報より作成)

図2-73 保育室のある施設の配置状況

### 【ホール】

図2-74に示すホールのある施設の配置状況は、次のとおりです。

- ・ホールの機能がある施設は、市民センター6施設（東、西、南、北、大橋、富士見）と女性センターの計7施設あります。
- ・配置状況を見ると、東市民センターと富士見市民センター、北市民センターと女性センターの徒歩圏の重なりが大きくなっています。



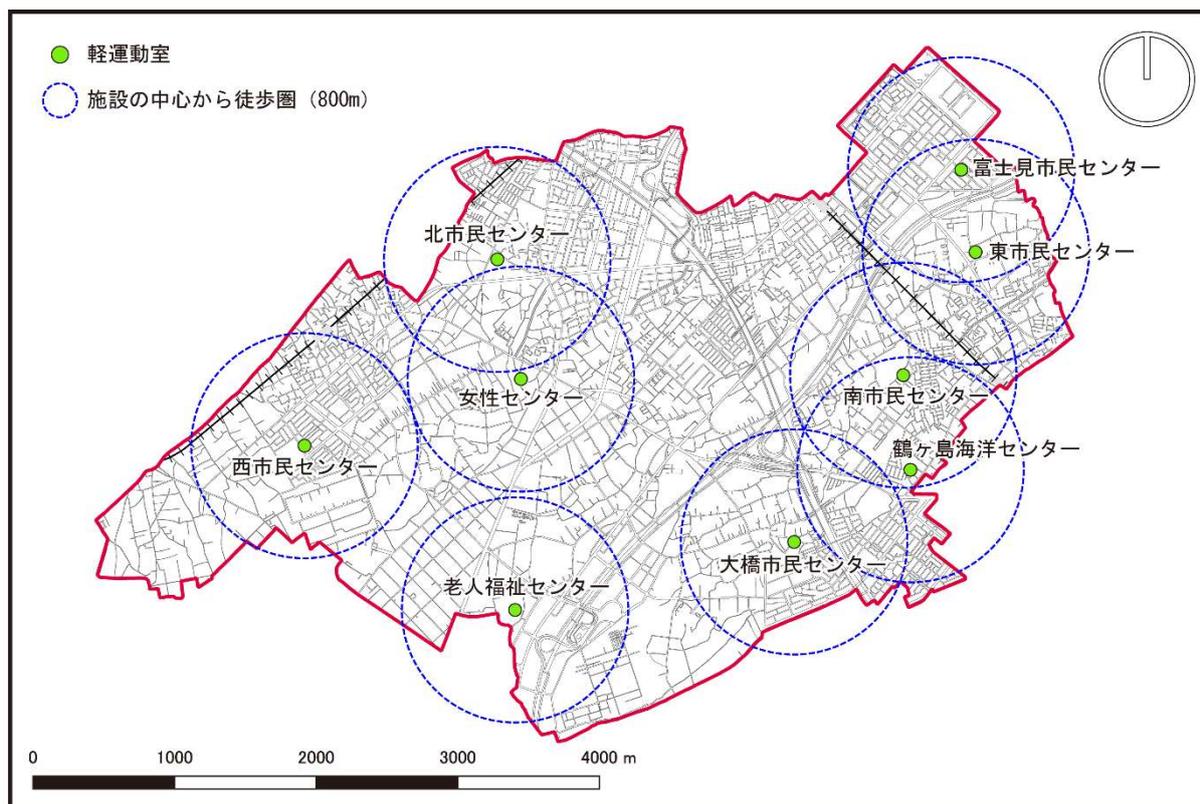
(国土数値情報、基盤地図情報より作成)

図2-74 ホールのある施設の配置状況

### 【軽運動室】

図2-75に示す軽運動室のある施設の配置状況は、次のとおりです。

- ・軽運動室の機能がある施設は、小・中学校13施設、市民センター6施設（東、西、南、北、大橋、富士見）、女性センター、鶴ヶ島海洋センター、老人福祉センターの計22施設があり、類似機能の中で最も多くの施設が立地しています。
- ・配置状況を見ると、市のほぼ全域を徒歩圏がカバーしているものの、徒歩圏の重なりが大きくなっている施設も多くなっています。



(国土数値情報、基盤地図情報より作成)

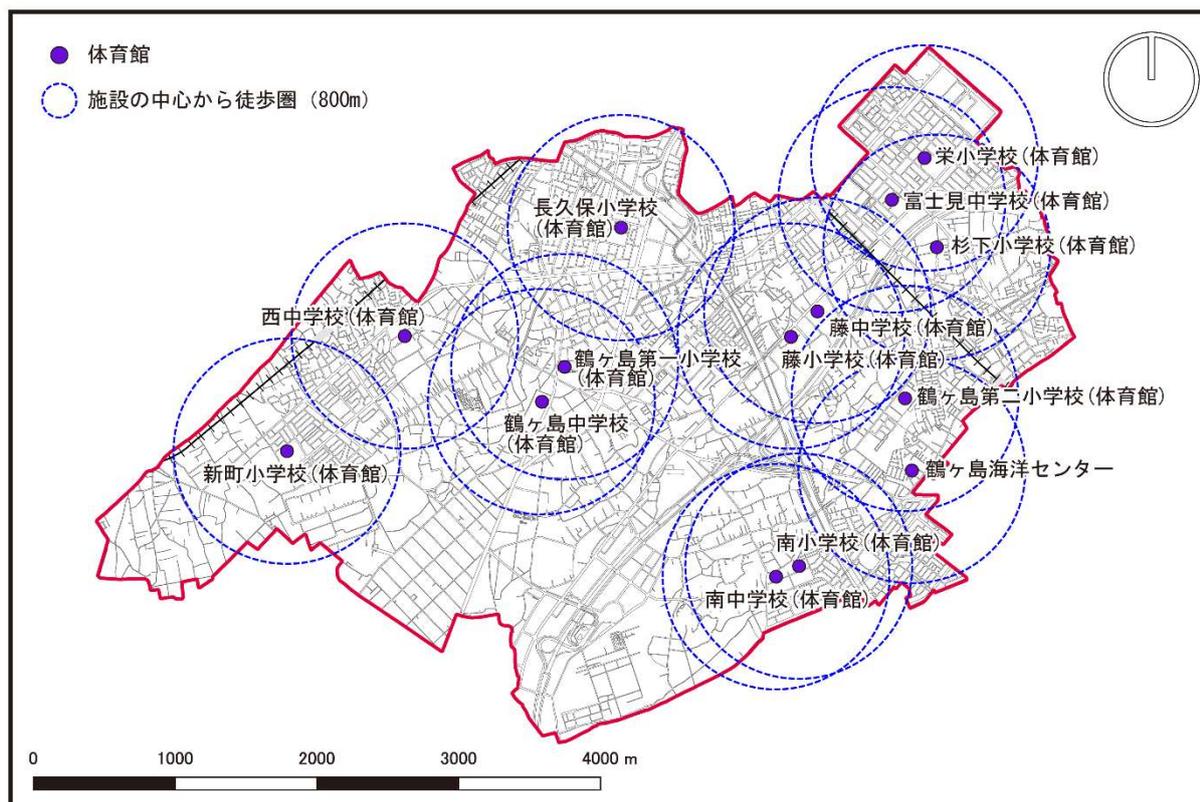
図2-75 軽運動室のある施設の配置状況

※軽運動室の機能を持つ小・中学校体育館は、表示していません。

## 【体育館】

図2-76に示す体育館のある施設の配置状況は、次のとおりです。

- ・体育館は、小・中学校13施設と鶴ヶ島海洋センターの計14施設あります。
- ・市域の南側を除き、多くの地域を利用圏域がカバーしています。
- ・配置状況を見ると、小・中学校が近接している地区の徒歩圏の重なりが大きくなっているのが見られます。
- ・小・中学校の体育館は、学校運営使用時以外の土日祝日や平日夜間は、市民の利用が可能となっています。



(国土数値情報、基盤地図情報より作成)

図2-76 体育館のある施設の立地状況

※小・中学校体育館は、軽運動室の機能も持っています。